

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	106 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	88 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	97 件
国民年金関係	59 件
厚生年金関係	38 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から52年8月まで

私は、A市に引っ越した昭和52年頃に、私が独身の時の未納分の国民年金保険料をA市で一括して納付したのは確かだが、領収書が無いので証明できない。納付した保険料額は私にとって多額だったので、私の親から援助してもらったお金で一括して納付したことをしっかりと記憶している。

結婚してからの期間が、申請免除となっていることを最近まで知らなかった。元夫が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、この期間についても申立てを行う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が婚姻後の国民年金保険料を納付しており、独身のときの未納分の保険料については、A市に引っ越しをした昭和52年頃に申立人が市役所で一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の最初の国民年金手帳記号番号がB市において昭和50年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から同年1月頃に加入手続を行ったことが推定できる。この場合、加入手続時点において、申立期間のうち、42年5月から46年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。また、47年1月から49年9月までの保険料は過年度納付及び現年度納付することは可能であるものの、申立人はB市に居住したことはなく、申立人の元夫の実家が同市にあったことから、元夫が同市で加入手続を行ったかもしれないと陳述しているが、元夫からは事情を聴取することができないため、当時の納

付状況等は不明である。

また、最初の国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付状況をみると、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和49年10月から同市に転居した昭和52年度までの国民年金保険料が申請免除された記録となっていることが確認できるが、当時の事情は不明である。

さらに、申立人には、2回目の国民年金手帳記号番号が昭和52年7月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、この払出時点において、申立期間のうち、42年5月から49年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。また、この期間の保険料を時効にかからず納付するには特例納付制度を利用する必要があるが、申立人は納付したとする金額及び納付状況について詳しくは記憶していない上、申立人が遡って納付したとする52年は特例納付実施時期ではない。

加えて、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人及びその元夫の納付記録を見ると、元夫の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、元夫は昭和52年9月に、昭和50年度及び51年度の国民年金保険料を過年度納付し、昭和52年4月からの保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立人の特殊台帳及び同市の被保険者名簿から、申立人は同年9月からの保険料を現年度納付していることが確認できるものの、49年10月から52年8月までの期間は最初の手帳記号番号による申請免除の期間が統合された記録となっている。この申請免除の記録について、統合される前のA市の被保険者名簿を見ると、当初、昭和49年10月から53年3月までが申請免除の記録とされていたが、49年10月から52年8月までの期間については、各年度の保険料額が記載され、欄外に「55.11.18」「47,000」と対応する保険料金額の合計が記載されており、A市で当該期間の保険料追納についての説明が行われたことがうかがえる。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号に係る申請免除の期間は、昭和55年11月18日に、2回目の手帳記号番号の納付記録と統合されていることが、A市の国民年金被保険者名簿から確認できるが、申立期間のうち、49年10月から52年8月までの申請免除とされている期間について、「充当」の印字が押されている。これらのことを踏まえると、申立人は、申立期間のうち、申請免除とされている期間の保険料を追納したと考えるのが相当である。

なお、申立期間のうち、昭和42年5月から49年9月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から52年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から59年6月まで  
② 昭和59年10月から同年12月まで

私は、就職した昭和57年5月にA市B区で国民年金の加入手続をした。しかし、加入時には年金手帳はもらわなかった。

時期は定かでないが、加入後に国民年金保険料を納付していた途中で年金手帳が郵送されてきたので、その手帳を所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付書で金融機関から納付した申立期間①及び②について、納付記録が消されて未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月に国民年金に加入し、その後の国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和60年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、57年5月に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない上、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①のうち、同年5月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、昭和58年1月から59年6月までの国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるが、申立人の保険料の納付に関する記録を見ると、A市の国民年金被保険者名簿から、国民年金に加入以降の保険料は現年度納付されていることが確認できるが、加入以前の保険料は、同年7月から同年9月ま

での保険料が時効直前の 61 年 10 月に納付されるなど、社会保険事務所(当時)から過年度保険料の納付書が申立人に送付されても、即座に対応されなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの保険料が 61 年 10 月に、60 年 1 月から同年 3 月までの保険料が 62 年 3 月に、それぞれ、時効直前に納付されていることが確認できることから、その間の期間である 59 年 10 月から同年 12 月までの保険料について、同様に時効直前に過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで

当時自宅で仕事をしていたら、集金人がやって来て国民年金への加入勧奨を受けたので、私がその場で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私がA市B区の集金人に納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月9日にC町で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間①及び②を除き、昭和36年4月から60歳到達時点の平成9年\*月まで完納されており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②はそれぞれ12か月と短期間であり、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間当時、営んでいた自営業の経営状況は順調であり、生活状況に特段の変化はなく、申立期間①及び②の保険料の納付が困難な経済状況ではなかったとしていることから、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人の妻は、昭和40年の結婚後、夫から指示され夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し始めた以前から、同じ集金人が自宅に集金にきていたことを記憶している旨を陳述していることから、申立人の申立期間②

の保険料についても集金人に対し納付していた可能性は否定できない。

このほか、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間①及び②に挟まれた昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの 24 か月の国民年金保険料が未納と記録されていたが、平成 17 年 1 月 21 日付けで納付済みに記録訂正されており、申立人の保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が認められることから、申立期間①及び②についてもなんらかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年頃から48年頃までの期間のうち約2年間  
昭和46年頃、A市B区に転入した親類の年金に係る手続でC社会保険事務所(当時)へ行った際、自分自身も国民年金保険料を納付していなかったため、同事務所の職員から「国民年金保険料を1年分ぐらい遡って納付してはどうか。」と納付を勧められたことがあった。

これがきっかけとなって、A市から国民年金保険料の納付を勧奨する案内を受けたので、昭和46年12月頃にA市B区役所の窓口で約1年分の保険料を遡って納付し、その半年後、同様に6か月分の保険料を、さらに半年後、6か月分の保険料を納付し、合計約2年間の保険料を納付した。

申立期間について納付記録が無いが、国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの期間について、申立人は、「納付勧奨をきっかけに、昭和46年12月頃にA市B区役所の窓口で約1年分の国民年金保険料を遡って納付し、その半年後、同様に6か月分の保険料を、さらに半年後、6か月分の保険料を納付し、合計約2年間の保険料を納付した。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年12月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録においても、当該期間については国民年金の被保険者期間とされている。

また、申立人は、「A市B区役所の窓口で国民年金保険料を納付した際、納付を勧奨するはがきのみを持参し、年金手帳を持参しなかったところ、領収証



に相当するものとして、年度単位で1月分済、2月分済というように納付月の欄に判子が押された用紙を渡されたことを記憶している。」と窓口における納付の状況及び納付に至る経緯を具体的に説明しているところ、A市によると、「申立期間を含む保険料を印紙検認方式で収納していた期間については、区役所で保険料を収納する場合でも年金手帳に印紙を貼付し、検認印を押すこととしていたが、例外的に、年金手帳の持参がない場合は、その代替として、手帳の検認欄と同様の用紙に検認印を押したものを渡していた。」としており、申立人の保険料納付に係る記憶は、区役所の窓口において年金手帳を持参しなかった場合におけるA市固有の例外的な取扱い状況と一致しているなど、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人に係るD区の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年10月5日に申立人がA市に転出する旨記載されていることが確認でき、この時点がA市で国民年金保険料の納付を開始したとする時期とほぼ同時期であることを踏まえると、申立人がA市において国民年金の被保険者である旨取り扱われていた可能性を否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和46年3月以前の期間について、申立人は、同年12月頃に国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと主張しているが、当該期間の保険料については、過年度保険料となることから、区役所において保険料が収納されたものとは考え難い上、申立期間のうち、48年1月以降の期間についても、申立人は46年12月頃に約1年分の保険料を遡って納付し、その半年後、同様に6か月分の保険料を、さらに半年後、6か月分の保険料を納付したと記憶していることから、当該期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和46年3月以前の期間及び48年1月以降の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

当時、私は大学生であったが、2年ほど前に唯一の保護者であった母親を亡くした上、体調を崩していたため申立期間について、A市役所において、前後の期間と同様の方法で、免除申請の手続をした。

申立期間の前後の期間については、正しく申請免除の記録になっているのに、申立期間だけが未納の記録とされていることに納得できない。

この頃は特に症状がひどく、最もつらかった時期であっただけに、間違いなく免除申請の手続をしたので、調査の上、申立期間を申請免除の期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の当時大学生であったが、申立期間の前後を通じて、健康上の理由から休学と通院を繰り返す生活状況となり、A市役所において、平成8年3月から11年12月までの期間について、続けて免除申請の手続を行い、特に申立期間については、取り分けその症状が重く、国民年金保険料を納付する見通しが立たなかったことから、前後の期間と同じ方法で一連の手続を行ったことを明確に記憶しており、当該期間についてのみ手続を欠いたとは考えられないと強く主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間前後の8年3月から9年3月までの期間及び10年4月から11年12月までの期間については申請免除期間であることが確認でき、申立期間についても同様の方法で免除申請の手続を行ったとする申立人の主張には信憑性がうかがえる。

また、申立人は、平成7年に唯一の保護者であった母親が死亡して以降、申立期間の前後の期間を通じて、母親が残したわずかな蓄えにより単身で生活を

続けていたとしており、免除申請が承認されている前後の期間を通じて生活状況に大きな変化は認められない上、申立人が免除申請の手続を行ったとするA市役所によると、前年に免除申請が認められた被保険者に対しては、申請の案内を行っていたとしており、このような事情にある申立人が申立期間の12か月についても免除申請の手続を行ったとしても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、平成6年4月から7年3月までの期間及び8年3月について、2回にわたり申請免除期間に係る国民年金保険料の追納が行われていることが確認でき、申立人が納付済期間をできるだけ増やそうとしていることがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年8月まで  
② 昭和47年5月から52年3月まで  
③ 昭和53年1月から同年3月まで

私の母親は、私が病弱なため、嫁ぎ先まで来てくれて私を助けてくれた。何か月も泊まってくれたこともある。その母親が、私の老後のことを考えて国民年金に加入してくれ、国民年金保険料も納めてくれていた。「国民年金も保険もちゃんと納めてあるからね。安心して。」と母親から聞いたことを覚えている。昭和53年3月末頃、母親の体調が悪くなり始め、「国民年金は自分で納めるようにね。」と言われてから、私が銀行で口座振替の手続を行った。

しかし、申立期間①、②及び③が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、資格取得の原因等の欄に「52.12.23」の押印が確認できることから、申立人の加入手続は52年12月頃に行われたものと推認される。この場合、申立期間③の国民年金保険料については、現年度納付することが可能である。

また、申立人は、「加入手続を行って以降は未納期間が生じることがないよう国民年金保険料を納付しており、万一、納付が遅れたとしても催告を受ければ必ず納付している。」としているところ、オンライン記録によると、加入手

続が行われたものと推認される時点において現年度納付が可能で、申立期間③の直前の期間である昭和52年4月から同年12月までの保険料が現年度納付されている上、申立期間③以降は、60歳に至るまでの国民年金加入期間（369か月）について保険料が全て納付されていることが確認できることから、申立期間③の3か月についても保険料が納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和52年12月頃においては、当該期間の大部分は、時効の成立により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年2月まで

私は、結婚のため平成5年5月に会社を退職し、実家のA市からB市C区へ転居した。

平成6年3月\*日に区役所で婚姻届を提出後、国民年金への切替を行った。その時、窓口で申立期間が未納期間であると言われたが、その金額が10万円ぐらいと大金であり、持ち合わせが無かったので、2日から3日後に郵便貯金を下ろし、区役所窓口で直接現金で納付した。

私が国民年金保険料を納付したのは、この時の一度だけであり、今も強く印象に残っている。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成5年5月26日に第1号被保険者の資格を取得し、婚姻届出日である6年3月\*日に第3号被保険者の資格を取得したことが同一の筆跡でまとめて記載されているとともに、同年4月22日付けで氏名及び住所が変更されていることが確認できることから、この日に国民年金への切替を行ったものと推定される。この場合、申立期間の国民年金保険料については、同年4月末日まで区役所窓口で納付が可能な現年度保険料であるなど、申立内容に特段不自然な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したのは一度だけであると申し立てているところ、結婚前の保険料については、実家の両親が納付していたと陳述している上、申立期間後から現在まで第3号被保険者であることから、申立人が納付したとする保険料は、申立期間の保険料である可能性が高いほか、申立期間は10か月間と短期間であるとともに、その保険料額は、申立人の記憶する納付金額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から48年12月まで  
② 平成7年2月及び同年3月

私も弟もA市B区で父の店を手伝っており、私が昭和50年に結婚し、私が国民年金保険料を納付するようになるまで、申立期間①については、父が兄弟の保険料と一緒に納付してくれていた。

平成9年に父が亡くなったので、当時のことは分からないが、父はきっちりとした性格で、常々「おまえたちの年金は、私が支払ってやっている。」と言っていた。

また、結婚後は、私が、未納が無いよういつも注意しながら、夫婦の国民年金保険料を市役所内にある銀行の出張所で納付していたのに、申立期間②の2か月分のみを未納にするはずがない。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の被保険者資格の要件に該当した日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人兄弟に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人は昭和50年6月に、申立人の弟は52年12月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、兄弟共に28歳前後の頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人については、申立人が42年7月5日まで、申立人の弟については、弟が44年1月18日まで、それぞれ遡って国民年金の強制加入被保険者の資格

を取得していることが特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、兄弟が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続が行われた年度より前の年度であるため、年度を遡って納付することになる過年度保険料になるが、兄弟共に国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与してない上、申立人の父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人兄弟に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は6年以上に及び、これほどの長期間にわたり、行政側が毎回繰り返して事務処理を誤ることは考え難い上、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の年金手帳を見ると、結婚後の昭和51年5月に実家のB区からC市へ転居したことが記載されていることなどから、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする期間は、申立人の加入手続が行われたとみられる50年6月時点において、現年度納付が可能であった同年4月から転居する頃までの約1年間であると考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人及びその妻のオンライン記録によると、結婚後の約30年間にわたる夫婦の国民年金被保険者期間において、申立人の申立期間②以外は、夫婦共に国民年金保険料を完納している上、結婚後の昭和52年2月に、その時点で時効完成前であり納付が可能であった申立期間①直後の49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付するなど、申立人の納付意識の高さとともに、未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間②は2か月間と短期間である上、その前後の期間は現年度により国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から62年5月まで

ねんきん特別便により、申立期間の国民年金の納付記録が無いことが分かった。申立期間は、会社に入社するまでの期間であり、国民年金保険料を納付していたと思う。当時利用していた自分名義のA銀行（現在は、B銀行）の預金通帳を見ても、昭和61年9月17日、同年11月17日、62年1月16日の3回にわたってC市により保険料が引き落とされていることが確認できるので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立期間は、国民年金に未加入の期間である。

しかし、申立人の所持するA銀行の申立人名義の預金通帳を見ると、昭和61年9月17日、同年11月17日及び62年1月16日付けで、C市によりそれぞれ1万4,200円が引き落とされていることが確認できる上、摘要欄には「年金」の記載が確認できる。

また、C市は、「当時、本市では、国民年金保険料の口座振替は、各奇数月に前月及び当月の2か月分を引き落とししていた。」としているところ、当該預金通帳に記載の1万4,200円は、当時の2か月分の国民年金保険料額と一致することから、当該預金通帳の記載は、申立期間のうち、昭和61年8月から62年1月までの国民年金保険料であると認められる。

さらに、当該預金通帳には、昭和62年1月16日より後の取引の詳細が記帳されていないが、当該預金通帳の口座が解約された平成21年に、昭和62年1月16日より後に入金された額の合計として2万9,000円と記帳されていると

ころ、当該額は、昭和 62 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料を合算した額と一致する上、B 銀行は、「申立期間当時の取引の詳細は不明であるが、当該口座はキャッシュカードが発行されていないため、預金通帳に記載の 2 万 9,000 円は、振替された金額の合計である可能性が高い。」としている。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の父母と同居していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の母は申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しているが、申立人の母は、「私は、申立期間当時、保険料の口座振替はしておらず、市役所の窓口で納付していた。」と陳述していることから、預金通帳に記載の上記の額は、申立人に係る国民年金保険料であると推認できる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 61 年 7 月までの期間についても、国民年金保険料を納付していたと思うとしている。

しかし、申立人は、当該期間に係る預金通帳を保管しておらず、B 銀行も平成 11 年 3 月以前の取引記録は保存していないとしていることから、口座振替により国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、申立人は、国民年金の加入及び口座振替の手続について記憶しておらず、これらの手続の時期が不明であることから、国民年金保険料納付の始期を特定することができない。

さらに、当該預金通帳以外に、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和 62 年 4 月及び同年 5 月については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 大阪国民年金 事案 5285 (事案 199 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から13年11月まで

私は、前回、申立期間を含む3か所の期間について、未納とされていることは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、そのうち、妻の日記に記載された国民年金保険料に関する内容等から、平成7年4月から8年3月までの1年間のみが納付済期間として認められたが、それ以外の期間は納付を認められなかった。

しかし、前回提出した妻の日記とは別に、私たち夫婦がA市に転居した当初の日記を妻が発見し、そこに国民年金保険料を納付した記載が見つかったので、再審議の上、同市に転居後の申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回申立てのあった平成7年4月から13年11月までの期間のうち、7年4月から8年3月までの期間は、申立人から提出のあった申立人の妻の家計簿を兼ねた日記の記述内容並びに申立人が申し立てている支払状況及び保険料額が、当時の状況と符合し、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、当該期間についてのみ、既に当委員会の決定に基づき、20年6月19日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかし、当初の決定後に、申立人から新たに提出された申立人の妻の日記を見ると、前回提出のあった日記と同様、妻の家計簿を兼ねており、日々の収支が継続して記載されている上、日記全体の態様及び記述内容等から、当該日記の信憑性<sup>びょう</sup>が高いことが認められるところ、平成8年4月1日付けの欄に、申立人の給料から24万円を受領した記述とともに、平成8年度1年分に相当する

国民年金保険料を申立人の妻が郵便局で納付を行った旨の記述が確認できる。

また、当該期間の納付に係る記述は、前後の筆跡等を比較しても、当時において記載されたことは明らかであり、申立人の妻が陳述する当時の状況等にも不自然さがうかがえないことから、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものとみるのが相当である。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月以降の期間についても、毎年1年分ずつ国民年金保険料を納付していた可能性があるのではないかと主張しているが、信憑性の高い当該日記の内容を全て視認したところ、8年4月1日の記述以外に、保険料を納付していたことをうかがわせる事跡を確認することができない上、日記以外に申立人又はその妻が、当該期間について保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私は、妻と一緒に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は妻が行っていた。その妻は亡くなってしまい詳しいことは分からないが、生前に妻から夫婦二人分の保険料を欠かさず納めたと聞いている。

申立期間当時は、商売も好調で国民年金保険料が支払えないということはなく、夫婦一緒に納めているのに、私だけ未納の記録とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めてきたと申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金保険料の納付を担当していた申立人の妻の納付記録を見ると、A市の被保険者名簿から、申立期間の保険料は納付済みの記録になっていることが確認できる上、申立期間及びその前後の保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みの記録となっていることから、申立期間についても、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私が20歳になった頃、国民年金のお知らせが届いたので、夫婦で加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は、私がA市B区役所で行っていた。

区役所窓口で、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納めたとき、国民年金手帳に貼ってあった申立期間の領収書がはがされていることに気が付いたが、急いでいたこともあり、区役所のしていることだから記録は大丈夫だろうと思いそのままにしていた。

昭和63年にC市に転居するまでは、B区役所の窓口で納付し、納付が遅れたときは納付書で納付していたが、申立期間については、未納になっていることを聞いた記憶もなく、督促された記憶もない。

欠かさず納めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入した後は、欠かさず国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年9月に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人夫婦の納付に関する記録を見ると、40年4月まで遡って国民年金保険料を納付した後、国民年金の加入期間について、申立期間以外に未納が無く、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険

料は現年度納付しており、申立期間の前後を通じて生活状況に変化が認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 5 月に、57 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 7 月にそれぞれ夫婦同一日に過年度納付していることが確認できる上、いずれの期間も当該年度欄には催告印が押されておらず、過年度納付ができる早い時期に納付していることが確認できることから、申立人夫婦の納付意識の高さがかんがみると、申立期間のみを未納のままとしておくとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

妻が20歳になった頃、国民年金のお知らせが届いたので、夫婦で加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は、妻がA市B区役所で行っていた。

妻が、区役所窓口で昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納めたとき、国民年金手帳に貼ってあった申立期間の領収書がはがされていることに気が付いたが、急いでいたこともあり、区役所のしていることだから記録は大丈夫だろうと思いそのままにしていた。

昭和63年にC市に転居するまでは、B区役所の窓口で納付し、納付が遅れたときは納付書で納付していたが、申立期間については、未納になっていることを聞いた記憶もなく、督促された記憶もない。

欠かさず納めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入した後は、欠かさず国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年9月に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人夫婦の納付に関する記録を見ると、40年4月まで遡って国民年金保険料を納付した後、国民年金の加入期間について、申立期間以外に未納が無く、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付しており、申立期間の前後を通じて生活状況に変化が認められ



ないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 5 月に、57 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 7 月にそれぞれ夫婦同一日に過年度納付していることが確認できる上、いずれの期間も当該年度欄には催告印が押されておらず、過年度納付ができる早い時期に納付していることが確認できることから、申立人夫婦の納付意識の高さがかんがみると、申立期間のみを未納のままとしておくとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月  
② 昭和59年10月から60年3月まで

私の国民年金保険料は、市役所から送られてきた納付書を使って、近くの銀行で妻が納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納の記録とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、送付されてきた納付書を使用して銀行で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和51年9月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付が可能であったことが分かる。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、特殊台帳及びオンライン記録から、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和55年6月に49年3月まで遡って保険料を特例納付している上、同年3月から60歳までの保険料について、申立期間①及び②以外に未納は無く、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は転居もしておらず、申立期間①及び②当時の生活状況にも特別の変化があったとは認められない上、申立期間①は1か月、申立期間②は6か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、特殊台帳及びA市の被保険者名簿から、昭和50年度から55年度にかけて3回の過年度納付を行った記録が見られ、保険料の納付が遅れたときは過年度納付していることから、夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①及び②の保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年11月まで

当時、私はA市の店に住み込みで働いていたが、住民登録は実家のあったB市に残っていたので、昭和45年9月頃に母親がB市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納めてくれた。

最初の会社に入社した昭和51年9月頃、母親から私の国民年金手帳を渡され、「これまでの国民年金保険料はちゃんと支払ってあるから、後は自分で支払っておきや。」と言われた記憶があるので、申立期間が未納の記録とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時の給料の8,000円のうち6,000円を母親に渡した上で、最初の会社に入社した昭和51年9月頃に母親から国民年金手帳を渡され、それまでの国民年金保険料を納付したと聞かされたところ、申立期間のうち、50年1月から同年11月までの期間について、B市の被保険者台帳によると、当該期間に係る過年度納付書が同市により発行された旨記載されていることが確認できる上、同市によると、同市が直接過年度納付書を発行する場合は、被保険者に納付の意向が認められ、納付書の発行について強い求めがあった場合に限り、当該11か月の保険料を申立人の母親が過年度納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月から49年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者に係る被保険者資格の取得日から、50年12月頃と推認され、この時点

では、当該期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、上記の過年度納付が行われたものと考えられる期間のほかに、さらに過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者台帳によると、当該期間の国民年金保険料が納付された旨の記録は確認できない上、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないため、納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入して以来、夫婦の国民年金保険料については、遅ればせながらも、納付書を3か月単位又は1年単位に区役所で作り替えてもらいながら、区役所窓口及び近くの銀行又は郵便局で一緒に納付してきたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されている上、それぞれの特殊台帳により確認できる昭和47年度以降の過年度保険料の納付状況がほぼ一致していることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認され、申立人の夫のオンライン記録によると、当該期間の保険料を納付済みである。

また、申立人から提出のあった申立人の夫に係る国民年金手帳及び複数の過年度保険料の領収証書等を見ると、申立期間②のうち、昭和45年4月から同年12月までの期間は、当該年金手帳の印紙検認記録欄に国民年金保険料を現年度納付したことを示す検認印が確認できるとともに、46年1月から同年3月までの期間については、44年10月から同年12月までの過誤納保険料が充当されていることが、社会保険事務所(当時)の充当通知書により確認できることなどを踏まえると、申立人の申立期間②の保険料についても、同様の方法で夫と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の夫も同様に国民年金保険料の未納期間であるとともに、夫の国民年金手帳における当該年度の印紙検認記録欄に検

認印が無い上、この欄に貼付された過年度保険料の領収証書は、昭和42年4月から申立期間①直前の43年3月までの1年分の領収証書であるなど、申立人から提出のあった申立人の夫に関するこれらの資料は、夫のオンライン記録及び特殊台帳の納付記録と一致している。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(申立人の夫に関する領収証書等の資料以外に家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、国民年金の加入時期についてはよく分からないが、結婚後は、妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、夫婦で納付済期間及び未納期間等が異なっていることが納付できない。

申立期間について国民年金保険料を納付していないか、もう一度よく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和58年12月頃に、申立人の妻は、申立人の申立期間の始期である60年10月頃に、それぞれ国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この場合、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を一緒に納付することが可能であるものと考えられる。

また、申立人夫婦のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和61年4月から現在まで、夫婦の納付日が一致していることから、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたものと推認される上、申立期間のうち、60年10月から同年12月までの3か月間は、妻は保険料を納付済みであり、当該期間の保険料を妻が一緒に納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も同様に未納期間となっていることから、夫婦の納付記録が同時に欠落することは考え難い上、その約1年半後の62年9月9日に、申立人夫婦に対して社会保険事務所(当時)が未納期間に係る保険料の納付書を作成したことが夫婦のオンライ



ン記録により確認できるところ、申立人の妻は、過去の未納保険料を遡って納付した記憶はないと陳述しており、ほかに申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月及び平成元年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月  
② 平成元年 4 月から同年 8 月まで

平成 2 年 6 月に、住所変更の相談及び国民健康保険被保険者証を受け取るために、A 市 B 区役所に出向いた際に、国民年金への加入を勧められたため、加入手続を行った。

その後、平成 2 年度分として一冊に綴じられた国民年金保険料の納付書及び過去の分として薄い数枚の納付書がそれぞれ同時期に送付されてきた。

そのため、預金を引き出して、銀行でまとめて保険料を納付したことを覚えている。

また、納付した金額は 30 万円程度であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A 市 B 区において、平成 2 年 2 月から同年 4 月頃までに払い出されていると推認されることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は国民年金手帳記号番号の払出推認時期以降について、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、平成 2 年 6 月に、当時居住していたマンション内で部屋を移動したことから、住所変更手続が必要か否かについて相談したいと考え、また、更新後の国民健康保険被保険者証の受取も兼ねて、A 市 B 区役所へ出向いた際、国民年金への加入手続を行い、後日送付された 2 種類の納付書により、

現年度分及び納付可能な過去の未納保険料を納付したとしており、国民年金への加入時期及び国民年金保険料の納付に係る陳述は具体的である上、A市C区保存資料から、申立人は昭和62年12月18日に国民健康保険の被保険者資格を取得していることも確認できる。

一方、日本年金機構では、当時の事務処理について、「平成2年6月中に加入手続を行った場合、同年分の現年度保険料の納付書と、納付可能な過年度保険料の納付書を送付していた。またその場合、制度上、昭和63年5月以降の国民年金保険料については時効到来前であることから納付は可能であるものの、1か月分余裕をみて、平成2年7月末日で時効となる昭和63年6月からの納付書を発行することは十分に考えられる。」と説明しており、陳述内容と符合する。

加えて、申立人は、過年度保険料2年分と現年度保険料との合計は、30万円程度であったと申し立てているところ、両期間の国民年金保険料は、合わせて27万3,800円となり、金額もおおむね一致する。

このほか、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に挟まれた昭和63年7月から平成元年3月までの期間及び申立期間②直後の同年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料について、過年度納付していることが確認でき、その前後の申立期間の保険料のみ過年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金はA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年8か月後の昭和43年11月16日に支給決定されていることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員67人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め7人であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行った可能性はうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直後であり、支給決定日より3年以上前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。また、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一記号番号で管理されており、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成17年3月31日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る給与明細書、雇用保険の記録及び同社の人事担当者の陳述から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が資格喪失日を平成17年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年1月から同年9月までは20万円、同年10月から12年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から12年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた金額より低額で記録されていることが分かった。賃金台帳の写し等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年1月から10年12月までの期間及び11年2月から12年2月までの期間については、A社保管の賃金台帳の給与支給額又は保険料控除額から、9年1月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から10年12月までの期間及び11年2月から12年2月までの期間は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成11年1月については、A社は賃金台帳を保管していないものの、当該期間を除く、9年10月から12年2月までの期間に係

る同社保管の賃金台帳を見ると、保険料控除額が同額（1万9,085円）であることが確認できることから、11年1月についても、同額の保険料を控除されていたと推認され、一方、同期間の給与支給額は、22万円から26万円までであることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前後の期間の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの保険料を納付したとしていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年7月から同年11月までの期間については、A社は賃金台帳を保管していない上、B市発行の申立人に係る平成9年度の市・県民税特別徴収額通知書の社会保険料控除額が、社会保険事務所に記録されている平成8年1月から同年12月までの期間における申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額より低額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年12月については、A社は賃金台帳を保管していない上、前述の市・県民税特別徴収額通知書の給与収入額が、社会保険事務所に記録されている同年1月から同年12月までの期間における申立人に係る標準報酬月額の合計額より低額であることから、同年12月の標準報酬月額の訂正を認めることもできない。

さらに、申立期間のうち、平成12年3月については、前述の賃金台帳を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに当該月の保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成8年7月から同年12月までの期間及び12年3月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月21日から54年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年2月1日まで  
② 昭和54年2月1日から同年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。また、同社で勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与額より低額で記録されていることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の昭和53年12月から54年2月までの給料支払明細書から判断すると、申立人は、53年12月からA社に勤務し、54年1月分給与の賃金計算期間初日である53年12月21日から54年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、



社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和54年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る53年12月及び54年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに基づき、申立人提出の申立期間に係る給料支払明細書を見ると、報酬月額（17万4,000円から18万6,000円まで）に見合う標準報酬月額（17万円から19万円まで）は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも高額であるものの、保険料控除額（6,830円）に見合う標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）と一致していることから、申立期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで  
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。  
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が24万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与明細書を見ると、申立人は、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の加入員台帳では、申立人の厚生年金基金における申立期間の標準報酬月額は47万円と記録されている。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金関係の各種届出用紙は、厚生年金保険及び健康保険組合との一括複写式が使用されており、当基金に提出されたものと同一内容の書類が社会保険事務所にも提出されていた。」としている。

加えて、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額について、厚生年金基金の記録と同額の47万円の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年7月及び同年9月は36万円、同年10月から9年9月までは34万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、10年2月、同年3月及び同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年12月8日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の保険料控除額に基づく標準報酬月額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年7月及び同年9月は36万円、8年10月から9年9月までは34万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、10年2月、同年3月及び同年6

月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、平成8年7月、同年9月から9年12月までの期間、10年2月、同年3月及び同年6月から同年10月までの期間について、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年8月、10年1月、同年4月、同年5月及び同年11月については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法の趣旨から、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、昭和61年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年4月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和61年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(18万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月1日から平成2年5月1日まで

平成4年3月頃、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。その後、事業主は、同年6月に、社会保険事務所に対して標準報酬月額の記録の訂正を届け出たが、2年以上前である申立期間については、時効により保険料を納付できなかったため、訂正後の標準報酬月額が年金給付に反映されていない。

給与明細書等は残っていないが、申立期間も訂正後の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初

18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成4年6月に、昭和61年10月から平成元年9月までの期間は18万円から26万円に、同年10月から2年4月までの期間は18万円から30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、オンライン記録によると、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が増額訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当初記録されていた標準報酬月額が年金額の計算の基礎となっている同僚が、申立人のほかに3人確認でき、同人たちに照会したところ、回答のあった2人のうち1人は、「当時、給与から控除されていた厚生年金保険料に疑問を持ち、社会保険事務所に相談したところ、保険料控除額は実際の給与に基づく額であるのに、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は、実際の給与額よりも低いことが分かった。自身のほかにも、申立人を含む3人が同じ状況であることが分かり、4人で事業主に確認したところ、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額になるよう社会保険事務所に訂正の届出を行った。しかし、時効により訂正できない期間があると聞いた。」と陳述しており、もう1人の同僚も、同様の陳述をしている。

また、元従業員の一人から提出のあった給料支払明細書（127か月分）を見ると、報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、大半の期間において、オンライン記録の標準報酬月額と相違していることが確認できることから、申立人及び上記同僚の陳述には信<sup>びょう</sup>憑性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、上記訂正後の標準報酬月額（昭和61年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年4月までは30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、当時の資料が無いため不明としているものの、推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインに当初記録されていた標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月21日に、資格喪失日に係る記録を49年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年10月から48年9月までは4万2,000円、同年10月から同年12月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月21日から49年1月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、当初、同社経営のB事業所に勤務し、その後C事業所に移り、それぞれD業務に従事していた。同社では、失業保険にも加入しており、失業保険被保険者証を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に従業員の採用も担当していたとする申立人の元上司は、「申立期間当時、A社では、正社員については職種にかかわらず厚生年金保険に加入させていた。申立人は正社員であったので、雇用保険に加入しているのであれば、厚生年金保険にも加入しているはずである。厚生年金保険料を控除されながら、何らかの事務過誤により厚生年金保険被保険者資格の取得届出がされなかったのではないか。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員13人に照会したところ、複数の元従業員は、

「申立期間当時、A社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているほか、回答のあった5人について、同人たちが記憶している自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間を比較したところ、記憶が定かでないとする1人を除く4人が、両期間は一致するとしている。

加えて、申立人は申立期間にA社で雇用保険に加入しているところ、申立期間に被保険者記録の有る前述の元従業員13人のうち、雇用保険の記録が確認できた10人全員が、雇用保険と厚生年金保険の加入期間はおおむね一致していることから、同社では、従業員を両保険に同時に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の女性元従業員のA社における社会保険事務所の記録から、昭和47年10月から48年9月までは4万2,000円、同年10月から同年12月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は当時の資料等を保管していないとしていることから、申立期間当時の状況は不明であるが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月から48年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月21日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D支店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社が保管する社員台帳の記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和26年6月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、事業主が昭和26年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から22年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年5月1日から23年5月まで

ねんきん特別便により、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和21年4月に同社に入社し、2年間ぐらひは勤務したのに、加入記録は同年5月1日までとなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が、「当社の人事記録によると、申立人は、昭和21年3月27日から22年2月28日まで正社員としてA社に勤務していた。」と回答していることから判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和21年5月1日から22年2月28日までの期間もA社C支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「保険料控除を確認できる関連資料は残っていないが、申立人は正社員として勤務していたので、厚生年金保険料は控除されていたはずである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、勤務の推認できる昭和21年5月1日から22年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 21 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、150 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 5 月までの期間については、B 社は、「当社の人事記録によると、申立人は、昭和 22 年 2 月 28 日に退職しており、同日後は勤務していない。」としている。

また、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 3 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社本社から同社C部門へ異動した時期であり、同社に正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の人事記録及び同社の総務担当者の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和53年4月1日にA社本社から同社C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和53年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社本社での資格喪失日を社会保険事務所に誤って届け出たと思われるとしている上、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書からも、事業主が申立人の資格喪失日を昭和53年3月31日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、11万8,000円とされているが、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から同年12月1日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも著しく低く記録されていることが分かった。申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成16年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは32万円と記録されていたところ、同年12月8日付けで、同年7月1日に遡って11万8,000円に引き下げられた後、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の19年2月に、11万8,000円から申立人が主張する当初の標準報酬月額（平成16年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは32万円）に再度訂正されたものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、再訂正後の標準報酬月額ではなく、再訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

また、オンライン記録によると、元従業員6人についても、申立人と同様に、平成16年7月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられている。

しかし、申立人保管の給与明細書を見ると、当初記録されていた標準報酬月

額に見合う給与額及び保険料控除が確認できる上、申立期間当時の事業主も、「申立人保管の給与明細書どおりの給与の支給及び保険料控除を行っていた。」と陳述しており、元従業員からも、申立期間当時、申立人の給与が遡及訂正後の標準報酬月額に相当する額に減額されたことをうかがわせる陳述は得られない。

また、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が遡って引き下げられている元従業員の一人は、「申立期間当時、私の給与額に変更はなかった。」と陳述している。

さらに、不納欠損決議書等により、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、「A社では、B業務に従事していて、社会保険事務には一切関与していない。」と陳述しているところ、複数の元従業員も、申立人について同様の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を同年7月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年7月21日から20年3月1日までの期間について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が18年7月21日とされ、同年7月21日から20年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を18年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月21日から20年3月1日まで  
② 平成18年12月15日

平成18年7月にA社に入社して以来、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、22年1月に、同社が被保険者資格の取得手続きを行っていなかったことが判明した。その後、同社は年金事務所に対して被保険者資格の取得届出を行ったが、2年以上経過した申立期間①については、厚生年金保険料を時効により納付できなかったため、年金額の計算の基礎とならない期間となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、当該期間に支給された賞与の記録が無いが、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の賃金台帳等から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていなかったため、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月から20年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、上記賃金台帳から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月29日から同年2月10日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成11年2月9日まで勤務しており、申立期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細票等を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人提出の給与明細票及び事業主の陳述等から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細票の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が、平成11年1月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年7月2日）及び資格取得日（昭和46年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月2日から46年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で継続してB業務に従事しており、業務内容及び勤務形態にも変更は無かった。同僚は加入記録が継続しているのに、自身の申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和43年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年7月2日に資格を喪失後、46年3月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の業務内容及び勤務形態に変更は無かったとしているところ、申立人と同じB業務に従事していたとする複数の同僚も、申立人について同様の陳述をしている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間にA社での厚生年金保険の加入記録の有る元従業員全13人は、申立人と同職種であった前述の同僚を含め、

いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続しており、このほかに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所の記録及び同僚の被保険者記録から判断して、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成17年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている等のため不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年7月から46年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和40年7月から61年3月21日まで勤務した。

しかしながら、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和42年6月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無く、不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で勤務し（昭和43年6月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が昭和43年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月27日から同年5月1日まで

父の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に、父は同社B支店から同社C支店へ異動した時期であるが、同社では昭和28年4月から59年12月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し(昭和45年5月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年10月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年5月までは5万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月は6万円、同年8月は4万8,000円、同年9月は6万円、45年1月から同年4月までは6万8,000円、同年5月及び同年6月は8万円、同年7月は7万6,000円、同年8月から46年9月までは7万2,000円、同年10月は8万円、同年11月から47年8月までは7万6,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円、同年11月は9万2,000円、同年12月から48年5月までは8万6,000円、同年6月から同年8月までの期間及び50年8月は9万8,000円、51年8月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月2日から51年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書と昭和43年の源泉徴収票を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、昭和44年4月及び同年5月は5万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月は6万円、同年8月は4万8,000円、同年9月は6万円、45年1月から同年4月までは6万8,000円、同年5月及び同年6月は8万円、同年7月は7万6,000円、同年8月から46年9月までは7万2,000円、同年10月は8万円、同年11月及び同年12月、47年3月、同年6月から同年8月までの期間は7万6,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円、同年11月は9万2,000円、同年12月から48年5月までは8万6,000円、同年6月から同年8月までの期間及び50年8月は9万8,000円、51年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和43年12月から44年3月までの期間、47年1月、同年2月、同年4月及び同年5月の標準報酬月額については、提出された給与明細書では保険料控除額及び報酬月額の双方又はそのいずれか一方を確認できないが、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断して、43年12月から44年3月までは5万2,000円、47年1月、同年2月、同年4月及び同年5月は7万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和42年12月から43年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の昭和43年分給与所得の源泉徴収票から推認できる保険料控除額及び報酬額から判断して、42年12月から43年9月までは4万2,000円、同年10月及び同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、昭和42年10月及び同年11月の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票で推認できる保険料控除額及び報酬額が同年10月の定時決定時から継続していたと考えられることから、同年12月と同額の4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年10月から同年12月までの期間、48年9月から50年7月までの期間、及び同年9月から51年7月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額



に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和42年8月及び同年9月については、保険料控除額及び報酬月額の双方を確認できる給与明細書及び源泉徴収票の提出がないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除は確認できず、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月6日は25万円、19年8月3日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年8月3日

厚生年金保険の加入記録では、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

事業主が、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与支払明細書（控）を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書（控）から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書（控）の保険料控除額から、平成18年12月6日は25万円、19年8月3日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月6日及び19年8月3日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月6日は25万円、19年8月3日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年8月3日

厚生年金保険の加入記録では、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

事業主が、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与支払明細書(控)を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書(控)から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書(控)の保険料控除額から、平成18年12月6日は25万円、19年8月3日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月6日及び19年8月3日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年12月1日から27年6月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は26年12月1日、資格喪失日は27年6月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から23年2月28日まで  
② 昭和26年12月1日から27年6月28日まで

私は、B社で昭和22年5月1日から23年2月28日まで勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、A社で昭和26年12月1日から27年6月28日まで勤務していたが、当該期間についても厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推定できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と氏名及び生年月日が一致する被保険者記録が確認でき、資格取得日は昭和26年12月1日、資格喪失日は27年6月28日となっている。なお、同被保険者名簿によると、当該被保険者のみ厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっているが、同社に係る被保険者証記号番号決定簿を見ると、届出人員の記入欄は健康保険と厚生年金保険に分かれているものの、当該被保険者を含む13人を一括して届け出ていることが確認できることから、当該被保険者についても厚

生年金保険被保険者として届けられたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和26年12月1日、資格喪失日は27年6月28日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、昭和22年5月1日から23年2月28日までB社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、駐留軍基地に勤務する日本人従業員の労務管理を担当したC渉外労務管理事務所は既に解散し、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、進駐軍施設に勤務する日本人従業員は、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和24年4月1日から厚生年金保険に適用されることとなったことから、申立期間は、厚生年金保険に加入することができなかった期間に該当し、オンライン記録を見ても、C渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月1日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年4月から17年5月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から20年2月まで

私は、平成7年11月から22年2月までの期間、A社で勤務し、毎月約50万円の給与を受け取っていたが、年金事務所に記録されている標準報酬月額は、給与額よりも相当低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成15年4月から17年5月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成15年4月から17年5月までの期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、

事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年11月から15年3月までの期間、17年6月、同年7月、同年9月から18年2月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月、同年10月、19年1月、同年3月及び同年7月から20年1月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年8月、18年3月から同年5月までの期間、同年8月、同年11月、同年12月、19年2月、同年4月から同年6月までの期間及び20年2月については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない上、給与明細書のある前後の月に係る保険料控除額及び報酬月額は一定であることから、当該期間についても同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年11月から15年3月までの期間及び17年6月から20年2月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間の標準報酬月額が12万6,000円である旨の回答を受けた。申立期間は月額19万円の給与があり、給与相当額の厚生年金保険料を控除されていたのは間違いなく、申立期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支給明細書(写し)及びB社が提出したA社の支給控除一覧表(平成14年11月分)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日(平成14年7月1日)における標準報酬月額は、平成14年7月18日に19万円として処理された後、同年8月21日に12万6,000円に訂正処理されていることが確認できる。

これについて、滞納処分票により、A社は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるが、i)同処分票に記録されている事蹟によれば、滞納保険料の解消については、事業主が従業員の給与を下げ、納付すると述べているとともに、同社から委託された社会保険労務士がC社会保険事務所



(当時)の担当者に対し、事業主には報酬を下げさせてでも納付の指示を行うと述べていること、ii) 上述の社会保険労務士は、「申立人を含む従業員 12 人の標準報酬月額を減額する届出を事業主からの依頼に基づき行ったが、当該届出手続において社会保険事務所からの指導を受けていない。」と陳述しており、上述の滞納処分票においても、社会保険事務所が指導した事蹟は見当たらないこと、iii) 上述の社会保険労務士の陳述及び提出資料から、当該社会保険労務士は、事業主に対し、報酬を引き下げたことに伴う従業員への返還すべき保険料額を提示し、返還するよう指導していることが確認できる。また、iv) 上述の社会保険労務士は、「12 人の標準報酬月額に関する減額変更手続を事業主の依頼に基づいて行った際、社会保険事務所に賃金台帳の提出はしていない。」としている。これらのことから判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額の減額訂正処理については、管轄社会保険事務所が主導的に事業主に指導した、又は事実上即した届出ではないと知りつつ当該手続を処理したとは考え難く、事業主は、従業員に対して標準報酬月額を引き下げ及び過大に徴収した厚生年金保険料の返還についての説明を行わないまま、減額訂正処理後も当該処理前の保険料控除を続けていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上述の状況から判断すると、申立期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を返還した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和51年10月にA社へ入社後、グループ会社への異動はあったが、中断することなく継続して勤務した。58年5月1日に同社からグループ会社のC社へ異動した際に空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の承継事業所）及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びC社に継続して勤務し（昭和58年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤った日で届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和56年4月1日にA社へ入社後、グループ会社への異動はあったが、中断することなく継続して勤務した。58年5月1日に同社からグループ会社のC社へ異動した際に空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の承継事業所）及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びC社に継続して勤務し（昭和58年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤った日で届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和58年1月5日にA社へ入社後、グループ会社への異動はあったが、中断することなく継続して勤務した。同年5月1日に同社からグループ会社のC社へ異動した際に空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の承継事業所）及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びC社に継続して勤務し（昭和58年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤った日で届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和54年4月2日にA社へ入社後、グループ会社への異動はあったが、中断することなく継続して勤務した。58年5月1日に同社からグループ会社のC社へ異動した際に空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の承継事業所）及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びC社に継続して勤務し（昭和58年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤った日で届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料



について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和54年4月2日にA社へ入社後、グループ会社への異動はあったが、中断することなく継続して勤務した。58年5月1日に同社からグループ会社のC社へ異動した際に空白期間が生じている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社の承継事業所）及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びC社に継続して勤務し（昭和58年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤った日で届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を昭和58年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年6月から同年12月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年8月9日、同年12月12日、18年8月1日、同年12月11日及び19年8月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年8月9日及び同年12月12日は20万円、18年8月1日は30万円、同年12月11日は40万円、19年8月8日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の平成18年12月11日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から20年1月1日まで  
② 平成17年8月9日  
③ 平成17年12月12日  
④ 平成18年8月1日  
⑤ 平成18年12月11日  
⑥ 平成19年8月8日

A社における給与明細書及び賞与明細書を保存しているが、申立期間の標準報酬月額及び平成18年12月11日支給の標準賞与額が実際に支給された額と相違している。

また、平成17年8月9日、同年12月12日、18年8月1日及び19年8月8日に支給された賞与についての記録が無いが、賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これら申立期間の標準報酬月額と標準賞与額について、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管するA社の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成19年6月から同年12月までの期間は、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成16年4月及び同年5月については、上記給与明細書において厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、同年6月から19年5月までの期間については、上記給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と同額又は低い額となっていることが確認できることから、記録訂正の必要は認められない。

次に、申立人の標準賞与額については、申立人保管のA社の賞与明細書により、平成17年8月9日、同年12月12日、18年8月1日、同年12月11日及び19年8月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年8月9日及び同年12月12日は20万円、18年8月1日は30万円、同年12月11日は40万円、19年8月8日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和36年4月1日にC社（現在は、D社）E支店に入社したが、年金事務所の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月1日となっているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、年金事務所の記録では、私がA社（当時は、F社）に勤務した期間のうち、昭和46年10月31日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社G支店から同社B支店に転勤しただけなので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社提出の入社後職歴記録及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和46年10月31日にA社G支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び44年11月1日から46年

10月31日までの期間に適用された標準報酬月額等の等級区分から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、C社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述及びA社保管の社員調書から判断すると、申立人は、申立期間においてC社E支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、「申立期間当時の資料は残存していないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、当時の事業主は所在不明であり、給与計算及び社会保険事務の担当者とされる者は既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、C社E支店に係る前述の被保険者名簿から、申立人の被保険者資格の取得日と同日の昭和36年6月1日に被保険者資格を取得している同僚3名が確認できるところ、うち1名の同僚について、申立人は、「私より前にF社からC社E支店に転職した。」旨陳述している上、残りの2名は、「私は、昭和36年5月中旬ごろにC社E支店に入社した。」、「私は、昭和36年3月下旬からC社E支店の2階で寮生活をしており、同年4月1日付けで社員採用の辞令をもらった。当該事業所での被保険者資格を取得するまでの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨回答していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C社E支店に係る上記被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述は得られなかった。

加えて、C社E支店に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月16日から同年9月16日まで

私の夫は、昭和38年4月1日にA社に入社し、転勤及び子会社に出向したことはあったものの、平成4年\*月\*日に死亡するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の発令情報一覧及び同社の回答等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和43年8月16日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月1日から39年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を38年11月1日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和38年11月から39年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月1日から39年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A社B支店C事業所に昭和38年7月1日から勤務しており、39年4月1日に共済組合の組合員となるまでの期間は、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社提出の申立人に係る「個人履歴」及び申立人が氏名を挙げた同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月18日から39年4月1日までの期間においてA社B支店C事業所に臨時雇用員及び試用員として勤務していたことが認められる。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同支店は、昭和38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、D社は、「申立期間当時、A社の臨時雇用員及び試用員に対しては、共済組合の組合員資格が付与されていなかった。その後、A社は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」により、臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させる取扱いについて明確化し、B支店は、昭和38年11月1日に厚生

年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、同日から 39 年 4 月 1 日まで厚生年金保険に加入していたものと推認される。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代かつ同一職種とされる同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A 社の臨時雇用員等に厚生年金保険の適用を行うことが明確化されたのは、上記の「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」が施行された同年 10 月 1 日以降であるところ、申立人が在籍していた A 社 B 支店は、同年 11 月 1 日に適用事業所となっていることが同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同支店は、当該申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、D 社は、「申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立人と一緒に勤務していたとされる同僚についても、当該申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成8年8月1日にA社から同社関連会社のB社に異動した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、C厚生年金基金の記録及び事業主提出の在籍証明書等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社関連会社に継続して勤務し（平成8年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を平成8年7月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年7月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成8年8月1日にB社の関連会社であるA社からB社に異動した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、C厚生年金基金の記録及び事業主提出の在籍証明書等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてB社及び同社関連会社のA社に継続して勤務し（平成8年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を平成8年7月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年7月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の10万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、17万円又は18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年11月は17万円、同年12月から20年3月までの期間は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月1日から20年4月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額よりも低く記録されており、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については、時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成19年11月は17万円、同年12月から20年3月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、148万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を148万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に148万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、61万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を61万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に61万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、57万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に57万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B本社）における資格取得日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B本社でC職として継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事経歴書、賃金台帳、雇用保険の記録及び同社事務担当者の陳述等から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（平成9年10月1日にA社D本社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び申立人のA社（B本社）における平成9年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあつたことを認めていることから、事業主が平成9年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月20日から31年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社の関連会社のA社からC社D支店に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和31年5月21日にA社からC社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く納付したか否かは不明としているが、事業主による申立てどおりの資格喪失届及び申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いこ



とから、事業主が昭和 29 年 6 月 20 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から 31 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和36年10月は3万6,000円、同年11月は3万3,000円、同年12月及び37年1月は3万6,000円、同年2月及び同年3月は3万3,000円、同年4月から同年9月までの期間及び同年11月から39年9月までの期間は3万6,000円、40年7月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月1日から39年10月1日まで  
② 昭和40年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、3万5,000円から5万円までの給与を支給されており、厚生年金保険料の控除額が記載された当該期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和36年10月、同年12月及び37年1月、同年4月から同年9月までの期間及び同年11月から39年9月までの期間の標準報酬月額は3

万 6,000 円、40 年 7 月の標準報酬月額は 5 万 2,000 円とし、また、申立人提出の給与明細書において確認できる給与支給額から、36 年 11 月、37 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額は 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 1 月から同年 9 月までの期間、37 年 10 月、40 年 5 月及び同年 6 月並びに同年 8 月及び同年 9 月については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致するか又はこれよりも低く記録されていることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は無く不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

私の厚生年金保険の記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

事業主が当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与台帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与台帳の保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9592	女		昭和44年生		平成16年7月9日 平成17年7月8日	19万円 25万円
9593	男		昭和32年生		平成16年7月9日	40万円
9594	女		昭和41年生		平成17年7月8日	9万1,000円
9595	女		昭和36年生		平成17年7月8日	12万5,000円
9596	女		昭和56年生		平成17年7月8日	3万円
9597	女		昭和47年生		平成16年7月9日 平成17年7月8日	16万円 16万円
9598	男		昭和41年生		平成16年7月9日 平成17年7月8日	38万1,000円 27万5,000円
9599	女		昭和49年生		平成16年7月9日 平成17年7月8日	28万6,000円 31万5,000円
9600	女		昭和52年生		平成16年7月9日	17万5,000円
9601	男		昭和33年生		平成16年7月9日 平成17年7月8日	40万円 38万円
9602	男		昭和52年生		平成16年7月9日	28万円
9603	男		昭和49年生		平成17年7月8日	28万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格を取得している同僚8人に照会し回答の有った3人は、「申立人がA社に在籍中は、勤務形態等に変化は無かった。申立期間当時、同社には正社員しかいなかったため、従業員全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している上、申立期間当時の労務事務担当者も、「高校を卒業後に入社した者も全員正社員だった。厚生年金保険には全員加入させていた。」と陳述している。

さらに、前述の同僚8人のうち5人の雇用保険記録を調査したところ、全員の資格喪失日が、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、A社から事業を引き継いだB社の事業主も資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月1日から同年11月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月22日から同年11月5日まで  
② 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、昭和36年3月22日からA社に勤務した。申立期間②については、38年5月1日からB社に勤務した。

申立期間に係る給与明細書の一部を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与明細書及びA社提出の申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間のうち、昭和36年5月1日から同年11月5日までの期間に係る厚生年金



保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月の申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持していないものの、前後の期間の給与明細書の保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、前後の期間と同額の 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、昭和 36 年 5 月の標準報酬月額についても、申立人は給与明細書を所持していないものの、同年 6 月分の給与明細書を見ると、給与の計算期間は同年 5 月 26 日であり、同年 5 月も同年 6 月と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、同年 6 月と同額の 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和 36 年 11 月 5 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から同年 10 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 3 月 22 日から同年 5 月 1 日までの期間について、同年 3 月及び同年 4 月分の給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人に係る保険料控除は認められない。

申立期間②について、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間も B 社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の申立期間に係る給与明細書は昭和 36 年 5 月及び同年 8 月の 2 枚であるが、両月の報酬月額及び保険料控除額は著しく乖離<sup>かいり</sup>しており、加入記録の有る期間の給与明細書と比較しても大きな差異があることから、両月の給与明細書で確認できる保険料控除額から申立期間の標準報酬月額を決定することは、事実在即したものとは考え難い。

そこで、当該 2 枚の給与明細書における健康保険料控除額を見ると、同額であり、加入記録の有る期間の当該控除額とも大きな差異は見られないことから、給与明細書の無い昭和 36 年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月についても同額の健康保険料が控除されていたと推認され、したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の健康保険料控除額から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られない上、当該事業所が昭和 55 年 4 月 10 日に厚生年

金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年9月20日、資格喪失日が平成4年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社工場における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社工場から同社B工場に異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の在職証明書及び同社の人事記録から判断すると、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し（平成4年4月1日にA社本社工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社工場における平成4年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとして  
いることから、事業主が平成4年3月31日を資格喪失日として届け、その結  
果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を  
行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ  
れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主  
は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない  
と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年7月21日及び47年7月24日）及び資格取得日（昭和44年8月15日及び47年11月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和44年7月は4万5,000円、47年7月から同年10月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月21日から同年8月15日まで  
② 昭和47年7月24日から同年11月3日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、退職することなく継続してA社に勤務していた。

申立期間②は、労働組合への加入によりA社を解雇されていた時期であるが、昭和49年2月に和解が成立し、協定が締結されてこの期間の勤務が認められ、未払賃金の支払も受けた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年2月10日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月21日に資格を喪失後、同年8月15日に同社において資格を再取得しており、同年7月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、元従業員のうち二人は、「当該未加入期間も変わらず、B業務従事者

として勤務していた。申立人も同様である。勤務内容及び給与額に変化は無かった。」と陳述している。

さらに、別の元従業員一人は、「あっせん業者を通じて入社したが、申立期間当時にA社のB業務従事者に切り替わった。」と陳述しているところ、申立期間に加入記録の有る元従業員は、「自分は、あっせん業者を通じずに直接雇用された。」としていることから、B業務従事者の転籍に係る手続に際して、資格得喪日の誤りが生じたことも考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年8月15日に厚生年金保険の資格を再取得し、47年7月24日に資格を喪失後、同年11月3日に同社において資格を再取得しており、同年7月から同年10月までの被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和47年7月24日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の元同僚から提出された労働争議記録によれば、申立人は、労働組合に加入したことから、同年7月に、他の従業員12人と共に同社を解雇されているが、解雇は無効であるとする地方裁判所による仮処分の決定及びその後の同社と労働組合との和解により、49年2月1日まで同社に勤務し、同日付けで同社を退職したとされているところ、雇用保険の記録を見ても、申立人は、申立期間も雇用保険に継続して加入していることが確認できることから、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の和解において交わされた協定書を見ると、「A社は、組合員に対する昭和49年2月15日までの健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、所得税及び市民税その他一切の公租公課金について、会社負担金はもちろん、労働者負担金について、会社が一切の支払をなすとともに、その事務処理を行うものとする。」とされ、さらに、「A社は、退職金及び解決金として、5,000万円を昭和49年2月15日限り組合に一括して支払ものとし、各組合員に対する配分については、組合が一切を行う。」と約されている。しかし、前述の労働争議記録によれば、A社は和解に至るまで申立人に対し給料の支払を行っておらず、そのために申立人は自己が負担すべき厚生年金保険料の控除も受けられないままに経過していたところ、当該和解により、同社が既往に遡って厚生年金保険料（会社負担分及び労働者負担分）を社会保険事務所に納付することとその手続をとることとなり、併せて解決金等の支払が定められていることか

ら、当該解決金等の算定に当たっては、申立人に支払われるべき未払給与及びそこから申立人が本来負担すべき厚生年金保険料の控除が含まれていると考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年7月及び47年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年7月26日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間において、戦時加算の該当船舶であるB社が所有するC船に乗っていたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年7月26日まで

私は、昭和20年頃にD市にあったB社に入社し、1か月程度の研修を受けた後、同年2月19日からC船にE業務従事者として乗り、同年7月\*日に同船が沈没するまで継続して乗っていた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が空白期間とされており、納得できない。申立期間について、C船乗組みに係る船員保険被保険者期間及び戦時加算該当期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、厚生労働省社会・援護局は、「申立人は、A社が管理する海軍指定船であった「C船（所有者及び運行実務者：B社）」に、海軍軍属船員のE業務従事者として、昭和20年7月\*日にC船がF県沖において沈没するまで乗っていた。」と文書回答している。

また、申立人は、「C船は、G国で荷を積み込んでいた。私は、昭和20年2月19日から同船に乗り、日本に帰還する途中の同年7月\*日に同船が沈没するまでの期間、E業務従事者として乗っていた。同船の沈没時には、負傷し、病院で手当を受けた。また、私の仕事はE業務でH作業に従事していた。」と



具体的に陳述している。

一方、C船に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の資格喪失日はいずれも記録されておらず空白となっている。

また、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳(旧台帳)において、申立人以外の27人の記録を調査したところ、資格喪失日が記載されている者は2人であり、残りの25人は、申立人と同じく資格喪失日の記載が無い。

さらに、上記の27人のうち22人については、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳(旧台帳)において確認できる被保険者期間がオンライン記録に反映されていないほか、当該被保険者名簿が書き替えられた際に氏名又は生年月日が誤って記載されている者が散見されるなど、社会保険事務所(当時)における記録管理は適切ではなかったことがうかがえる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和20年7月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC船における昭和20年3月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生労働省社会・援護局が保管する記録において、船舶名、船舶所有者及び運行実務者並びに船舶航行区域が確認できるC船に乗っていたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社において、B業務従事者として勤務していたが、申立期間における標準報酬月額が給与支給額に比べて低く記録されている。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届において、標準報酬月額を誤って提出したことを認めていることから、事業主は、給与支給明細書及び賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月1日から同年8月1日まで

ねんきん定期便の加入記録を確認したところ、昭和55年7月1日にB社からA社へ異動した際の1か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

両事業所は同族会社であり、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、「A社は昭和55年7月1日に設立されたが、申立人とは設立当初から同社と一緒に勤務していた。」との陳述が得られたことから、申立人は申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

また、申立人と一緒にB社からA社に異動した同僚からは、「両社での勤務形態に変更は無く、記録が抜けているのは事務ミスではないか。」と陳述している上、申立人と同じ日に他の関連会社からA社に異動し、申立人と同じD業務を担当していた同僚からは、「申立人とは同じ業務を一緒に行っており、申立期間の給与はA社から支給されていたので、申立人の保険料も同じように控除されていたはずである。」旨の陳述が得られた。

さらに、B社及びA社の親会社とされるC社の商業登記簿を見ると、B社及びA社双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において事業主と記録されている者がC社の役員として登記されていることが確認できることから、これ

ら事業所は関連事業所であったものと推認されるどころ、A社の設立に伴い、申立人と同様にB社から異動した6人及びC社から異動した5人の計11人のうち、申立期間が空白となっている者は申立人のみである。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られないため不明であるものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の昭和55年8月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年1月21日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた平成10年10月1日から12年1月21日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、10年3月1日に同社に入社して以来20万円の給与が支給されていたはずであるので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、平成11年5月31日付けで、10年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人がA社において資格を喪失した日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において勤務していた18名の同僚についても、申立人と同様に、平成11年5月31日付けで、9年10月1日又は10年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われている。

このことについて、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正が行われている同僚からは、「私は、標準報酬月額が減額訂正されていることを60歳になって社会保険事務所から送付されてきた書類で知ったが、A社を退職するまでは減額訂正前と同じ給与額を受け取っていた。」旨の陳述が得られた。

また、債権消滅不納欠損決議書及び当該決議書に係る添付資料を見ると、「平成11年2月24日にA社の事業主が来所したので、月額変更届の提出及び納付計画の策定を指示した。」旨の記載が確認できる上、平成16年7月2日に同社

に係る滞納社会保険料が不納欠損として整理され、同社に対する滞納処分が執行停止されていることも確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、平成11年5月31日に行われた10年10月1日に遡及しての減額訂正処理については、事実上即時のものとは認められず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年10月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、20万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年1月21日までの期間については、11年10月の定時決定に係る報酬月額算定基礎届は、いずれも適切な時期に提出され決定されており、当該決定については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情も見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についてA社の元事業主は、「貸金台帳等の関連資料は破産管財人に提出しており、保険料控除について確認できない。」と回答しているものの、当該破産管財人は「A社の破産当時の貸金台帳等は見当たらなかったため、引き継ぐことができなかった。」と回答しているなど、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人及び同僚は、当該期間について、給与明細書等を所持していないことから、申立人の社会保険料控除額を確認できる住民税課税資料等についても調査したものの、保存年限を過ぎているため確認することができず、このほか、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年1月21日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和60年6月から同年9月までの期間は16万円、平成3年6月から同年8月までの期間は22万円、5年6月から6年5月までの期間は26万円、同年6月から同年8月までの期間は36万円、11年7月から同年9月までの期間は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から平成13年2月11日まで  
私は、A社に昭和53年4月1日に入社し、平成13年2月10日付けで退職するまで勤務した。ねんきん定期便を見ると、同社に勤務していた全ての期間の標準報酬月額が、受け取っていた給与支給額に比べて低くなっている。申立期間の一部の給料支払明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社から受け取っていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和60年6月から同年9月までの期間は16万円、平成3年6月から同年8月までの期間は22万円、5年6月から6年5月までの

期間は 26 万円、同年 6 月から同年 8 月までの期間は 36 万円、11 年 7 月から同年 9 月までの期間は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 13 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からは回答を得られなかったものの、昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成 3 年 6 月から同年 8 月までの期間、5 年 6 月から 6 年 8 月までの期間及び 11 年 7 月から同年 9 月までの期間について、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月から同年 12 月までの期間、60 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月から 62 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 12 月までの期間、平成元年 12 月、2 年 4 月から 3 年 5 月までの期間、同年 9 月から 5 年 5 月までの期間、6 年 9 月から 10 年 10 月までの期間、同年 12 月、11 年 2 月、同年 10 月から 13 年 1 月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間において控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は下回っているほか、11 年 1 月及び同年 3 月から同年 6 月までの期間については給与が支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 59 年 8 月までの期間、60 年 1 月、61 年 4 月、同年 7 月、62 年 2 月、63 年 1 月から平成元年 11 月までの期間、2 年 1 月から同年 3 月までの期間、10 年 11 月については、申立人から給料支払明細書の提出は無い上、A社は 13 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 60 年 5 月までの期間、同年 10 月から平成 3 年 5 月までの期間、同年 9 月から 5 年 5 月までの期間、6 年 9 月から 11 年 6 月までの期間、同年 10 月から 13 年 1 月までの期間において申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年12月20日の標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管している「支給控除一覧表」によると、賞与から厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の「支給控除一覧表」により、申立人は、平成19年12月20日に支給された賞与において、支給額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年1月までは30円、同年2月から同年10月までは40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日が不明であるとの回答を受けた。申立期間において、A社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員名簿を見ると、「入社後ノ履歴」欄の記載が昭和17年2月8日から開始され、20年10月31日付けで「依願解職」と記載されていることから、申立人は、同日まで同社に在籍していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無い。

また、オンライン記録では、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日と記録されているが、資格喪失日の記録は無く、現在、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の記録が無く、書換え後の同名簿にも氏名の記載が無い元従業員3人のオンライン記録

又は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を見ると、そのうち2人が、社員名簿の退職日とほぼ符合する日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和19年10月から20年1月までは30円、同年2月から同年10月までは40円とすることが妥当である。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月21日から同年9月1日まで  
年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、当時の給料支払明細書では標準報酬月額36万円に基づく保険料が控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書及び事業所提出の申立人に係る所得税源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主が30万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主が30万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月1日まで

年金事務所の記録では、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が28万円となっているが、当該期間の給料支払明細書では、標準報酬月額36万円に基づく保険料が控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成18年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も当時の関係資料を保存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月30日から47年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月30日から48年1月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和37年10月から正社員として勤務したが、申立期間は、自宅で下請けをしていたものの、引き続き同社から給料を受け取っていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年12月30日から47年1月1日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人から提出された失業保険被保険者離職票から、申立人が、A社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和47年1月からA社の下請として仕事を始めた。」と陳述しているところ、元同僚の陳述からは、申立人がA社に在籍していた昭和46年12月31日までの間に、申立人の雇用形態等に変化があったことがうかがえない。

これらのことから、申立人は、昭和46年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事

業主は死亡しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年1月1日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月1日から48年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

そこで、申立人から提出されたA社の離職時に交付された失業保険被保険者離職票を見ると、当初、昭和47年1月1日と記載されていた離職年月日が同年12月31日に訂正されていることが確認できるが、i) 離職票の交付年月日が同年5月6日と記載されており、同年12月31日離職の離職票が同日より7か月以上前に発行されたとは考え難いこと、ii) 雇用保険の記録では、申立人の同社での被保険者期間とみられる記録の離職日が46年12月31日となっていることから、申立人の同社に係る離職日は同日であると考えるのが自然である。

したがって、当該期間については、雇用保険の記録が無く、申立人がA社で勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、昭和47年1月からA社の下請として仕事を始めたとしており、当該期間に就業場所及び雇用形態に変化があったことがうかがえるところ、同社の元従業員の一人は、「下請は厚生年金保険に加入していなかった。」としており、同社を退職後、同業種の他社の下請となった者も、「下請はB業務であり、出来高払なので正社員では無く、厚生年金保険に加入しない。」と陳述している。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年1月1日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和57年12月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月から同年11月までは15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月31日から同年12月3日まで

A社に昭和52年5月12日から57年12月27日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間が同年5月31日までとなっていることに納得ができない。

私と同じような状況の同僚が年金記録確認第三者委員会に申し立て、加入記録の訂正が認められたとのことなので、私の厚生年金保険加入記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和57年12月3日付けで、申立人の資格喪失日が同年5月31日に遡って記録されるとともに、同年7月の標準報酬月額の随時改定が取り消されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、同僚52人についても、申立人と同様に昭和57年12月3日付けで、資格喪失日が同年5月31日又は同年7月31日に遡って記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた同僚は、「A社は昭和57年11月の倒産時点で数か月分の厚生年金保険料を滞納しており、社



会保険事務所（当時）と分割納付の交渉を行ったが認められず、従業員の被保険者資格が遡って喪失させられた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 57 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年 12 月 3 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 57 年 5 月及び同年 6 月は 13 万 4,000 円、同年 7 月から同年 11 月までは 15 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年6月1日）及び資格取得日（昭和41年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から41年2月1日まで

私は、昭和40年1月1日から42年7月1日までA社に勤務していたが、当該期間のうち、40年6月1日から41年2月1日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の給与明細書などは残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和40年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失後、41年2月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、A社は、「8か月間だけ正社員としての身分が中断することは考え難く、申立人は、申立期間においても当社で継続して勤務し、保険料も控除していたものと考えられる。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間

において被保険者であった者は申立人を含め24人確認できるが、一度資格を喪失した後に、再度資格を取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和32年3月にA社に入社し、平成10年9月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職期間証明書及び社内履歴並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和40年11月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は41万円、16年7月29日は31万7,000円、同年12月17日は42万円、17年7月31日は32万5,000円、同年12月31日は43万円、18年7月31日は33万5,000円、同年12月31日は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月29日  
③ 平成16年12月17日  
④ 平成17年7月31日  
⑤ 平成17年12月31日  
⑥ 平成18年7月31日  
⑦ 平成18年12月31日

A社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録が無いが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の厚生年金保険料の控除記録及び申立人提出の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社提出の厚生年金保険料の控除記録及び申立人提出の賞与明細書から、平成15年12月17日は41万円、16

年7月29日は31万7,000円、同年12月17日は42万円、17年7月31日は32万5,000円、同年12月31日は43万円、18年7月31日は33万5,000円、同年12月31日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月17日、16年7月29日、同年12月17日、17年7月31日、同年12月31日、18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は37万円、16年7月29日は28万円、同年12月17日は38万円、17年7月31日は29万5,000円、同年12月31日は39万円、18年7月31日は30万5,000円、同年12月31日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月29日  
③ 平成16年12月17日  
④ 平成17年7月31日  
⑤ 平成17年12月31日  
⑥ 平成18年7月31日  
⑦ 平成18年12月31日

A社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録が無いが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の厚生年金保険料の控除記録及び申立人提出の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社提出の厚生年金保険料の控除記録及び申立人提出の賞与明細書から、平成15年12月17日は37万円、16

年7月29日は28万円、同年12月17日は38万円、17年7月31日は29万5,000円、同年12月31日は39万円、18年7月31日は30万5,000円、同年12月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月17日、16年7月29日、同年12月17日、17年7月31日、同年12月31日、18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年2月21日、資格喪失日は22年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は200円、同年4月から同年7月までの期間は300円、同年8月から22年5月までの期間は480円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月21日から22年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録について、資格取得の記録はあるが資格喪失の記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和21年2月21日に同社に入社し、少なくとも22年5月31日までは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年2月21日にA社に入社し、少なくとも22年5月31日までは勤務したと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が21年2月21日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「退社時期は暖かい季節であった。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿の申立人に係る欄には、資格喪失日は記録されていないものの、昭和21年4月1日、同年8月1日及び22年6月1日の各時点における標準報酬月額改定の記録が確認でき、これらの記録が取り消された形跡もない上、申立人が名前を挙げている同僚二人の記録が同名簿で確認できることから、申立人は、少なくとも、同年5月31日時点においては、同社に勤務していたものと推認される。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人と同一日に厚生年金保険被保険

者資格を取得している者 19 人のうち、申立人を含め 3 人の資格喪失日に係る記録が無いことが確認できる。

加えて、当該 19 人のうち、12 人については、A 社において新規に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されているところ、当該払い出された 12 の番号のうち、申立人に付番されたものを含む 4 つの番号は、同じ記号番号が別の被保険者にも重複して付番されていることが確認できる。

このことについて、日本年金機構 B ブロック本部 C 事務センターは、「原因は不明であるが、事務ミスの可能性はある。」としており、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 21 年 2 月 21 日、資格喪失日は 22 年 6 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 200 円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 300 円、同年 8 月から 22 年 5 月までの期間は 480 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門C工場における資格喪失日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から25年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社のD組織に専従者として勤務していたが、給料明細表において保険料控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、申立人が専従していたとするD組織が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和25年1月1日であるが、申立人は、「当時、D組織の専従者であったが、申立期間の給与は同組織ではなく、会社から支給されていたと記憶している。」旨を陳述しているところ、同組織の記録等によると、申立人が同組織の役員に就任していた期間もA社において被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人提出の給料明細表において、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該給料明細表には給与支払者名が未記載のため確認できないものの、i) A社での被保険者記録の確認できる月次に係る給料明細表と申立期間に係る給料明細表の書式・記載内容は同一

であること、ii) 申立人の同社での標準報酬月額は、昭和24年5月以降は7,000円であり、25年1月にD組織で資格を取得した際の標準報酬月額は8,000円に増額しているところ、申立期間の給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は7,000円であること、iii) 給与支給額及び保険料控除額は、同年2月分(翌月控除)以降は増額しているが、このことは同年1月に同組織で資格を取得した際の標準報酬月額が8,000円に増額したことに符合していること、iv) 同組織が適用事業所となる前に、申立期間に係る保険料を控除していたとは考え難いことなどから判断すると、申立期間に係る給与支払者はA社であったものと考えられる。

一方、A社は、「当時の資料は無く、不明であるが、申立期間は、D組織が適用事業所となるまでの準備期間であったと思われる。申立人は、退職するまで当社で継続して勤務していることから、被保険者期間に空白が生じないよう手続を行っていたはずであり、申立期間においても、保険料を控除し納付していたと思われる。」旨陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人はD組織に専従していたものの、申立期間の給与は、A社から支払われ、その給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細表で確認できる給与支給額及び保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付しているはずである旨を主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 9647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和52年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。同社には、昭和46年3月の入社以降、現在に至るまで継続して勤務しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和52年7月21日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行い、誤った事務処理はしていないと主張しているものの、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和52年8月1日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月17日から同年7月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間はA社(現在は、B社)C工場から同社D工場への異動時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、厚生年金台帳、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和43年6月17日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、異動後の厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が、昭和43年7月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していた。給与明細書を提出するので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認資料が見当たらないとしながらも、事務過誤があった旨回答していることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年5月2日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の資格取得日が昭和52年5月2日となっているとの回答をもらった。同社には、間違いなく同年4月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の職員台帳及びD健康保険組合の加入記録から、申立人が同社に昭和52年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、当該職員台帳によると、申立人は、昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間は、A社本店における研修期間となっており、当該研修終了後の同年5月2日付けで、同社C支店に配属されていることが確認できる。

さらに、A社本店において上記研修を一緒に受けたとして申立人が名前を挙げた同期入社と同僚4人の被保険者記録について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で調査したところ、各人共に同社本店での研修終了後に配属された同社各支店において、入社日である昭和52年4月1日に遡って厚生年金保険の資格を取得しており、雇用保険についても、同日付けで資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、「申立人が配属されたA社C支店だけが、他の支店と異な



った取扱いをする理由はなく、同社本店における研修期間を含め、入社日から厚生年金保険に加入させるべく入社月である昭和 52 年 4 月に係る厚生年金保険料は給与から控除していたと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 52 年 5 月の社会保険事務所の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録における A 社 C 支店の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 52 年 5 月 2 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年9月1日から7年10月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から同年7月1日まで  
② 平成6年7月1日から同年9月1日まで  
③ 平成6年9月1日から7年10月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①においては、37万5,000円、申立期間②及び③においては、33万7,500円の報酬月額であったが、標準報酬月額が低く届けられていることが判明した。申立期間①、②及び③について、標準報酬月額を実際の報酬月額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の平成6年9月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同年10月11日付けで、6年9月1日に遡って18万円に減額訂正され、A社の取締役3人を含む22人についても、同日付けで申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の当時の取締役は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の減額訂正を行うことを提案され、それに従って手続したことを記憶している。」旨を陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28万円に訂正することが

必要である。

一方、申立人は、申立期間において、37万5,000円の報酬額に見合う標準報酬月額であった旨申し立てているものの、保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が申立期間③においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間の給与は37万5,000円及び33万7,500円であったので、報酬月額に見合う標準報酬月額が記録されておらず低額であるので訂正してほしい旨申し立てているものの、保険料控除額が確認できる給与明細書等は保存していない。

また、A社の当時の取締役は、「減額訂正前の従業員の標準報酬月額に係る届出は、実際の給与支給額に基づいた額で行っていたが、届出に係る資料等は保存していない。」と陳述している。

さらに、申立期間当時に、A社において、被保険者資格の有る同僚22人に照会し、17人から回答を得たところ、そのうちの1人で「申立期間当時、自身の給与は約28万円であったと記憶している。」旨陳述している同僚が、申立期間に係る給与明細書を保管していたことから、当該明細書を確認すると、報酬月額（28万円）に見合う保険料が控除されており、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から9年12月28日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から6年9月までは30万円、同年10月は34万円、同年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年11月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年12月28日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録によると、当初、申立人が主張する4年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、4年4月1日に遡って19万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社における被保険者のうち、申立人以外の14人についても、申立人と同様に平成5年3月1日付けで、4年4月1日に遡って標準報酬月額の減

額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、当該事実について確認できないものの、複数の同僚は、「平成4年頃には、人員削減を行っていたこともあり、会社の経営状況は悪化していたものと思われる。」旨陳述していることから、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

一方、申立人提出の給与明細書によると、当該期間における給与支給額は、おおむね訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において19万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

次に、申立期間のうち、平成5年10月から9年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書によると、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月から6年9月までは30万円、同年10月は34万円、同年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年11月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元役員は事業主が亡くなっているため不明としているが、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録は長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月26日から同年12月26日まで

私は、昭和40年3月にA社に入社し、44年11月に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、A社D本社から同社C支店に転勤した時期の1か月間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和41年11月26日にA社D本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年4月から19年2月までの期間は32万円、同年3月は47万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円、同年7月及び同年8月は50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月16日までの期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年4月から20年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前（平成19年9月から20年5月までの期間は事後訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の申立人の標準賞与額に係る記録については、15年7月8日は51万円、同年12月22日は42万円、16年7月9日は40万円、同年12月24日は55万円、17年7月4日は45万円、同年12月27日は40万円、18年6月19日は44万円、同年12月22日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年6月16日まで

- ② 平成 15 年 7 月 8 日
- ③ 平成 15 年 12 月 22 日
- ④ 平成 16 年 7 月 9 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 4 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 18 年 6 月 19 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 22 日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、一部期間の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年4月から19年2月までの期間は32万円、同年3月は47万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から20年5月までの期間は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前（平成19年9月から20年5月までの期間は事後訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成



15年7月8日は51万円、同年12月22日は42万円、16年7月9日は40万円、同年12月24日は55万円、17年7月4日は45万円、同年12月27日は40万円、18年6月19日は44万円、同年12月22日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年9月から15年3月までの期間は15万円、同年4月は19万円、同年5月は20万円、同年6月から同年10月までの期間は19万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、16年1月は18万円、同年2月から17年7月までの期間は19万円、同年8月から18年2月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年9月から18年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年3月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、18年3月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から19年12月までの期間は24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の10万4,000円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年3月から同年8月までの期間は15万円、同年9月から19年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から同年12月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年3月から19年12月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月1日から18年3月1日まで  
② 平成18年3月1日から20年1月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間の標準報酬月

額の記録が実際の給与支給額よりも低く記録されており、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間②については、時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成14年9月1日から18年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、14年9月から15年3月までの期間は15万円、同年4月は19万円、同年5月は20万円、同年6月から同年10月までの期間は19万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、16年1月は18万円、同年2月から17年7月までの期間は19万円、同年8月から18年2月までの期間は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出書類等は残存していないが、申立人の申立てどおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っていない。」旨回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年3月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、B社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年3月から同年8月までの期間は15万円、同年9月から19年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から同年12月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月3日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は同年5月3日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月3日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C工場に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社C工場には、昭和20年5月から同年12月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和20年5月3日と記載されているが、資格喪失日の記載は無い。）が確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の業務内容等について具体的に記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人がA社C工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、上記の被保険者名簿から抽出した被保険者180人のうち、オンライン記録で資格喪失日が確認できる40人中38人が昭和20年9月1日に資格喪失しているところ、「B社史」において、「A社では、昭和20年8月下旬に、1万人以上いた従業員について、245人の残務整理要員を残して解雇を行った。」旨の記述が確認できるほか、同年9月1日にA社C工場に資格を喪失している元従業員の一人も、「A社C工場は、昭和20年8月下旬に一時閉鎖され、従業員

は解雇された。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年5月3日、喪失日は同年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和20年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年12月26日までの期間について、B社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が同年9月1日以降もA社C工場で勤務していた状況はうかがえないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA船（B社所有）における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年4月2日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月は45円、同年11月から20年3月までの期間は55円、同年4月から同年12月までの期間は60円、21年1月から同年3月までの期間は180円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月2日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社所有のA船に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同船舶には、船員学校を卒業した昭和19年9月から勤務し、20年6月に同船舶が戦争により沈没した後も、21年4月2日までは命により待機しており、申立期間も勤務していたことは間違いないので、当該期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A船に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和19年9月18日と記載されているが、資格喪失日欄は空欄となっているところ、日本年金機構は、「被保険者名簿に取得日のみが記載されている場合には、取得日の翌月1日を喪失日として処理している。喪失日を変更すべき新たな事実が判明した場合には見直しを検討する。」旨陳述しており、申立期間の加入記録が無い。

しかし、B社の事業を継承するC社提出の申立人に係る船員記録を見ると、申立人は、船員学校で訓練を受けた後、昭和19年9月17日にA船に乗っており、20年6月\*日に海難事故により下船した後も、21年4月2日に徴用解除とされるまでは待機状態であったことが記載されていることから、申立人が申立期間も船員としてB社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、船員保険法において、予備船員（船員保険の適用船舶で勤務するために雇用されているが、船内で使用されていない状態の者。）を船員保険の被保険者とする制度が、申立期間中の昭和 20 年 4 月 1 日から施行されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 船における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和 21 年 4 月 2 日であると認められる。

また、昭和 19 年 10 月の標準報酬月額については、申立人の A 船における同年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から 45 円、同年 11 月から 20 年 3 月までの期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における他の被保険者の記録から 55 円、同年 4 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、上記の申立人に係る乗船記録から 60 円、21 年 1 月から同年 3 月までの期間の標準報酬月額については、同乗船記録から 180 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月14日から43年10月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年2月14日に、資格喪失日に係る記録を43年10月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、41年2月から同年9月までの期間は2万8,000円、同年10月から42年9月までの期間は3万円、同年10月から43年9月までの期間は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から43年10月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和40年7月から43年10月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和41年2月14日から43年10月5日まで、A社で勤務していたことが認められる。

また、A社の元経理担当者は、「A社では、従業員全員を採用後すぐに雇用保険及び厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していた。加入を断る従業員はいなかった。」と陳述しているほか、他の複数の元従業員も、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、上記の元経理担当者は、「申立期間のA社の従業員数は、5人から9人までの間で推移していた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は、6人



から8人までの間で推移していることから、当時、同社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月14日から43年10月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の陳述内容及び上記の被保険者名簿における申立人と同職種の同僚の記録から、昭和41年2月から同年9月までの期間は2万8,000円、同年10月から42年9月までの期間は3万円、同年10月から43年9月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和46年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため不明であるものの、申立期間の前述の被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年2月から43年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月から41年2月14日までの期間については、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらないほか、申立人を記憶する同僚は、いずれも申立人がA社で勤務した時期を覚えておらず、このほかに申立人の当該期間における勤務を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの期間、平成3年3月から同年5月までの期間及び8年6月から9年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から61年3月まで  
② 平成3年3月から同年5月まで  
③ 平成8年6月から9年4月まで

ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことが分かった。大学在学中からA社に就職するまでの申立期間①については、父が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたはずである。また、申立期間②及び③については、会社を退職後、私が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については申立人の父が、申立期間②及び③については申立人自身が国民年金保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期についてオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の資格取得日等から、平成3年11月頃と推認され、申立人がB社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月11日に初めて国民年金の資格を取得していることが確認できることから、資格取得日より前の期間である申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間③について、オンライン記録を見ると、申立人は、平成4年3月16日に厚生年金保険に加入したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間③の国民年金保険料を納付するためには、C社の厚生年金保険被保険者資格の喪失後に国民年金の資格を取得す

る必要があるところ、申立人が国民年金の資格を再取得したのは、D社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した11年10月27日であることが確認できることから、申立期間③は、申立期間①及び②と同様に、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。さらに、申立人は、「夫が、申立期間③に国民年金に加入し保険料を納付しているのので、私の保険料も納付していたはずである。」と陳述しているが、申立人の夫のオンライン記録によると、申立期間③は保険料の未納期間である上、申立人は、申立人の夫と同居を開始したのは9年5月としており、申立期間③は、それより前の期間であることから、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人は加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡している上、申立期間②及び③について、申立人は、「会社退職後は国民年金に加入しなければならないという義務意識が有ったので、申立期間の保険料も納付したと思う。」と主張するが、申立期間における加入手続及び保険料納付について記憶がないとしており、申立期間当時の加入及び保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成9年3月まで

私の妻は、日本に帰国した昭和63年3月に、自身の国民年金の再加入手続とともに私の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。

平成9年4月に任意加入手続をしたとすれば、私たち家族はその時期に海外に住んでおり、私の親は私に頼まれずに手続はしないので、誰が加入手続をしたのか疑わしい。

妻が納付済みなのに私に納付記録が無く、国民年金未加入期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和63年3月にA市で自身の国民年金の再加入手続とともに申立人の任意加入手続を行い、同年3月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入手続時期をみると、申立人は平成9年4月4日に任意加入していることがオンライン記録から確認できる。このことは、申立人の妻が「現在所持している国民年金手帳記号番号の記載のない年金手帳3冊のほかに年金手帳は交付されていない。」と陳述していることと符合することから、申立人の妻が、基礎年金番号制が開始された9年1月よりも前に国民年金の加入手続を行ったとは推定できない。

また、昭和63年3月に海外から帰国しA市に住所を置いた申立人の妻は、同市で自身及び申立人の国民年金の加入手続を行った際、海外に住所を置く申立人については制度上任意加入となる（日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は強制加入となる。）説明を受けた記憶もないと陳述

しており、同時期に申立人の加入手続を行ったことがうかがえない。

この場合、申立期間は、国民年金の任意未加入期間となることから、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を制度上納付できない。

さらに、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、夫婦二人の納付日の確認が可能な平成9年4月以降の納付記録をみると、同年4月から11年3月までの期間については二人の納付日が異なっていることがオンライン記録から確認できる上、申立期間の国民年金保険料の大半を口座振替により納付したと記憶しているが、どの金融機関で行っていたかは不明と陳述しており、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行っても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私は、昭和39年頃、自宅で市役所の方に勧められ、その場で夫婦同時に国民年金の加入手続きを行い、以後は夫婦二人分の国民年金保険料として月額200円を2か月又は3か月ごとに集金人及び市役所の窓口で継続して納めてきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

特に夫は納付済みで私の分だけが未納とされているのは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年頃にA市の職員から国民年金の加入勧奨を受けて自身及びその夫の加入手続きを行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を継続的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、A市において、昭和42年1月25日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。このことは、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている手帳発行日が同年2月9日であることと符合している。

また、昭和39年頃に申立人と同時に国民年金に加入したとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、37年10月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月以前の期間の国民年金保険料を時効により、制度上納付できず、同年10月から41年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、加入時以降の保険料は継続的に集金人に現年度納付してきたとしており、申立期間について過年度納付したことはないと陳述し

ている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年9月まで

私は、結婚後に義母から国民年金の加入を勧められ、昭和46年2月にA市B支所で国民年金に加入した。

私の住んでいる地域では、毎月会合があり、その際に、婦人会のお世話で税金、水道料金及び保険料等の徴収を行っていたので、私も結婚後は毎月会合に参加し、その場で国民年金保険料及び税金を納付していた。

国民年金に加入当初は国民年金保険料を納付時に領収印として国民年金手帳に印を押してもらっていたが、途中から納付書に変わり、申立期間は納付書で納付していた記憶がある。

平成18年にC社会保険事務所（当時）へ夫の年金相談に行った際に私の年金記録について調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が納付していないことを知り、帰宅後、A市役所で私の納付記録を再度調べてもらったが、社会保険事務所（当時）と同様の記録で、納付できない。私は納付書を使って、会合の際に申立期間の保険料を納付してきたので、私の納付記録をもう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月にA市で国民年金の加入手続きを行い、同年2月から61年4月に第3号被保険者資格を取得する直前まで、定期的に納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄を見ると、婚姻後の昭和46年2月に任意で国民年金被保険者資格を取得後、57年9月3日に同資格を喪失し、59年10月24日に再度任意で同資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は制度上、



国民年金保険料を納付することはできない。このことは、申立人に係るA市の被保険者名簿及び特殊台帳に同様の資格記録が確認できることと符合する上、同被保険者名簿の昭和57年9月3日に資格を喪失の備考欄に「喪失申出」と記載されていることから、自身が国民年金被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行ったものと推認できる。

また、A市の還付整理簿を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年9月の国民年金保険料について58年7月15日に還付を受けていることが確認でき、同整理簿に記載の還付保険料額及び還付時期等に不自然さは見られないことから、申立人は57年9月に国民年金被保険者資格を喪失していることを認識していたものとするのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年6月まで

私は、勤めていた父の会社を昭和60年4月に退職し、すぐに独立して自営業を始めた。独立した直後はお金が無かったので、国民年金保険料をすぐには納付できなかったが、国民年金に加入しなければいけないと思っていたので加入手続をした。

加入手続は、従業員がA市役所で行った。社会保険事務所(当時)の記録では、私の国民年金の資格取得年月日が昭和60年4月1日になっているので、同年4月又は同年5月頃に国民年金の加入手続をしたと思う。この時にももらった年金手帳を現在所持している。

時期は定かでないが、家に来た市役所の職員から申立期間の国民年金保険料を納付するようにと督促を受けた。その時に、「一度に支払うのが大変なら、15か月分を分割して納付したらよい。」と言われて、毎月、申立期間の遡った保険料の1か月分と納付月の保険料の1か月分との合計2か月ずつの保険料をB銀行から納付した。

申立期間の国民年金保険料は、遡って納付したのに未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の15か月の国民年金保険料を、遡って15回に分けて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、申立人に対して最初の国民年金手帳記号番号が、A市で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、この国民年金手帳記号番号について、特殊台帳の記録を見ると、昭和40年5月3日に国民年金被保険者資格を取得し、41

年11月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、この手帳記号番号において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は昭和63年8月6日に同市で2回目の国民年金の加入手続を行っていることが、A市国民年金被保険者名簿から確認できるところ、この時に払い出された国民年金手帳記号番号について、同被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者資格を60年4月1日に遡って再取得していることが確認できるが、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な前述の2つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が国民年金の再加入手続を行った昭和63年8月時点において、時効にかかわらずに過年度納付が可能な申立期間直後の61年7月から62年3月までの9か月の過年度保険料に係る国庫金納付書が63年8月12日に送付されていることが確認できる。また、オンライン記録を見ると、61年7月及び同年8月の2か月の国民年金保険料が63年8月17日に過年度納付により収納され、以後、平成元年3月までの合計33か月の保険料が過年度納付によりおおむね2か月分ごとに合計16回収納されていることも確認できることから、市役所の職員から申立期間の保険料について、分割を勧められて納付したと申立人が主張している保険料は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで

社会保険事務所(当時)は、私が国民年金被保険者資格を取得した旨の通知を送ってこなかったにもかかわらず、平成10年6月頃、申立期間の国民年金保険料の納付を督促する通知を送ってきたので、母は、同年6月25日午後5時過ぎ、A社会保険事務所(当時)に出向き、抗議した。A社会保険事務所年金課の責任者は、私の未納とされている期間を免除の記録にすると行った。母は、その時のやり取りを記したメモを残している。

その後、再度、納付書が送付されてきたため、母は、平成10年12月7日午前9時過ぎ、再びA社会保険事務所に出向き、未納とされている期間を免除の記録とし、以後、その期間の国民年金保険料を督促しないことの確認を取り付けた。母は、その時のやり取りを記したメモを残している。

先般受け取ったねんきん特別便を見ると、上記のやり取りで免除とされているはずの期間が未納とされている。

申立期間が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成10年6月にA社会保険事務所で、申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行い、同年12月に申立期間が免除されていることの確認を取り付けたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番の状況を見ると、オンライン記録から、申立人には手帳記号番号が払い出されておらず、基礎年金番号が平成9年10月9日に付番されていることが確認できる。この時点において、申立期間の国民年金保険料を免除することはできない。

また、国民年金手帳記号番号又は別の基礎年金番号による免除の可能性につ

いて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号の払出し又は別の基礎年金番号の付番が行われた形跡は見当たらない。

なお、申立人は、社会保険事務所の職員が、申立期間の国民年金保険料が免除されていることを確認するために記したとする「国民年金被保険者台帳」を提出しているところ、その記録を見ると、申立期間を含む平成8年4月から9年3月までの期間には「×」、これに続く同年4月から同年8月までの期間には「◎」、さらにその後の同年9月から10年3月までの期間には「免除」と赤インクで手書きされていることが確認できる。この記載について、申立人は「×」の記載が免除記録となったことを示すものである旨陳述するが、オンライン記録を見ると「◎」及び「免除」と記載されている期間が免除とされていることから、「×」の記載が免除記録であることを確認したものであるとまでは言えない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から62年5月までの期間及び平成2年8月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から62年5月まで  
② 平成2年8月から9年2月まで

私は、A社を退職した昭和61年9月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は、市役所、銀行又は郵便局で納付書に現金を添えて納付していた。

また、平成2年7月に、C社を退職したときもB市役所で国民年金の切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を継続して納めてきた。それなのに申立期間が未納にされているのは納得できない。

私は、「平成6年度国民健康保険料領収証書」と平成6年7月8日の受領印が押されている加入者名がB市役所保険年金課となっている「郵便振替払込金受領証」を所持しており「郵便振替払込金受領証」は、申立期間中の平成6年7月頃の国民年金保険料の納付を示していると思っている。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は払い出された形跡がなく、申立人は、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日時点では手帳記号番号が付与されておらず、申立人の国民年金記録は11年10月に基礎年金番号で国民年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録は、B市が保管する申立人の記録とも一致している。したがって、申立期間①及び②は未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間②について、申立人の父親が払込人となっている郵便振替払込金受領証を所持しており、同受領証には、加入者名がB市役所保

除年金課、金額が2万5,140円と記載され、平成6年7月8日の受領印が押されていること、及びこの受領証とは別に平成6年度の国民健康保険料を納付したことを示す領収証を所持していることを理由に、郵便振替払込金受領証により納付した金額は申立期間②における国民年金保険料の一部であると主張しているが、B市役所は、「申立期間当時において、郵便振替払込金受領証により納付できるのは国民健康保険料のみであり、国民年金保険料は納付できない。また、国民年金被保険者以外の者の名前が受領証に記載されることはなく、当該受領証で納付した保険料は、平成6年度以前に未納であった国民健康保険料であったことが考えられる。」と回答しているとともに、当該受領書に手書きで記載された金額について、「国民健康保険の被保険者が納付できる金額を確認してから納付してもらうため、金額欄は空欄で、納付できる金額を手書きで記載してもらうのが一般的である。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況について、申立期間②は、7年7か月と長期間に及んでいる上、申立期間①及び②ともに、申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張するのみで、加入手続及び申立期間当時の具体的な納付状況について記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、申立期間①当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から57年3月まで  
私の国民年金は、昭和54年1月頃に母親が加入手続をし、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間が、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況等から、申立人がA社を退職した平成2年6月頃に行われたものと推定されるとともに、申立人の所持する年金手帳を見ると、同社を退職した同年6月26日に初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得したことが記載され、オンライン記録による資格取得日とも一致していることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、昭和54年1月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も、国民年金手帳は、現在所持する年金手帳のみであると陳述している。

さらに、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていたとしていることから、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料納付についての具体的な状況は不明である。



加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から57年3月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から57年3月まで  
② 昭和60年12月から61年3月まで

私の国民年金は、昭和53年6月頃に、父親が国民年金の加入手続きをしてくれ、父親が国民年金保険料を私が就職するまで納付してくれたと聞いている（申立期間①）。

また、私が、C社を退職した後は、多分、父親が過年度保険料も含めて国民年金保険料を納付してくれていたと思う（申立期間②）。

申立期間①及び②に、納付記録が無いのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、申立人は、昭和62年1月頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推定され、当初、61年4月1日に遡って第3号被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、手帳記号番号が記載されている年金手帳（他の1冊は、旧姓で厚生年金保険被保険者記号番号のみ記載されている。）に記録されている「3号A」（配偶者が厚生年金保険の被保険者である第3号被保険者）の資格取得日と符合していることから、申立期間①は、国民年金の任意加入期間（申立期間①当時、学生は任意加入対象者）における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

なお、年金手帳に記録された「3号A」は、上から「訂正 C」と押印されているが、この訂正印が押された時期は不明である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和63年1月21日付けで61年4月1日の第3号被保険者資格が取り消され、同日付けで60年8月11日に遡って第1号被保険者資格の取得に変更された上、同年12月7日に第1号被保険者資格を喪失し、61年4月1日に同資格を再取得していることが確認できることから、申立人に係るD市の国民年金被保険者台帳に記録されている第1号被保険者資格の取得日（昭和60年8月11日及び61年4月1日）及び喪失日（昭和60年12月7日）と一致していることから、申立期間②は国民年金の任意加入期間（申立期間②当時、厚生年金保険被保険者の夫は任意加入対象者）における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②直前の昭和60年10月及び同年11月の国民年金保険料を63年1月27日に、また、申立期間②直後の61年4月から同年9月までの期間の保険料を63年7月23日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間②の保険料を納付したことを示す事跡は見当たらない上、申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、旧姓で厚生年金保険被保険者記号番号のみ記載されている手帳の住所欄に貼付されたメモには申立期間②が「未納期間」と記載されている。

加えて、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る住所地の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を旧姓を含め全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間①及び②当時の保険料納付についての具体的な状況は不明である上、申立人に、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年9月まで

私は、会社を退職してまもなく、私又は父親のどちらかがA市役所で国民年金の加入手続に行った。申立期間の国民年金保険料は、父親が自身の分と一緒に同市役所で支払っていたはずであるのに納付記録がない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できないので、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に国民年金被保険者期間の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

また、申立人に国民年金の加入手続に関する明確な記憶がなく、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の父親も、国民年金の被保険者記録は無い上、申立人は「父親は、高齢のため申立期間当時のことを覚えていないので、父親から聴取する必要はない。」と陳述しているため、申立期間の保険料納付に関する状況は不明である。

さらに、申立人又はその父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年6月まで

私は、自分で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、結婚後、時期は不明だが未納の通知が郵送されてきたので、実家と自宅の間の金融機関又はコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したと思う。その時の保険料は、1万3,300円だったと思う。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、管轄社会保険事務所（当時）は、申立人が平成16年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを原因として、同年6月22日に第1号・3号被保険者取得勸奨を行っていることが確認できる上、申立人は同年7月\*日（婚姻日）に第3号被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はなく、国民年金保険料の納付場所についての記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料に関する具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間は市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された平成14年4月以降であり、誤った納付書の発行及び記録漏れ等が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人は平成17年2月、申立人の夫は同年2月及び同年7月の国民年金保険料を18年11月23日に同時に過年度納付していることが確認できることから、申立人が主張する未納の通知は、この時のものであったことも考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年3月まで

昭和52年6月で妻が仕事を辞め、国民年金に加入する際に、その前から国民年金に加入していなかった私の分も一緒にA市役所において加入手続をし、それ以降はずっと妻が二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

その後も妻が厚生年金保険に加入していた時期を除き、免除の申請も全て夫婦同じようにしているはずであるにもかかわらず、申立期間の私の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和52年6月に会社を退職して国民年金に加入した際に、申立人の加入手続も一緒に行い、申立期間以降の国民年金保険料も申立人の妻が自身の分と一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金加入時期を調査したところ、A市が作成した申立人及びその妻に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和54年3月31日に、申立人の妻はそれより約1年半遡った52年11月7日に、それぞれA市役所において加入手続が行われていることが確認できることから、申立人とその妻の国民年金の加入手続は、同時には行われなかったと考えられ、申立内容と符合しない。

また、申立期間は国民年金保険料の現年度及び過年度納付が可能な期間であるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は遡って保険料を納付した記憶はないとしている上、「申立期間当時、私は年金についての知識がなく、加入手続及び納付についても夫に言われて行っていたと思うので、全く記憶にない。」と陳述していることから、

申立期間の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年3月まで

昭和44年8月頃、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

私は、申立期間に、母親に生活費として毎月5,000円ずつ預けており、その中に保険会社に支払う生命保険料と国民年金保険料も含まれていたため、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

昭和52年5月に結婚し、C市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行った際、母親が保管していた古い国民年金手帳を提出したが、新しい年金手帳を受け取り、古い年金手帳を返してもらえなかった。その手帳には、領収印のような黒い四角のゴム印が押されていたのを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思うと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月30日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、当該払出日から44年8月21日まで遡って国民年金強制加入被保険者資格を取得しており、当該払出しの時点において、申立期間のうち、同年8月から50年3月までの期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない。また、同年4月から52年3月までの期間は保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしている申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の具体的

な納付状況については不明である。

さらに、申立人の母親が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、B区に係る申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、婚姻直後の昭和52年5月頃にC市役所において加入手続をした際、窓口で提出し、返却してもらえなかったとしている古い年金手帳について、四角のゴム印が押されており、オレンジ色の年金手帳より小さかったのを記憶していると陳述しているところ、国民年金手帳に押す検認印の形は円であり、年金手帳の大きさはどの年金手帳も同じであることから、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間は7年9か月と長期間に及び、このような長期間にわたって申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年3月まで

私は、申立期間当時は学生で、実家のA市を離れB市に住んでいたが、実家に来たA市役所の集金人から私の国民年金の加入を勧められ、祖父が私の分を含めた家族5人分（私、父母及び祖父母）の国民年金保険料をA市で支払っていたということを母から聞いた記憶がある。

また、平成12年に父が死亡し、A市役所で国民年金の手続をした際、私が4年4月に就職して共済年金に加入していた期間も祖父が国民年金保険料を支払い続けていたことが判明し、同市役所から保険料の還付を受けた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、祖父が支払ってくれたと母が話していたので、もう一度記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入していた記録はなく、平成4年4月1日に共済組合の被保険者資格を取得したことが確認でき、A市において申立人の国民年金の加入履歴が無いことと符合するとともに、戸籍の附票により、申立人は、申立期間当時、B市に住民登録があったことが確認できるところ、申立人は、B市において国民年金の加入手続を行ったことはないとしている上、A市では、「当市に住民登録のない者を国民年金被保険者とし、国民年金保険料を徴収することはない」と回答している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、実家のあるA市において申立人の祖父が申立人を含む家族5人分をまとめて納付していたことを申立人の母親から聞いたとしているが、申立人の祖父に国民年金の加入履歴は無く、申立人の祖母も申立期間に加入記録は無いことがオンライン記録から確

認できることから、申立内容と符合しない。

さらに、平成12年の国民年金保険料の還付について、申立人は当初の保険料の還付であったかもしれないとする陳述から、国民健康保険料に関する還付であったとする陳述に訂正している。

加えて、申立人の母親は、「申立期間当時は、私たち夫婦及び父母で店を営み、各種の支払いは会計事務所の指示により父（申立人の祖父）が行っていてその中に息子（申立人）の国民年金保険料もあったと思っていたが確認したことはない。また、当該会計事務所は既に廃業しており、当時の状況は分からない。」と陳述している。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録において、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月及び同年7月

私は、平成3年の大学在学中から国民年金保険料の納付が必要なことを認識していたので、同年4月から就職して厚生年金保険に加入する4年3月まで国民年金に加入していたし、会社を退職後に国民年金に加入しなければいけないことも知っていた。

私は、平成4年6月に厚生年金保険の適用事業所を退職したとき、転職活動で忙しかったため、私の母親がA市役所に国民年金に加入する際の手続を確認の上、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。それなのに申立期間が未納にされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間に国民年金に再加入した事跡はなく、この記録は、A市役所が保管する申立人の記録とも符合していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間における国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該手続等を行ったとしている申立人の母親は、再加入手続の方法及び場所については記憶しているものの、納付書の形式及び保険料について明確には記憶していない。

さらに、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録において、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

平成15年4月に会社を退職したため、国民年金の加入手続を行い、その後、郵送されてきた白い納付書に現金を添えて、銀行で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立期間について、申立人が平成15年4月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人に対して、同年6月26日に国民年金への加入勧奨が行われ、申立人が国民年金第3号被保険者資格を取得した後の17年2月22日にも再度、申立期間について国民年金への加入勧奨が行われている一方、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が申立期間に国民年金に加入した記録は無い。

さらに、申立人は郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付したと申立っているものの、オンライン記録を見ると、申立期間に係る保険料の納付書が作成された事跡は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金への加入勧奨について、「平成15年10月に結婚した後に社会保険事務所（当時）から文書が届いたが、国民年金保険料は既に納付しているものと思い、その時点では国民年金の加入手続及び保険料納付はしていない。」旨陳述している一方、申立人が所持している納付書及び領収証書を見ると、申立人は申立期間の直前までに勤務していた会社

が加入している健康保険組合の任意継続被保険者として、申立期間の健康保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は「当時の資料で残っているのは、この納付書のみであり、任意継続の健康保険料を納付したことにより、国民年金保険料も納付したものと勘違いしていたのかもしれない。」と陳述している。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から7年3月まで

会社で社会保険事務に携わっていた母から、会社を退職したときは国民年金保険料及び国民健康保険料は必ず納付するように厳しく言われていた。

申立期間については、平成3年3月に会社退職後、A市B区役所から国民年金の納付書が送られてきたので、母が区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたのに未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に会社退職後、母親がB区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から平成7年5月以降に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、3年3月から5年3月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできず、また、同年4月から7年3月までの保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を担っていた申立人の母親は、国民年金の加入手続の時期については全く覚えていないが、申立人が平成3年3月に会社を辞めた後、区役所から国民年金の納付書が送られてきたので加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと陳述しているところ、B区役所では、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替手続の勧奨は行っておらず、国民年金への切替手続を行っていない者に納付書を送付することはない旨を回答している。

さらに、申立期間当時、申立人は国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に



納付していたと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は自身が勤務先事業所の健康保険組合の被保険者であった期間を含め、昭和48年1月5日から平成6年11月2日までの期間については、申立人の父親の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できるなど、陳述内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるA市B区における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存していないほか、申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年3月まで

昭和63年10月頃に、母がA市B区役所C出張所において国民年金の加入手続を行い年金手帳を交付された。その後、区役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を支払った。

私の加入手続以降については、母が私と両親と3人分の国民年金保険料を一緒に郵便局窓口において納付しており、両親は納付済みであるのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期については、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の加入手続日から平成2年6月と推定され、この時点において、昭和63年10月4日まで遡って国民年金第1号被保険者資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。

また、上記の加入時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、オンライン記録を見ると、平成3年9月7日に過年度納付書が発行された記録があり、その事跡から申立期間に係る納付書であると考えられるものの、申立人の保険料納付を担っていた申立人の母親は当該納付書を受け取った記憶はなく、また、過去の未納保険料を納付した記憶もないと陳述しており、納付催告に応じて納付したことをうかがわせる事情は認められなかった。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料は、平成2年4月及び同年5月分を同年6月20日に、同年6月及び同年7月分を同年7月24日にそれぞれ納付しており、同年7月以降の申立人及びその両親の保険料の納

付状況については、その納付日が一致していることから、申立人の保険料を自分たちの保険料と一緒に毎月納付してきたとする申立人の母親の記憶は、同年7月以降の記憶である可能性も否定できない。

加えて、申立期間当時は、既に国民年金保険料の収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立人の母親が毎月金融機関で納付していたとする申立期間に係る18か月間の申立人の納付記録のみが、毎回連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、自身の国民年金保険料の納付については関与しておらず、また、申立人の保険料納付を担っていた申立人の母親から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から55年3月まで

昭和51年6月頃に、母と私の間で国民年金の加入についての話をしたことを記憶している。その記憶に加え、母はきちょうめんで昔気質な性格であることから、母は、間違いなく私の国民年金の加入手続をしており、申立期間の国民年金保険料についても、未納なく納付しているはずである。

また、母に聞いたところによると、私の国民年金の加入手続は、近所の知人と同じ時期に行い、その後の国民年金保険料は、毎月1万円程度を口座振替によって、金融機関にあった父名義の口座から納付していたということである。同時に母は、母自身がよく市役所に赴いていたということ、及び私と母の二人分の保険料は高く支払えず、私の分だけを支払っていたという当時の事情も記憶しており、このことから、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われていたことは確かであると思う。もっとよく調査して、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が55年10月に払い出されている記載が確認できるとともに、オンライン記録からは、申立人の手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年10月中であることが確認できることから、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推認でき、申立内容とは一致しない上、この時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間となる。

なお、A市において、口座振替による国民年金保険料の収納方法が導入されたのは昭和53年4月以降であり、申立人の母親が加入手続を行ったとする51年6月時点において、口座振替による保険料納付を開始することはできない。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和53年6月以前の期間に係る国民年金保険料は、既に時効により納付することはできず、一方で同年7月以降の期間に係る保険料については、過年度納付が可能であったものの、申立人から保険料納付を任されていたとする申立人の母親によると、申立人の保険料は、加入当初から、制度上、過年度納付することができない収納方法である口座振替により納付していたとしている上、過去の未納保険料を納付した記憶もないとしていることから、申立人について過年度納付がなされたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を同時期に行ったとしている知人に対し、当時の事情を聴取したが、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを裏付ける具体的な事情は認められなかったとともに、オンライン記録からは、同知人の国民年金の加入手続時期が、申立人の母親が加入手続を行ったとする昭和51年6月頃とは大幅に相違していることが確認できる上、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から49年2月まで

昭和45年4月頃、A市B区役所から国民年金への加入を促す通知が来たので、自分で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料について、最初の1回は、加入手続と同時に、区役所から送られてきた納付書のような用紙で納付したことを覚えており、金額もかなりの額だったように思う。2回目以降については、私自身又は母親が納付していたはずである。その保険料は全て母親が出してくれたが、学生で収入のない時になぜ国民年金の保険料を支払う必要があるのかと疑問に思ったことを鮮明に記憶している。

また、加入手続を行った昭和45年頃、任意加入である旨案内を受けたことや、保険料納付の督促を受けた記憶はなく、さらに、免除申請等を行った記憶もない。

申立期間の国民年金保険料を納めたのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月頃、A市B区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、申立期間の保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この場合、申立期間は未加入期間と

なり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い上、申立人に対して実施した口頭意見陳述において、保険料納付の状況を聴取したところ、申立人は、加入手続と同時に最初の保険料を納付し、それ以降の保険料は自分自身又は申立人の母親が納付したはずであるとしているが、保険料の納付方法等納付状況に係る記憶は曖昧であり、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても納付をうかがわせる周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

平成元年6月に勤務していた事業所を退職後、A市役所において、国民年金の加入手続を行った。同年6月以降、国民年金保険料は同市役所の女性職員が毎月自宅まで集金に来ており、月額保険料2万6,000円程度を支払っていた。

当時、領収書をもらっていなかったことを、今になって不思議に思う。

年金記録を確認すると、申立期間について国民年金保険料が納付済みとされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に会社を退職後、すぐに国民年金に加入したとしているが、申立人に係るオンライン記録によると、申立人の公的年金加入記録は厚生年金保険被保険者期間の記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、未統合記録の有無を検証するため、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、毎月、集金人に2万6,000円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市の集金人制度は昭和53年3月に終了しているため、申立期間においては集金人による収納制度は無い上、申立期間当時の保険料額は、月額で8,000円から8,400円までの間で推移しており、申立内容



とは一致しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

私は、国民年金には学生時代から加入し、最初の会社に勤めるまで国民年金保険料を納めてきたが、この会社を平成元年2月に辞め、次の会社に勤めるまでの1か月間につき、市役所で国民年金への再加入手続を行い、間違いなく保険料を納付したので、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者記録によると、申立人は、昭和63年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、それ以降、国民年金の被保険者資格を再取得した旨の記録は確認できず、その内容は、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録と一致している。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市によると、申立期間当時、既に金融機関が役所内に常駐していたことから、役所の窓口では事務手続のみ行い、国民年金保険料の現金収納は金融機関を通して行っていたとしていることから、これら両方の事務処理において同時に誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金への再加入手続及び納付書、保険料額等の国民年金保険料納付に係る記憶は曖昧であり、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から53年3月まで  
② 昭和58年4月から60年3月まで

私と元夫は、昭和50年7月に結婚後、A市B出張所において夫婦で国民年金に加入し、私が夫婦二人分の加入手続を行ったが、その際の手続の詳細については覚えていない。

結婚当初は、家計を元夫に任せていた上、私自身、昭和50年\*月と52年\*月の出産に伴って、2回とも出産前から半年程の間、C市へ帰郷していたことから、申立期間①をめぐる納付状況は定かでない。しかし、当時は集金により国民年金保険料を納付していた頃なので、元夫も自宅に来る集金人に納付していたものと思う。

一方、申立期間②については、経済的に国民年金保険料納付が困難であったので、免除してもらっていたが、昭和62年11月にD市からA市へ引っ越し折に、市から滞納分を請求されたのに応じ、D市役所で約52万円(家を売却した代金から捻出)を支払った記憶があり、当時の日記に同年11月26日付けで52万円ほど支払ったと記入していることから、保険料を納付しているはずである。

ところが、申立期間①及び②は、いずれも未納期間とされており納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人とその元夫は、昭和50年7月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、各人に係る国民年金手帳記号番号が、ともに53年10月19日に払い出

されている状況が確認できることから、申立人とその元夫の加入手続は、この時期になされたものと推認でき、申立内容と一致しない上、この場合、申立期間①の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付を申立人の元夫に任せていたとしているが、申立人の元夫に係るオンライン記録を見ると、申立期間①は申立人同様、未納期間となっている上、申立人の元夫は既に亡くなっているため、申立期間①の保険料納付をめぐる状況は不明である。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和 62 年 11 月にD市からA市に転出する際、D市より未納保険料の督促を受けたことに応じ、同市窓口にて 52 万円程度の国民年金保険料を遡って納付したとしているが、当該転出時において、申立期間②の保険料は、既に時効により制度上、納付できない期間である上、当時は特例納付制度の実施期間外である。

また、申立人が所持する当時の日記からは、昭和 62 年 12 月 4 日の日付で、同年 11 月 30 日の出来事として、「保険の分を支払に行って来た。52 万円ほどです。」という記載が確認できるが、申立期間②の定額保険料額の合計は 14 万 4,600 円であり、仮に夫婦二人分としても 28 万 9,200 円となることから、申立内容における納付金額とは大きく乖離し、当該日記における「保険の分」という記載が、申立期間②に係る国民年金保険料を指すものであるとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

私は、申立期間当時は学生だったため、平成4年4月に父親がA市国民年金課へ行き、国民年金の加入手続を行い、収入が無いので国民年金保険料を免除してもらえるかを話し合い、後日、免除が承認されたとの回答を得た。その後、同年8月からアルバイトを始めたので、同年9月から保険料を毎月納付した。

しかし、申立期間は免除されていたにもかかわらず、未納期間とされているので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年2月26日にB社会保険事務所（当時）からA市に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の保険料免除申請者の免除申請日を調査したところ、いずれも同年4月から同年5月中であることから、申立人の加入手続は同年4月から同年5月頃までになされたものと推認される。このことは、オンライン記録上、申立人に係る免除申請日が同年5月31日とされている状況と符合するが、4年4月に加入手続を行い免除申請したとする申立内容とは一致せず、上記加入手続を行ったと推認される時期においては、制度上、申立期間の免除申請を遡って行うことができない。

また、申立人は、申立期間に後続する平成4年9月以降、毎月国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同年9月から5年3月までの保険料は遡って過年度納付されていることが確認でき、申立内容とは相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年5月までの期間、同年7月から同年11月までの期間、50年2月から同年8月までの期間及び同年10月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から同年5月まで  
② 昭和49年7月から同年11月まで  
③ 昭和50年2月から同年8月まで  
④ 昭和50年10月から52年1月まで

申立期間の昭和50年前後の頃、私は転職を何度か繰り返していたが、私の母親は退職のたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行うとともに、私の国民年金保険料を納付してくれていた。納付を母親に任せていたので、納付金額及び納付場所等詳細については私には分からず、母親は現在では高齢と病気により、当時のことを何も覚えていないために、母親の証言を得られないのが残念であるが、母親自身から私の国民年金については納付しているので心配ないと聞いていたので、申立期間が未納であるとは考えられない。申立期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が退職のたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った上、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によると、i) 国民年金についてはじめて被保険者となった日が同年8月13日である旨の記載、ii) 「国民年金の記録(1)」欄において、申立人の同年8月13日からの被保険者種別は任意加入被保険者である旨の記載が確認できることから、この時点で任意加入被保険者として加入手続きが行われたものと推認さ



れ、制度上、任意加入である申立人は申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間に係るこれらの状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は合計 32 か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が継続して発生することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から7年3月まで

母親の友人の子供は、昭和45年生まれのため、20歳当時には国民年金に加入しなくても良かった。しかし、私は46年生まれのため、20歳で強制加入になることを母親が報道で知ったので、母親が、私が20歳になった頃に市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行って以降、私が平成7年4月に会社勤めするまでの国民年金保険料は、定期的に母親が納付したと聞いている。

また、申立期間当時、私には大学院生の弟（一つ下）がおり、私及び弟の二人分の国民年金保険料の納付が大変だったことから、弟については、1年6か月遅れて国民年金に加入し、後に遡って2年分の保険料を納付したと聞いている。

しかしながら、納付記録を確認すると、私について国民年金の記録が無いことが分かったが、母親が確かに銀行から定期的に納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、基礎年金番号制度導入前の時期にあたる申立期間中に、国民年金保険料を定期的に納付するためには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできず、

申立人に対して申立期間に係る納付書が発行されることはない。

また、申立期間は3年10か月間と4か年度にも及び、この間、申立人のみについて納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月

私は、自分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付の一切について、父親に任せていたため、詳細は不明であるが、父親は、国民年金の加入手続を行い、それ以降は定期的に保険料を納付していたはずである。

ところが、納付記録を確認したところ、昭和61年3月30日に国民年金被保険者資格を取得して以降、同年12月1日に厚生年金被保険者となるまでの期間、国民年金被保険者であるのを辞めたことなどないにもかかわらず、途中、同年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年5月1日に再度資格を取得していることになっている。そして、その結果として、父親が前後の期間と同様に国民年金保険料を納めているはずの申立期間が、納付していない期間とされており、納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に、申立人の父親によって国民年金の加入手続がなされたはずであるとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は同年6月16日に払い出されている上、申立人の手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者40名の生年月日を調査したところ、手帳記号番号の取得が取り消されている2名を除き、全て昭和41年中の生まれ、かつ、生年月日の日付順に手帳記号番号が払い出されている状況であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、職権適用によりなされたものと推認でき、申立人の父親の自発的な加入手続によるものではなく、申立内容と一致しない。

また、申立人のオンライン記録及び昭和62年5月作成の市の国民年金収滞

納一覧表を見ると、申立期間はいずれも未加入期間とされている上、申立期間の直前直後の期間に係る国民年金保険料の納付方法についてみると、申立期間の直後期間に当たる 61 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る保険料 4 万 9,700 円が、62 年 1 月 31 日にまとめて現年度納付された後、同年 3 月 10 日に、申立期間の直前期間に当たる 61 年 3 月の保険料が過年度納付されていることが、明確に確認できる。この状況は、加入手続以降、定期的に保険料納付していたとする申立内容とは相違するとともに、申立期間は、少なくとも前述の直前直後期間の保険料の納付時点において、既に未加入期間として認識されており、制度上保険料の納付できない期間であるとされていた可能性が高い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人から国民年金関係手続の一切を任されていたとする申立人の父親の加入手続及び保険料の納付をめぐる記憶は曖昧であり、同人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月

私は、平成12年4月に会社を退職した際、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。後日、区役所から納付書が送付されてきたが、多分、納付書を忘れたので、納付書無しで現金で国民年金保険料を納付した。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の記録を見ると、A社を退職したことにより平成12年4月28日に資格を喪失し、翌月の同年5月2日にB社に就職して資格を再取得しているが、申立人のオンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を初めて取得したのは、同社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した13年1月1日であるとともに、その約1年後の14年2月時点において、申立人が申立期間に係る国民年金適用勧奨対象者となっていることが確認できることなどから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。この場合、申立期間に対して区役所から納付書を送付されることは考え難い。

また、平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されており、未統合記録が生じる可能性は極めて低いものと考えられるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、未統合となっている記録は確認できない上、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から具体的な陳述を得ることができなかつたため、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関し具体的な状況を確認できない上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成3年3月まで

昭和60年頃、父から年金に加入しないと老後に年金が受給できなくなり大変だからと強く言われたことをはっきり覚えているが、私の国民年金の加入手続は、亡くなった父がしてくれたので、具体的な加入時期についてはよく分からない。

しかし、父は、年金に関して私に厳しく言っていたことがあり、母からも父がきちんと国民年金保険料を納付していたはずであると聞いているので、申立期間について保険料が納付されていないか、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成6年12月頃に行われたものと推定され、申立人がA社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年3月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるとともに、申立人は同社に就職するまで大学生であったとしており、申立期間は、基本的に国民年金の任意加入期間となることから、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することはできないため未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間中に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。



さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から19年6月まで

私は、平成7年8月頃に勤務先を退職し、国民年金保険料の納付が困難であったことから、社会保険事務所(当時)へ免除の申請に行った。これまで保険料の納付書が送付されて来ることはなかったため、免除が認められているものと思い、気にもしていなかった。

その後、体調を崩したため仕事ができなくなり、平成20年に市役所へ障害年金の申請に行った時、申立期間が未納であること、及び私に基礎年金番号が無いことを初めて知らされた。

現在の基礎年金番号は、平成20年に社会保険事務所へ年金相談に行った際、取りあえず付番されたものであり、19年7月まで遡って免除が認められたが、障害年金を受給するためには、免除期間が8か月間不足すると言われて受給を認められなかった。

私は、A社を退職後に免除申請しているため、申立期間を免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、平成20年9月4日になって、申立人がA社を退職するまで加入していた厚生年金保険被保険者記号番号を申立人の基礎年金番号として設定されており、その設定日は、申立人が所持する年金手帳の交付年月日と一致するとともに、当該厚生年金保険被保険者の資格を喪失した7年9月1日まで遡って国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間は、申立人に基礎年金番号が設定されるまで、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料について免除申請することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を免除申請するためには、申立人に国民年金手帳記号番号又は別の基礎年金番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の免除申請は、基本的に毎年行うものとされており、免除が承認されると、その都度免除承認通知書が送付される場所、申立人は、11年以上と長期間に及ぶ申立期間中において、毎年免除申請を行ったことも、免除承認通知書を受け取った記憶もないと陳述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除申請していたことを示す関連資料(日記、メモ等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月及び同年10月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月  
② 平成9年10月から10年2月まで

私は、「ねんきん特別便」を見て、申立期間が未納とされていることを知ったが、未納分の国民年金保険料については、私が平成10年7月頃から仕事で海外へ1年間ほど行き、帰国後に私自身が実家のA市役所の窓口で納付したかもしれないし、実家の父が納付してくれたかもしれないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、帰国直後と推定される平成11年8月にA市からB市に住所を異動しており、2か月後の同年10月20日に、その時点で2年の時効完成前の9年9月の1か月の国民年金保険料を一度だけ過年度納付していることが確認できることから、納付場所に関して申立人の記憶と符合しないほか、当該納付日時点で申立期間①は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②直後の平成10年3月以降、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金被保険者期間は、全て免除期間であるが、申立人が国民年金保険料を納付したのは、帰国後、納付督促により過去の未納保険料を納付した一度だけであったように思うとする以外、納付金額等の具体的な納付状況については覚えていないと陳述している上、申立人の保険料を納付してくれたかもしれないとする申立人の実家の父親に関しても、申立人は連絡が取れない状態であるとしていることから、父親に当時の納付状況を聞き取り調査することができない。

さらに、平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されており、未統合記録が

生じる可能性は極めて低いものと考えられるところ、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、未統合となっている記録は確認できない上、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から52年3月まで

私も兄も20歳前からA市B区で父の店を手伝っており、私が昭和58年に結婚し、妻が国民年金保険料を納付するようになるまで、父が兄弟の保険料と一緒に納付してくれていた。

平成9年に父が亡くなったので、当時のことは分からないが、父はきっちりとした性格で、常々「おまえたちの年金は、私が支払ってやっている。」と言っていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に国民年金の被保険者資格の要件に該当した日に取得するものとされている。

そこで、申立人兄弟に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人は昭和52年12月に、申立人の兄は50年6月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、兄弟共に28歳前後の頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人については、申立人が44年1月18日まで、申立人の兄については、兄が42年7月5日まで、それぞれ遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人兄弟が所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続が行われた年度

より前の年度であるため、過年度保険料として年度を遡って納付することになるが、申立人は、その父親からそのようなことは聞いたことはないと陳述しているほか、兄弟共に国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人の父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人兄弟に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は現在所持する昭和 49 年以降に使用されていたオレンジ色の年金手帳以外に、年金手帳を見たことがないと陳述している。

さらに、申立期間は 8 年以上に及び、これほどの長期間にわたり、行政側が毎回繰り返して事務処理を誤ることは考え難い上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の年金手帳を見ると、結婚後の昭和 58 年 10 月に実家の B 区から C 市へ転居したことが記載されていることなどから、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする期間は、申立人の加入手続が行われたとみられる 52 年 12 月時点において、現年度納付が可能であった申立期間直後の同年 4 月から転居する頃までの約 6 年間であると考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年4月まで

はっきりした時期については分からないが、平成元年10月以降に、自宅に納付書が届いたので、妻が、2年2月頃に、申立期間のうち、元年10月から2年2月までの国民年金保険料を、A市B区役所C出張所に出向き、妻の元年10月から2年2月までの未納分も含めて夫婦二人分で14万円ぐらいをまとめて窓口で納付してくれたはずである。

その後の国民年金保険料の納付については、はっきりとは覚えていない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成20年4月1日に国民年金被保険者資格を取得するまでは、国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、自宅に送付された納付書により、申立人の申立期間の国民年金保険料のうち、平成元年10月から2年2月までの保険料と自身の同期間の保険料について、一括して合わせて14万円ぐらいを納付したはずであると陳述しているものの、その場合の保険料額は8万円となり、金額が一致しない上、加入手続を行った記憶はなく、いきなり納付書が送付されてきたとしているなど、その陳述内容も不自然である。



加えて、申立期間のうち、平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料の納付の記憶については曖昧であるともしている。

このほか、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の妻から、申立期間の保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年4月まで

はっきりした時期は覚えていないが、平成元年4月以降に、自宅に納付書が届いたので、同年10月頃、自分で、A市B区役所C出張所に出向き、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの国民年金保険料として7万2,000円ぐらいを納付し、加入手続も行ったはずである。

また、申立期間のうち、平成元年10月から2年2月までの国民年金保険料については、同年2月頃に、夫の元年10月から2年2月までの保険料と自身の保険料を夫婦二人分で合わせて14万円ぐらいをまとめてC出張所の窓口で納付したはずである。

その後の国民年金保険料の納付については、はっきりとは覚えていない。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金第1号被保険者資格は、A市B区において、平成2年7月13日を申請日として、同年5月21日付けで国民年金第3号被保険者資格を取得したことにより、元年4月25日に遡って取得したものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、第3号及び第1号被保険者資格の得喪記録の筆跡が酷似していることからみて、上記の第3号被保険者資格の取得時に記載されたものであることが推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料は、加入手続時点において過年度保険料となり、区役所窓口で納付することはできないところ、申立人から、区役所窓口以外における納付に係る具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年10月頃に、申立期間のうち、自身の同年4月から同年9までの国民年金保険料として7万2,000円ぐらいを納付し、また、2年2月頃に、元年10月から2年2月までの自身及びその夫の保険料として合わせて14万円ぐらいを納付したとしているものの、当該保険料額は、それぞれ4万8,000円及び8万円であり、いずれも金額が一致しない。

加えて、上記のとおり、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年2月までの国民年金保険料については、申立人の夫の分と一緒に納付したとしているものの、夫については国民年金の加入履歴は確認できず、また、申立期間のうち、2年3月及び同年4月の保険料納付の記憶については曖昧であるともしている。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から平成7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成7年11月まで

申立期間当時に勤務していた会社は、厚生年金保険非適用事業所であったため、昭和62年4月頃に、A市へ出向き、自分で国民年金の再加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、納付組織の班長が自宅に集金に来ていたので、その際に、水道代及び固定資産税等と一緒に集金袋に入れ、班長を通じて納付していた。

国民年金手帳には、申立期間の国民年金に関する記載があるので、それが加入を示すものだと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和53年1月11日に払い出されているものの、その後、61年11月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失後、平成12年2月9日付けで再取得するまでの間、国民年金被保険者資格の取得履歴は認められず、申立期間については国民年金未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、昭和61年11月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録がある一方、その後の再加入の事跡は認められない。

さらに、申立人は、自身が所持する国民年金手帳に、申立期間についての加入記録があることを記録訂正の大きな根拠であると主張している。

そこで、当該手帳の国民年金被保険者資格の得喪記録欄を見たところ、申立

人主張のとおり、昭和 62 年 3 月 1 日に強制加入被保険者資格を取得、平成 7 年 12 月 1 日に同資格を喪失の旨の記載が確認できる。

しかし、前述の得喪記録欄を見ると、平成 12 年 2 月 9 日付けの加入記録が、申立期間に係る得喪記録の上段に一旦記載された上、二重線で抹消され、改めて申立期間に係る得喪記録の下段に記載されていることが確認できることから、申立期間に係る得喪記録は、同年 2 月 9 日の再取得以降に、遡って記載されたものであり、申立期間当時においては、当該期間は未加入期間であったと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年12月まで

申立期間当時、父の仕事を手伝うことになり、時期は定かではないが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、父が自分の分を納付する時に私の分も一緒に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年3月10日に払い出されており、申立期間のうち、42年7月から43年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月から44年12月までの保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、B区保存の国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に「取得取消 納付0 免除0」及び「社保管理分 46.11-1」、また、昭和44年度の納付記録欄に「拒否」の事跡が確認できる。

また、前述の払出簿を見ると、「社保管理確認 46.11」の事跡が確認できる。

これら一連の事跡について、日本年金機構では、「申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、集金人等による国民年金保険料徴収の際に納付拒否があり、未納のまま不在者扱いとして、その旨を昭和46年11月に、社会保険事務所（当時）へ連絡したものであると考えられる。」と説明している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで  
時期は定かではないが、昭和58年頃、母がA市役所へ行き、国民年金への加入手続をしてくれたと思う。  
手続後の国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者となった昭和61年4月までは、母が、母自身及び兄の分と一緒に納付してくれていたはずである。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、平成元年3月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年4月に払い出されたと推認され、申立期間は、国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成元年3月1日となっており、申立期間について、国民年金保険料納付の事跡は見られない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年1月までの期間及び同年3月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成3年1月まで  
② 平成3年3月から4年3月まで

昭和61年1月頃に、A市B区役所から、「国民年金保険料を未納のままにするより、免除申請した方がよい。」と教えられ、免除申請手続きを行い、その後、夫が会社に勤めるまでは毎年区役所で手続を行った。

申立期間①及び②当時、子供の就学援助申請を毎年行い、国民健康保険料及び固定資産税の分納手続など、頻繁に区役所を訪問していた。

夫の会社が不況の影響を受けたため、自身については昭和60年10月から国民年金保険料の免除申請を行っており、平成3年頃までは、夫の保険料だけ納付していたが、その後は、夫の保険料納付も厳しくなり、4年5月頃に免除申請したが、その間、自身の保険料は毎年免除申請手続を行っていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が申請免除とされず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和55年7月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除申請することは可能である。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①直前及び申立期間②直後の期間については、国民年金保険料の免除申請手続が行われた事跡が認められるものの、申立期間①及び②については、免除申請手続を行ったとする事跡は認められず、オンライン記録上、不自然な点は認められない。

また、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、いずれも平成5年9月8日に納付書が作成されていることが確認できるところ、その作成時期からみて、この納付書は3年8月以降の未納の国民年金保険料に対するものであったと考えられる一方、それ以前の同年2月の保険料についても、夫婦共に過年度納付していることも確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間のうち、少なくとも平成2年度及び3年度中において、未納期間として取り扱われた時期があったことが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は、合わせて4年11か月に及んでおり、年度単位で行われていた国民年金保険料の免除申請手続等における事務的過誤が、複数回繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料が免除されていたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年2月までの期間、57年10月、同年11月、60年8月、同年9月、62年8月から同年11月までの期間、平成元年4月、同年7月、2年11月、3年7月、同年8月、同年11月、4年1月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月から5年4月までの期間、同年6月から同年11月までの期間及び6年3月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から50年2月まで  
② 昭和57年10月及び同年11月  
③ 昭和60年8月及び同年9月  
④ 昭和62年8月から同年11月まで  
⑤ 平成元年4月  
⑥ 平成元年7月  
⑦ 平成2年11月  
⑧ 平成3年7月及び同年8月  
⑨ 平成3年11月  
⑩ 平成4年1月から同年4月まで  
⑪ 平成4年6月及び同年7月  
⑫ 平成4年9月から5年4月まで  
⑬ 平成5年6月から同年11月まで  
⑭ 平成6年3月から14年3月まで

私は、当時の申告事務を委託していた税理士の先生に、確定申告時に国民年金保険料の控除ができることを教えてもらい、昭和45年9月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その後は、市役所から自宅に来ていた女性集金人に毎月保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人のA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は昭和50年3月4日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、その資格取得原因欄には「50. 3. 4」の印字が確認できる。この印字について、同市は国民年金の加入手続を行った日であると回答していることから、申立人は同年3月4日に加入手続を行ったものと推定でき、45年9月頃、加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、昭和50年3月4日に国民年金に任意加入していることが特殊台帳からも確認できることから、申立期間①は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人のA市の国民年金被保険者名簿に「開始 5207」の印字が見られ、この印字について、同市は口座振替が開始された年月であると回答していることから、申立人は昭和52年7月の国民年金保険料から口座振替による保険料の納付を開始したものと推定される上、オンライン記録で保険料収納日が確認できる60年4月から平成6年2月の収納年月日の記録からも、この期間の保険料収納が口座振替によるものであったと推測できることから、自宅に来ていた集金人に毎月保険料を納付していたとする申立内容と符合しない。

加えて、振替口座の残高不足により国民年金保険料の引落しができない場合、A市は納付書を発行していたと説明しているが、申立人は納付書で保険料を納付したことがないと陳述している上、申立人の陳述から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできない。

このほか、申立期間は14か所に及び、合計186か月と長期である。これほどの長期に複数回にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年3月まで

私は、平成10年9月に会社を退職して、その後寒い時期であったと記憶しているが、国民年金保険料の納付書が届き、退職した会社の近くの信用金庫の窓口で申立期間の保険料を一括で納付した。一括納付した納付金額は当時の保険料を調べたら9万3,100円だった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、少したってから申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は平成10年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金への加入手続を行う必要があったが、オンライン記録から、申立人に対し国民年金に加入することを勧奨する「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が同年11月25日に行われたことが確認できる。また、オンライン記録から、11年6月9日に申立期間の国民年金の資格記録が追加されていることが確認できることから、申立人は資格が追加された頃に国民年金の加入手続を行ったものと推定される。この場合、国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間について国民年金の加入手続を行っていないと陳述している上、申立期間の保険料納付については、納付したのは寒い時期であったと記憶しているのみで、金額について記憶していないなど、当時の具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化

が図られていることから、収納記録が欠落したとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和39年7月から41年3月まで

私は、国民年金制度が始まったとき、地元役員に制度の内容を聞き、同意できたので国民年金に加入し、それ以降の国民年金保険料を集金人に確実に納付していた。記録では、昭和36年4月からの3年間の保険料が未納とされている。また、39年7月から41年3月までの保険料は、何の手続もしていないのに免除の記録とされている。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたのに、記録が未納及び免除にされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金制度が始まったとき、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間②の保険料についても免除の手続はしておらず納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和38年7月に申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、国民年金制度の開始時期に加入したとする申立内容と符合しない。

申立期間①のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時点において、過年度保険料として納付が可能であるが、基本的に集金人は過年度保険料を収納していなかったことから、集金人に納付したとする申立人の陳述からは、過年度保険料が納付されたことをうかがうことはできない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の申立期間①の納付記録も未納となっている。

さらに、申立期間①は、36 か月と長期間であり、この間の納付記録について、連続して事務的過誤があったとは考え難い。

申立期間②について、申立人の夫の納付記録も、申立人と同じく申請免除の記録となっている。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により氏名検索を行ったほか、申立人の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から平成5年3月まで

平成21年2月に社会保険事務所(当時)から、4年4月から5年3月までの私のものと思われる未統合の記録が出てきたため確認をしてほしいとの連絡をもらった。私は、当時、まだ学生で収入がなかったため、母に確認したところ、国民年金保険料を納付した記憶があるとのことであった。

申立期間当時、自宅に封書で届いたのか、成人式の時にももらったのか、はっきり記憶にないが、全員加入が義務との書面を見ながら本当に国民年金保険料を納付しないといけないのだろうかと言ったことを思い出した。

未統合の年金記録については、後日、別人のものであったとの通知をもらったが、母が申立期間に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたと言っているのを調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は無く、申立期間については国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も「支払った記憶がある。」と陳述するのみで、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、手帳記号番号が払い出されていたことをう

かがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等はなく、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から同年10月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月から14年3月まで  
② 平成14年4月から同年10月まで

私は、平成12年、13年及び14年のそれぞれ1月頃に申立期間①の学生納付特例の申請手続を、また、同年4月に申立期間②の免除の申請手続をA市役所で行ったにもかかわらず、申立期間①及び②が申請どおりの期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金記録(1)」欄を見ると、申立人は、平成12年1月22日に第1号被保険者資格を取得した後、16年7月6日に同資格を再取得したことが確認できるところ、同日付けの下に赤字のゴム印で「16.11.30」と押されており、当該押印は、A市役所により国民年金加入届出日であることが確認されている上、同年11月30日付けで免除申請を行ったことがオンライン記録により確認できることから、同日に申立人の国民年金の加入手続が初めて行われたものと推定できる。したがって、申立期間①及び②は、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において国民年金の未加入期間であり、制度上、学生納付特例及び免除申請を行うことができない期間である。

また、申立人は、申立期間①について、平成12年から14年まで、毎年\*月\*日の誕生日頃に学生納付特例の申請を行ったと申し立てしているところ、当該制度は12年4月から実施されていることから、制度上、申立期間①のうち、同年1月から同年3月までの期間の学生納付特例の承認は不可能である上、17

年3月以前においては、当該制度による承認期間が申請日の属する月の前月から申請日の属する年度の末日（3月31日）までの期間と運用されていたことから、仮に、申立人が自身の誕生日頃に学生納付特例の申請を行い、承認されたとしても、申立期間は誕生日頃とは別に学生納付特例の申請を行う必要があることから、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①及び②について、学生納付特例及び免除申請を行うには、別の基礎年金番号が必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も、国民年金手帳は上述の1冊だけしか所持していないと陳述している。

加えて、国民年金の事務処理について、昭和59年2月以降は事務処理の機械化が図られ、また、平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されて記録管理の強化が図られていることから、申立期間①及び②において、記入漏れ及び記録誤り等が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について、学生納付特例及び免除申請を行ったと主張するのみで、具体的な手続状況についての記憶は曖昧であるほか、申立人が申立期間の学生納付特例及び免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の学生納付特例及び免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料を申請免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人が管轄社会保険事務所（当時）に提出した年金記録に係る確認申立書によると、申立人は、管轄社会保険事務所及び市役所の運用上の事務過誤により申立期間の国民年金保険料を納付する等の機会を奪われたため、奪われた権利を返してほしいと申し立てているが、年金記録確認第三者委員会は、当時、申立人の学生納付特例及び免除に係る申請がなされたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、奪われた権利を回復するか否かを判断することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年5月まで

私は、障害年金のことを常に意識して、国民年金の切替手続をこまめに行い、申立期間も国民年金保険料を社会保険事務所（当時）で現年度納付しているにもかかわらず未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者期間は、平成12年8月17日に追加されたことが確認できることから、申立期間は記録が追加される前まで国民年金保険料を納付することができない未加入期間である上、記録が追加された時点においては、制度上、時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所の窓口で現年度納付したと申し立てているが、当時は、社会保険事務所で保険料を現年度納付することができないことが確認されていることから、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を申立てのとおり、現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで

申立期間当時は、学生であった。自宅に国民年金の案内、お知らせ又は納付書が届いたので、両親が A 市役所で加入手続をした。国民年金保険料の納付については、両親又は祖父が行っており、全額納付済みである。4 つ年下の弟の保険料納付が祖父の通帳に記録されていたのを見た記憶があるので、申立期間の私の保険料も同様に納付されていたと思う。未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成 9 年 1 月 1 日の基礎年金番号導入後の 13 年 10 月 30 日に会社を退職し、同日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続の契機について、国民年金の案内、お知らせ又は納付書が自宅に届いたことにより申立人の両親が手続を行ったとしているが、A 市では、申立期間当時、個別に国民年金の加入勧奨した記録は無いとしており、B 年金事務所でも申立期間当時、個別に加入勧奨することはなかったとしていることから、加入手続を行っていないにもかかわらず、納付書が送付されることは考え難く、申立内容と符合しない上、申立人の両親は既に死亡しているため、加入手続に関する具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和 61 年 7 月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に設定される以前に、国民年金手帳記号番号の払出

しが必要であるところ、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の両親又は祖父は、既に死亡しているため、保険料の納付状況を確認することができず、当時の具体的な状況は不明である上、申立人の両親又は祖父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が、その弟の国民年金保険料の納付記録を見た記憶があるとするC銀行の申立人の祖父の口座記録からは、申立人の両親及び弟の保険料納付と推定できる記録は確認できるものの、申立人の保険料納付を推定できる記録は照会結果から確認できない。また、D銀行において、申立人の祖父の口座記録があることは確認できるものの、当該口座記録に国民年金保険料自体を引き落とした記録は確認できない上、同行において申立人の両親の口座記録も無いことが照会結果から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から9年2月までの期間、10年7月から12年8月までの期間及び同年11月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月から9年2月まで  
② 平成10年7月から12年8月まで  
③ 平成12年11月から14年3月まで

申立期間①は、私が会社を退職後、時期は覚えていないが「国民年金に入っていますか。加入されませんか。」と案内がきたので、平成9年頃に夫婦二人分の国民年金保険料60万円を母親から借りて、A市役所国民年金課窓口に行き、「未納分を支払います。」と言って現金で納付し受領書をもらった。

申立期間②は、私が会社を退職後の平成10年9月頃に、私がA市役所の国民年金課に行き「国民年金に切り替えたい。」と言って、夫婦二人分の手続を行った。国民年金保険料は、切替手続の時に、年金課窓口で納付したり、その後は、私又は妻が金融機関で夫婦二人分の保険料を納付書で納付したりして、確定申告もしていたと思う。

申立期間③は、私は国民年金の手続を行った記憶はないが、平成14年2月頃に申立期間①と同様に、母親から夫婦二人分の保険料60万円を借りて市役所年金課窓口へ行き、現金で支払った。

申立期間①、②及び③は、国民年金保険料を納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者記録を見ると、申立人は平成4年9月21日に第1号被保険者資格を喪失した後、20年8月19日に再度同資格を取得するまでの期間、第1号被保険者資格を取得した事跡の無いことがオンライン記録によ



り確認でき、当該記録はA市の申立人に係る「資格台帳」に記録されている被保険者資格の取得及び喪失の記録と一致していることから、申立期間①、②及び③は、制度上、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であり、納付書の発行も行われなかったと考えられる。

申立期間①及び③について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親からそれぞれ60万円ずつ借りてA市役所国民年金課の窓口に行き、夫婦二人分の保険料を同課の窓口で納付したと陳述しているところ、同市では「国民年金保険料の収納は、国民年金課の窓口では行っておらず、会計課の窓口を収納窓口としてそこで取り扱っていた。また、過年度保険料は、会計課の窓口でも収納の取扱いはできなかった。」と回答している上、申立人の妻の保険料について、申立期間①のうち、平成8年11月から9年2月までの保険料が10年12月28日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間①及び③における夫婦二人分の国民年金保険料額は、申立期間①が52万8,000円、申立期間③が45万2,200円であり、申立人が陳述している60万円とは符合しない上、申立人が申立期間の保険料を借りたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間①及び③における保険料納付の具体的な状況は不明である。

申立期間②について、A市が提出した申立人に係る平成12年分の「市・県民税（所得・課税）証明書」によると、控除額欄に記載されている社会保険料額控除額は「0円」とされているため、同証明書によって申立期間のうち、同年1月から同年8月までの国民年金保険料を申立人が納付していたか否かについて確認することができない。

また、申立人及びその妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所年金課窓口及び金融機関で納付したと主張するのみで、納付の状況に関する具体的な記憶が曖昧であるほか、申立人の妻も申立期間②は未納であることがオンライン記録及びA市の申立人の妻に係る納付記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年12月までの期間、7年5月から8年10月までの期間、10年7月から12年8月までの期間及び同年11月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から同年12月まで  
② 平成7年5月から8年10月まで  
③ 平成10年7月から12年8月まで  
④ 平成12年11月から14年3月まで

私は、会社を退職後、時期は覚えていないがA市の実家に住んでいるときに、母親から「年金を支払っておいた方がよい。」と言われた記憶があるが、私の国民年金の加入手続をだれが行ったか覚えていない。国民年金保険料は、当時の記憶は定かではないが銀行又は郵便局で支払ったのではないかと思う（申立期間①）。

私は、申立期間②、③及び④の国民年金の加入手続を行った記憶はないが、夫が夫婦二人分の国民年金の切替手続に行ってくれたと思う。

申立期間②及び④の国民年金保険料は、平成9年頃及び14年2月頃に、夫がその母親から60万円ずつ借りて、市役所の年金課窓口に行き、保険料をまとめて現金で支払い受領書もらったと思う。

また、申立期間③の国民年金保険料は、記憶が定かでないが、私又は夫が市役所年金課の窓口又は金融機関で支払ったと思う。

申立期間①、②、③及び④のいずれの期間も、国民年金保険料を納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するB社会保険事務所（当時）が平成3年2月22日に発行した元年4月から同年7月までの期間及び同年10月から2年2月までの期間の9枚の納付書のうち、元年4月から同年7月までの国民年

金保険料については、個々の納付書に押された領収印から判断すると、3年3月11日から同年7月15日までに納付したことが確認できるが、同年10月から2年2月までの納付書には領収印が押されていないこと、及びC市の申立人に係る国民年金被保険者検認台帳には、申立期間直後の同年1月から3年3月までの保険料が4年2月28日に過年度納付されている事跡が確認でき、この時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することはできないことから、申立人は、当該申立期間の保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の母親は、「娘が会社を退職後、帰郷した時に私が娘の国民年金の加入手続きを行い、その後、数か月納付したこともあった。私が保管していた娘の納付書には未納分も何枚かあったと思うが、D市に引っ越して結婚した前後ぐらいの時期に、娘の国民年金保険料を納付するために、10万円ぐらい送金したことを記憶している。」と陳述しているところ、申立人の母親が送金したとする10万円ぐらいの国民年金保険料は、上述の平成4年2月28日に納付した過年度保険料(平成2年1月から3年3月までの保険料12万4,800円)であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、申立期間当時の具体的な納付状況についての記憶は曖昧である。

申立期間②について、C市の申立人に係る「国民年金被保険者関係届書」を見ると、申立人は、平成9年5月14日の届出により、7年5月21日に遡って第1号被保険者資格を取得し、9年3月21日に遡って第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったことが確認できる。

また、上述の届出が行われた時点において、申立期間②に係る国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫は、「母親(申立人の義母)から60万円を借りて市役所の国民年金課の窓口へ行き、同窓口で保険料を支払った。」と陳述しているものの、C市の担当者は、「国民年金課の窓口では保険料の収納は行っておらず、市の収納窓口においても過年度保険料の取扱いはできなかった。」と回答しており、申立期間における夫婦二人分の保険料合計額は52万8,000円であることから、申立人の夫の陳述と符合しない上、申立人の義母は既に死亡していることから、保険料納付に関する具体的な状況は不明である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間②直後の平成8年11月から9年2月までの国民年金保険料が10年12月28日に過年度納付されていることが確認でき、この時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することはできない上、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする陳述とも符合しない。

申立期間③について、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者

資格は、平成 22 年 7 月 26 日付けで 10 年 7 月 21 日に遡って第 1 号被保険者資格を取得した旨の追加処理されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったことが確認できる上、追加処理された時点において、申立期間に係る保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人及びその夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を C 市役所年金課窓口及び金融機関で納付したと主張するのみで、納付の状況に関する具体的な記憶が曖昧であるほか、申立人の夫も申立期間の保険料が未納であることがオンライン記録により確認できる。

なお、C 市が提出した申立人の夫に係る平成 12 年分の「市・県民税（所得・課税）証明書」によると、控除額欄に記載されている社会保険料額控除額は「0 円」とされているため、同証明書によって申立期間③のうち、同年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を申立人が納付していたか否かについて確認することができない。

申立期間④について、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、上述と同じ平成 22 年 7 月 26 日付けで 12 年 11 月 20 日に遡って第 1 号被保険者資格を取得した旨の追加処理されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったことが確認できる上、追加処理された時点において、申立期間に係る保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間④に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫は「母親から 60 万円を借りて市役所の国民年金課の窓口へ行き、同窓口で保険料を支払った。」と陳述しているが、C 市の担当者は、「国民年金課の窓口では保険料の収納は行っていない。」と回答しているほか、申立期間における夫婦二人分の保険料合計額は 45 万 2,200 円であり、申立人の夫の陳述と符合しない上、申立人の義母は既に死亡していることから、保険料納付に関する具体的な状況は不明である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間④の保険料が未納であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年当時、市役所の職員が国民年金の加入勧奨に自宅に来訪し、私はすぐに了解して、当時同居していた兄嫁と一緒に国民年金に加入した。加入後は集金人の男性が定期的に自宅に来訪し、その都度兄嫁と一緒に国民年金保険料を納付していた。加入当初の保険料額は100円で、それがどんどん上昇していったこと、納付するたびに年金手帳に領収印を押してもらっていたことも覚えている。ところが、最近送られてきたねんきん特別便によると、私については同年4月以降の5年間で未納とされている。一方、私と同じ時期に加入し、納付を開始したはずの兄嫁については同じ期間が納付済みとされており、納付できない。申立期間について、調査の上、記録の訂正を求めたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に申立人の義姉と一緒に国民年金に加入し、それ以来、国民年金保険料の納付についても義姉と一緒に行っていただけと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の義姉の国民年金手帳記号番号は35年12月に払い出されている一方で、申立人の手帳記号番号は41年6月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳の発行日が同年5月30日である旨記載されていることが確認できることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、上記の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部は、過年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間の国民年金保険料を集金人に定期的に納付したとしており、過年度納付が行われたことをうか

がわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 60 か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が繰り返し発生することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、自分が国民年金にいつ、どうやって加入したか定かでないが、自宅を訪れていた女性の集金人に国民年金保険料を納付し始めてから数か月たった昭和47年12月及び48年1月頃、同集金人から「今なら10年間遡って納付できる。」と勧められたことを受け、同集金人ではなく、その時だけ同集金人と一緒に来ていた男性に、玄関先で5万円から6万円程度の現金を手渡した。その時、納付書などは無かったと思うが、領収書はもらった。なお、女性の集金人は、恐らくA市B出張所から来た、私とは違う町会の人だったと記憶している。当時の私自身の領収書は既に無くしてしまったが、現在、私の手元には、夫名義の預かり証（昭和45年4月から47年3月までの期間についてのもので、金額は1万300円、領収日は48年1月31日と記載されている。）が残っている。

集金人に対し、遡って納付した金額が5万円から6万円程度であったこと、それが10年分の国民年金保険料であったことは確かだと思うが、その金額が私一人分の金額であったか、夫婦二人分の金額であったかは、今となってはよく分からない。しかし、当時の経済状況を考えると、未納期間をなくすように、一括して保険料を納付しただろうと思うので、私自身について、申立期間がちょうど10年間未納期間とされていることには納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号が、昭和47年12月19日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることに加え、申立人が現在所持する夫婦の国民年金手帳の発行日付欄

によると、いずれの手帳も同年12月6日に発行されていることが確認できることから、夫婦について、国民年金の加入手続が行われたのは、この時期であるものと推認できる。この場合、当該加入手続時点、又は申立人が遡って10年分の国民年金保険料を集金人に納付したとしている加入手続から数か月経過した時点においては、いずれにしても特例納付実施期間外であった上、申立期間の大部分は時効により、制度上、遡って納付できない期間である。

また、上記加入手続時点において、当時C県下の市区町村において運用されていた、暦年ごとに国民年金保険料の時効を設定する方式を踏まえると、申立期間のうち、昭和45年1月以降の期間については過年度納付が可能であったものの、当該期間に係る過年度保険料額1万950円、これに47年4月から同年12月までの現年度保険料の4,650円を加えたとしても、合計1万5,600円であり、申立人が、集金人に対し遡って納付した額としている5万円から6万円程度とは大きく相違する。なお、仮に申立人が、自らの遡及納付時、申立人の夫についても申立人と同様の期間について、過年度及び現年度保険料を組み合わせる遡及納付したとしても、その合算した金額は3万1,300円となることから、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人の夫名義のA市の国民年金保険料預かり証からは、夫が、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間に係る保険料を、48年1月31日に過年度納付していることが確認できるが、これと併せ、老齢年金の受給資格期間に着目して申立人の夫のオンライン記録を検証すると、夫は上記加入手続時点で既に35歳以上であり、加入手続年度以降、60歳到達まで保険料納付を継続したとしても、受給資格期間(300か月)を満たすことができなかつたことから、受給権確保のためには前述の過年度納付を行う必要があり、この過年度納付を行ってはじめて、受給資格期間をわずかに1か月超える301か月を確保し得た状況であったことが確認できる。一方で、申立人は、加入手続時点において35歳未満であったことから、受給権確保のために、遡って保険料を納付する必要はなかつた。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

私は、平成7年10月半ばに勤め先を退職したことに伴い、国民年金に加入した。加入手続をめぐる具体的な記憶、国民年金保険料を納付した時期及び当時の保険料額等は定かでないが、退職した月以降、その年度末（この場合、平成8年3月）までの期間に対する納付書が自宅に送られてきたので、その納付書に従い、郵便局、コンビニエンスストア及び銀行窓口のいずれかでまとめて保険料を納付したと思う。なお、納付の際には、納付書に領収印を押してもらい、それをそのまま領収書として持ち帰ったが、その領収書は、現在手元に残っていない。

しかし、まとめて国民年金保険料を納付したはずであるのに、申立期間に当たる1か月についてだけ、保険料を納め忘れるとは考え難いので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の公的年金加入記録について、オンライン記録を見ると、申立人は、平成7年10月21日に共済組合員資格を喪失した後、同年11月1日をもって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録について訂正処理された事跡も見当たらないため、この場合、申立期間は当初から未加入期間と認識されており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、オンライン記録によると、申立期間直後に当たる平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料は、同年6月24日にまとめて過年度納付されており、申立人の主張どおり郵送されてきた納付書に従って保険料を納付していたとすると、申立人に対し、申立期間に係る過年度納付書は、オンラインシステム上作成されないことから、申立人は、前述の過年度納付時に、申立期間

直後の期間と併せて、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書及び領収証書の様式について、「納付の際には納付書に領収印を押してもらった後、特に切り離したりせずにそのまま受け取り持って帰った。」としているが、A市によると、申立期間当時、年度途中の転入者に対して交付されていた現年度保険料用の納付書の様式は、1か月当たり1枚の納付書を、保険料納付の際に四分割し、そのうちの一片を領収証書として交付するものであったとしており、申立内容と相違することから、申立期間に係る保険料については、現年度納付されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が定かでないほか、当時の国民年金保険料額、納付時期及び納付場所等、保険料納付をめぐる状況について曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から63年2月まで

私は、昭和55年6月に結婚して夫の実家に住んでいたが、A市B区で事業を営んでいた私の父が、免許を停止され仕事ができなくなるなど、当時、これ以外にも私の実家では様々な問題を抱えていたので、夫が私の父の仕事を手伝えるため、住民登録を夫の実家に置いたまま、56年2月に夫婦で同区にある私の実家に住むようになった。それ以来、私も私の父の仕事のC業務を任せられ、父の家計も預かるようになった。

昭和57年に入った頃、私は子供を流産し、夫も仕事中大けがをしたので、これを契機に「年金に加入しないと。」と決意し、同年3月頃、B区役所で転入届を提出後、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったように思う。私が夫婦の国民年金保険料の納付を開始したのも、その頃からであり、以後は、これまで私が納付してきた私の父の保険料と一緒に納付するようになった。

また、昭和58年頃には、国民健康保険料を減額免除してもらったので、6,000円ぐらいであった保険料額が4,500円になり、当時の国民年金保険料額と1,000円程度しか差がなかったことを覚えている。

申立期間が夫婦共に未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が仕事中大けがをしたことなどを契機に、昭和57年3月頃、夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、その頃から夫婦の国民年金保険料の納付を開始し、以後は、これまで納付してきた申立人の父親の保険料と一緒に納付するようになったと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期等を調査すると、夫婦の国民

年金手帳記号番号が連番で払い出されており、その前後の被保険者の状況等から、申立期間直後の昭和 63 年 3 月頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定されるとともに、同年 3 月以降、夫婦共に国民年金保険料の納付を開始していることがオンライン記録により確認できることから、加入当時における夫婦の納付状況は、その時期を除いて、申立人の記憶と一致している。

また、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和 63 年 3 月時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料及び現年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和 57 年 3 月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したほか、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、加入を決意した動機について、申立人の夫の大けが等としていることなどを踏まえると、申立人がその当時に行ったとする加入手続は、国民健康保険の加入手続である可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が申立人夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の父親は、申立期間が納付済みであるため、申立人に申立期間当時の納付状況について改めて事情を聴取すると、父親の分については 3 か月から 4 か月ごとに納付していたと思うが、夫婦の分は国民年金に加入当時から毎月納付していたと陳述しているところ、A 市が、それまで 3 か月単位であった納付制度を毎月納付制度に切り替えたのは、昭和 62 年 4 月以降であり、夫婦共に毎月納付制度実施後である申立期間直後の 63 年 3 月から保険料を納付していることから、申立人が申立期間当時に納付していたとする国民年金保険料は、申立人の父親の保険料のみであると考えても不自然ではない。

このほか、申立期間は約 6 年間に及び、これほどの長期間にわたり、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 2 月まで

私は、国民年金保険料の納付を含めて、一切を妻に任せていたので、詳しいことはよく分からない。

しかし、妻は、私が仕事中大けがをしたことなどを契機に「年金に加入しないと。」と決意して、昭和 57 年 3 月頃、私の分と一緒に国民年金の加入手続を行った記憶があり、その頃から夫婦の国民年金保険料の納付を開始し、以後は、これまで納付してきた妻の父の保険料と一緒に納付するようになったと言っている。

また、昭和 58 年頃には、国民健康保険料を減額免除してもらったので、6,000 円ぐらいであった保険料額が 4,500 円になり、当時の国民年金保険料額と 1,000 円程度しか差がなかったことを妻が覚えている。

申立期間が夫婦共に未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の記憶によると、申立人が仕事中大けがをしたことなどを契機に、昭和 57 年 3 月頃、夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、その頃から夫婦の国民年金保険料の納付を開始し、以後は、これまで納付してきた妻の父親の保険料と一緒に納付するようになったと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期等を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、その前後の被保険者の状況等から、申立期間直後の昭和 63 年 3 月頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定されるとともに、同年 3 月以降、夫婦共に国民年金保険料の納付を開始していることがオンライン記録により確認できることから、加入当時における夫婦の納付状況は、その時期を除いて、申立人の妻の記憶と一致している。

また、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和 63 年 3 月時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料及び現年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人の妻は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人の妻が、申立内容のとおり、昭和 57 年 3 月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻は、加入を決意した動機について、申立人の大けが等としていることなどを踏まえると、妻がその当時に行ったとする加入手続は、国民健康保険の加入手続である可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたとする妻の父親は、申立期間が納付済みであるため、申立人の妻に申立期間当時の納付状況について改めて事情を聴取すると、同人の父親の分については 3 か月から 4 か月ごとに納付していたと思うが、夫婦の分は国民年金に加入当時から毎月納付していたと陳述しているところ、A 市が、それまで 3 か月単位であった納付制度を毎月納付制度に切り替えたのは、昭和 62 年 4 月以降であり、夫婦共に毎月納付制度実施後である申立期間直後の 63 年 3 月から保険料を納付していることから、申立人の妻が申立期間当時に納付していたとする国民年金保険料は、同人の父親の保険料のみであると考えても不自然ではない。

このほか、申立期間は約 6 年間に及び、これほどの長期間にわたり、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年2月までの期間及び19年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月から9年2月まで  
② 平成19年3月

私は、両親から「会社を退職し厚生年金保険を外れた時は、国民年金の加入手続が必要だ。」と言われていたため、平成8年6月に会社を退職後、数か月以内には自分で区役所へ行き、国民年金の加入手続を行っていることを記憶している。

国民年金保険料は、具体的な納付場所及び納付金額等について記憶は定かではないが、多分、社会保険事務所(当時)でもらった納付書で、自分で毎回納付しているはずである。

また、申立期間②の国民年金保険料については、前後の期間が納付済みであるのに、この1か月間だけが未納というのも考えられないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の第1号被保険者資格を取得したのは、申立人が平成8年6月にA社を退職した時点ではなく、B社を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失した14年9月17日であることが確認できることから、申立期間①は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、基礎年金番号制度は平成9年1月に導入されているが、申立人の基礎年金番号は、申立人がB社に就職し、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年3月17日に付番されていることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、これ以前に国民年金手帳

記号番号又は別の基礎年金番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、社会保険事務所の納付書で毎回保険料を納付しているはずであるとしているが、申立期間①当時の現年度保険料の納付書は市町村が発行していたことから、申立人の記憶と符合しない。

申立期間②について、当該期間は市町村が実施していた国民年金保険料の収納業務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、納付データは、金融機関等から電磁的データをもって収録されるなど、事務処理の機械化が一層促進されていることから、保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について事情を聴取するため、申立人に対して電話及び文書により何度も接触を試みたが、連絡がとれず、申立人から具体的な陳述を得ることができない上、申立人が申立期間①及び②の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も提出されていない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から60年9月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、会社を退職した昭和58年4月に国民年金の加入手続を行い、結婚後は、私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、夫婦で納付済期間及び未納期間等が異なっていることが納付できない。

申立期間について国民年金保険料を納付していないか、もう一度よく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

会社を退職した場合の国民年金における強制加入被保険者資格は、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期等を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の夫は昭和58年12月頃に、申立人については、その約2年後の60年10月頃に加入手続が行われたものと推定されることから、夫婦で加入時期が大きく異なっており、夫は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年10月1日まで、申立人については、申立人が同被保険者資格を喪失した同年4月1日まで、それぞれ遡って国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが夫婦のオンライン記録及び年金手帳に記載された資格取得日により確認できる。この場合、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料につ

いては、加入手続前の過年度保険料及び現年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人は、過去の未納保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人夫婦のオンライン記録によると、申立期間②直後の昭和 61 年 4 月から現在まで、夫婦の納付日が一致していることから、申立人が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたものと推認されるところ、申立期間①のうち、60 年 4 月から同年 9 月までの期間は、申立人の夫は保険料を納付済みである。しかしながら、その納付日は、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる同年 10 月前の同年 8 月 31 日及び同年 9 月 28 日であることが申立人の夫のオンライン記録により確認できるため、申立人の当該期間の保険料については、夫と一緒に納付することができないものと考えられる。

さらに、申立期間②は、申立人に係る国民年金の加入手続後の期間であるが、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同様に未納期間となっていることから、夫婦の納付記録が同時に欠落することは考え難い上、当該期間の約 1 年半後の昭和 62 年 9 月 9 日に、申立人夫婦に対して社会保険事務所(当時)が未納期間に係る保険料の納付書を作成したことが夫婦のオンライン記録により確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年3月までの期間及び11年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成元年3月まで  
② 平成11年12月

私は、母から国民年金保険料は絶対に納付しなければならないと言われていたので、昭和61年12月に会社を退職してすぐに、区役所で国民年金への切替手続きを行い、国民年金手帳の履歴欄にも記載してもらった。それ以来、母が毎月忘れずに私の保険料を納付し、その都度私が領収証書を確認してきた。

また、平成11年12月の国民年金保険料が口座引落しできなかつたときも、預金通帳を確認して母が保険料を納付している。

その後、3度も区役所に未納がないか、電話で確認したところ、全て納付しているので心配ないと言われたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和61年12月に会社を退職してすぐに、国民年金への切替手続きを行ったと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、その約2年後の平成元年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続きが行われたものと推定され、申立人が会社を退職したとする翌月の昭和62年1月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日とも一致している。この場合、申立期間①のうち、64年1月以前の国民年金保険料については、加入手続き前の過年度保険料及び現年度保険料であり、遡

って納付することになるが、申立人及びその保険料を納付してきたとする申立人の母親は、保険料は加入当時から毎月納付してきたので、遡って納付したことも、まとめて納付したこともないと陳述しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の加入手続が行われたとみられる平成元年2月後である申立期間①直後の同年4月から保険料の納付を開始し、ほぼ毎月納付していることが確認できることから、その時期を除いて、加入当時の納付状況と符合している。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人が会社を退職してすぐに、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人及びその母親に加入当時の事情を改めて聴取したが、会社を退職後に手続したと思うのみであり、加入時期を特定できる具体的な陳述を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人のオンライン記録によると、その納付日から、平成3年10月に口座振替による国民年金保険料の納付を開始しているものと推認されるが、その内訳を精査したところ、預金残高不足によるとみられる引落不能のため、後日に保険料を納付したことが、現在まで50回以上記録されており、未納解消の努力がうかがえるものの、そのうち、申立期間②前後の平成10年度から14年度までの期間においては、10数回にわたって保険料を過年度納付していることから、この時期は特に納付が不安定な状況にあったとみられる上、申立期間②直前の平成11年10月及び同年11月の保険料は、それぞれ2年の時効完成間際の13年11月29日及び同年12月28日になって過年度納付していることなどを踏まえると、申立期間②の保険料については、制度上、時効により納付できなかった可能性が考えられる。

また、申立期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

さらに、申立人又はその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年6月までの期間及び62年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から59年6月まで  
② 昭和62年4月から平成2年3月まで

私は、国民年金の加入時期は覚えていないが、加入してからは、区役所で毎年免除申請していた。

申立期間①及び②について、当方では免除申請手続きをしていなかったという事実が確認できないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してからは、区役所で毎年免除申請していたと申し立てているところ、その具体的な手続の状況については、何も覚えていないとするのみである。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、昭和59年12月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、国民年金被保険者の国籍条項が撤廃された57年1月1日まで遡って強制加入被保険者資格を取得していることが、申立人のオンライン記録及び年金手帳に記載された資格取得日等により確認できる。この場合、申立期間①は、制度上、国民年金保険料について免除申請することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除申請するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、当時における生活状況等に関し、申立人から具体的な陳述が得られないほか、当該期間は3年間に及び、毎年行うものとされている免除申請手続について行政側が連続して3回にわたり、事務処理上の過誤を生じさせる可能性は低いものと考えられる上、申立人に係る当時の区の国民年金被保険者名簿の免除記録もオンライン記録と一致しており、申立期間②は未納期間となっている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について免除申請していたことを示す関連資料(日記、メモ等)は無く、ほかに当該期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの期間及び51年4月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から49年3月まで  
② 昭和51年4月から53年7月まで

会社を退職し、姉婿が経営する工場を手伝っていた時、姉から「1月から国民年金を掛けておく。」と言われた記憶があるので、昭和46年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続をしてくれたのだと思う。

昭和46年1月から48年12月までA市に住んでいた期間の国民年金保険料については、姉が自分たち夫婦の保険料と一緒にA市役所の窓口で納めてくれていたと思う。

また、昭和49年1月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、勤務先の社長の妻が、当時集金に来ていたB市C区役所の職員に納めてくれていたと思う。

申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和47年11月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、46年1月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付、また、同年4月から49年3月までの保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、申立期間①について、申立人は、昭和46年1月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、申立人の姉が自分たち夫婦の保険料と一緒にA市役所の窓口で納めてくれていたと申し立てており、また、特殊台帳を見ると、昭和47年度欄及び48年度欄にそれぞれ催告印が押されているもの

の、これらの納付催告に応じて過年度納付したことがうかがえる事情も認められなかった。

また、特殊台帳を見ると、申立人は、昭和43年9月30日付けで国民年金被保険者資格を取得し、53年8月1日付けで同資格を喪失したことが記録されていることから、加入手続時点において申立人は、会社を退職した時期について、43年9月30日と認識していたものと推認できるものの、オンライン記録を見ると、この間の45年3月から同年12月までについて、厚生年金保険の加入記録が平成14年1月21日付けで統合されたことが記録されており、昭和46年1月から申立人の姉が国民年金保険料を納付してくれたとする申立内容の不自然さは否めない。

なお、特殊台帳の昭和43年9月30日付け資格の取得については、平成14年1月22日付けで昭和46年1月29日へと記録訂正されている。

一方、申立期間②について、特殊台帳を見ると、昭和51年度欄、52年度欄及び53年度欄にそれぞれ催告印が押されているものの、申立人は、勤務先の社長の妻が、当時集金に来ていたC区役所の職員に納めてくれていたと陳述しており、これらの納付催告に応じて納付したことがうかがえる事情も認められなかった。

また、その後の転居先であるD市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①及び②の国民年金保険料については未納と記録されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで  
会社退職後、自営業を始めたので、昭和63年4月頃、加入手続をしてきちんと納めていた。  
申立期間の国民年金保険料は、昭和63年4月から平成元年3月までの間に納付していた。  
申立期間の国民年金保険料は、12か月分で15万9,600円ぐらいだった。  
納付方法及び納付場所は不明である。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成2年1月頃に払い出されていると推認され、この手帳記号番号の払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人から過年度納付に係る陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額について、1年間で15万9,600円ぐらいだったとしているものの、当時の1年間分の保険料額は9万2,400円であり、金額が一致しない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失直後の平成10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料として15万9,600円を、同年2月26日付けで一括納付していることが確認でき、この当時の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った

が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月、57年6月から同年10月までの期間、60年1月から平成3年12月までの期間、5年7月から6年10月までの期間、7年1月及び同年2月並びに同年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、9年4月から10年3月までの期間、11年4月から12年4月までの期間及び同年8月から13年5月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月  
② 昭和57年6月から同年10月まで  
③ 昭和60年1月から平成3年12月まで  
④ 平成5年7月から6年10月まで  
⑤ 平成7年1月及び同年2月  
⑥ 平成7年4月から8年3月まで  
⑦ 平成9年4月から10年3月まで  
⑧ 平成11年4月から12年4月まで  
⑨ 平成12年8月から13年5月まで

はっきりとは覚えていないが、元妻が、私の国民年金の加入手続を行い、婚姻期間中の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

離婚後については、私が、国民年金保険料を全てではないが納付したことがあり、免除申請手続も行った。また、生活保護を受給していた時期もある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和53年5月20日であり、また、同年5月から54年2月までの期間については申請免除期間

とされていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、この当時に払い出されたものと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、各申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、婚姻期間中の国民年金保険料は、申立人の元妻が納付してくれていたはずであると申し立てているものの、特殊台帳を見ると、上記のとおり、昭和53年5月20日に国民年金被保険者資格を取得したものの、54年2月1日に同資格を喪失していることが確認でき、その後、平成8年5月31日に免除申請を行うまでの期間の7か所の厚生年金保険記録は、いずれも13年8月17日に統合されており、当時、当該期間は連続した国民年金の未加入期間であったと考えられることから、申立期間①、②、③及び④のうち、5年7月から6年3月までの期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、上記のとおり、平成8年5月31日に免除申請申請を行っており、この時点において、申立期間④のうち、6年4月から同年10月までの期間、申立期間⑤及び⑥の国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、また、同年11月及び同年12月の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人から、納付場所、納付金額及び納付方法等の具体的な陳述は無く、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間⑦、⑧及び⑨の国民年金保険料を納付又は免除申請していたはずであると申し立てているものの、当該期間の保険料納付の記録は見当たらない上、平成8年4月から9年3月までの期間、10年4月から11年3月までの期間及び15年2月の保険料を免除申請していることが確認できるものの、この期間以外に免除申請の記録は無く、オンライン記録上、不自然な点は認められない。

この点についても、申立人の記憶は曖昧であり、申立人が、国民年金保険料の納付及び免除申請申請を行っていたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は、B市に居住している時に、生活保護を受給していたとしているところ、同市保存の「生活保護適用に関する証明書」を見ると、平成12年6月19日から同年7月18日までの期間、13年7月23日から15年2月28日までの期間及び同年4月1日以降の期間について、保護適用期間とされている一方、申立期間⑧及び⑨については、保護適用期間とされておらず、当該期間は法定免除とはならなかったものと考えられる。

また、当該期間は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、各申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9期間で合わせて12年11か月に及んでおり、これほど多数回及び長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9604 (事案 3293 及び 6034 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 13 日から 42 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 7 月 26 日まで  
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 6 日まで  
④ 昭和 44 年 4 月 14 日から 47 年 4 月 25 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てにおいても主張したが、A社の本社はB県に有り、私は同社C支店勤務だったので、退職時に脱退手当金の手続を行ったことも支給を受けた記憶もない。新たな資料等はないが、審議内容に納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同時期に脱退手当金を受給したことが確認できる同僚二人の陳述等から事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が否定できないこと、ii) 事業主が代理受領を行っていたとすれば、申立人に支払通知書が届いていなかったとしても支払いの効果に消長をきたすものでないこと、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の4つの申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、脱退手当金が昭和47年7月11日に支給決定される直前の同年7月9日に1つの記号番号に重複整理されていることが確認できること、iv) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月25日付け及び22年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社では同社C支店で勤務しており、退職時の事務手続は同社D本社で行われていたことから、脱退手当金に関する手続について何も連絡がなかった旨前回同様の申立てを行っているほか、同社における代理請求の可能性がうかがえる陳述をしている二人は同僚ではない旨申し立てしているところ、確かに当該の二人は同社D本社勤務であって、同社C支店勤務であった申立人にとっては同僚とは言えないかもしれないものの、脱退手当金請求の手続（代理受領の手続）を行っていたところが、同社C支店ではなく同社D本社であることからすると、同僚ではないことが、事柄の消長をきたすものではない。それゆえ当該の事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 13 日から同年 12 月まで  
② 昭和 44 年 2 月 26 日から同年 10 月まで  
③ 昭和 54 年 5 月 27 日から同年 8 月まで  
④ 昭和 56 年 9 月から同年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 57 年 3 月から同年 4 月 12 日まで  
⑥ 昭和 58 年 7 月 14 日から 60 年 9 月まで  
⑦ 昭和 60 年 10 月から 61 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、A社に昭和 40 年 3 月 22 日から同年 12 月まで勤務したのに、同年 6 月 13 日までの加入記録しかない。申立期間②については、B社（現在は、C社）に 41 年 4 月 25 日から 44 年 10 月まで勤務したのに、同年 2 月 26 日までの加入記録しかない。申立期間③については、D社（現在は、E社）に 52 年 7 月 18 日から 54 年 8 月まで勤務したのに、同年 5 月 27 日までの加入記録しかない。申立期間④については、F社に 56 年 9 月から 57 年 1 月 22 日まで勤務したのに、56 年 11 月 1 日からの加入記録しかない。申立期間⑤及び⑥については、G社に 57 年 3 月から 60 年 9 月まで勤務したのに、57 年 4 月 12 日から 58 年 7 月 14 日までの加入記録しかない。申立期間⑦については、H社 I 支店に 60 年 10 月から 61 年 11 月まで勤務したのに、加入記録は、同社 J 部門において、59 年 8 月 1 日から 60 年 1 月 19 日までとなっている。

申立期間もそれぞれの会社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由



申立期間①については、申立人は、昭和40年12月までA社に勤務したのに、同年6月13日までの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、A社は、昭和48年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者資格を取得している者のうち、住所が判明した二人に照会し一人から回答を得たが、同人は申立人を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月26日から同年12月までの期間は、A社の次に勤務したK社において被保険者であったことが確認できるところ、オンライン記録においても、申立人は、申立期間のほぼ全期間である同年6月24日から同年12月までの期間は、K社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、雇用保険の記録とおおむね符合する。

申立期間②については、申立人は、昭和44年10月までB社に勤務したのに、同年2月26日までの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、C社は、「申立期間当時の人事記録は廃棄し、担当者も在籍していないことから、申立人が申立期間に在籍していたかは不明である。」としていることから、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、B社に係る被保険者名簿において申立期間に資格を取得している元従業員のうち連絡先の判明した6人に照会し4人から回答を得たが申立人を覚えている者はいない。

さらに、雇用保険の記録で確認できる申立人のB社での離職年月日は昭和44年2月26日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する。

申立期間③については、申立人は、昭和54年8月までD社に勤務したのに、同年5月27日までの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、E社は、「申立期間当時の人事記録は廃棄し、担当者も在籍していないことから、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、D社に係る被保険者名簿において申立期間に資格を取得している元従業員に照会し二人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、雇用保険の記録で確認できる申立人の離職日は昭和54年5月26日であり、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合する上、申立人は、申立期間中の同年6月9日に求職の申込手続を行い、申立期間中の同年7月27日

から申立期間後の同年 10 月 19 日までの間、失業給付の基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間④については、申立人は、昭和 56 年 9 月から F 社に勤務したのに、同年 11 月 1 日からの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人の F 社における資格取得日は昭和 56 年 11 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致する。

また、F 社の元事業主から提出された社会保険台帳を見ても、申立人の資格取得日は昭和 56 年 11 月 1 日と記載されており、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、F 社に係る被保険者名簿において申立期間に加入記録が有る元従業員に照会し 6 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

加えて、F 社の元事業主は、「申立期間当時は試用期間について特に明確な基準はなかったが、経験に応じて 3 か月から 6 か月程度の期間を設定していた者もいた。しかし、社会保険の加入手続前に給与から社会保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

申立期間⑤については、申立人は、昭和 57 年 3 月から G 社に勤務したのに、同年 4 月 12 日からの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録、G 社の労働者名簿で確認できる申立人の雇入日及び L 厚生年金基金の加入記録で確認できる申立人の資格取得日は、いずれも昭和 57 年 4 月 12 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致する。

また、G 社に係る被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員 11 人に照会し 1 人から回答を得たが、同人は、「申立人が G 社に勤務していたことは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

申立期間⑥については、申立人は、昭和 60 年 9 月まで G 社で勤務したのに、58 年 7 月 14 日までの加入記録しかないと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録で確認できる申立人の離職日は昭和 58 年 7 月 13 日であり、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合する上、申立人は、申立期間中の同年 7 月 18 日に求職の申込手続を行い、申立期間と重複する同年 8 月 10 日から 59 年 1 月 30 日までの間、失業給付の基本手当を受給していることが確認できる。

また、L 厚生年金基金の加入記録で確認できる申立人の資格喪失日は昭和 58 年 7 月 14 日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 1 月 19 日までの期間については、申立人は、G 社の次に勤務した H 社において雇用保険及び厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録等で確認できる。

申立期間⑦については、申立人は、昭和 60 年 10 月から 61 年 11 月まで、H 社 I 支店で勤務し厚生年金保険に加入していたのに、厚生年金保険の加入

記録は、59年8月1日から60年1月19日までの5か月間しかなく、その加入時期も、勤務した支店名も異なっていると申し立てている。

しかし、M社（平成12年にH社を吸収合併）は、「労働者名簿等の人事記録については、保存期間経過のため破棄した。」と陳述していることから、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、雇用保険の記録を見ると、申立人のH社における加入期間は、昭和59年8月1日から60年1月19日までであり、厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和61年4月以降は、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間は、H社I支店で勤務していた。同社のJ部門で厚生年金保険の加入記録が有るが、J部門では勤務していない。」と主張しているものの、H社に係る厚生年金保険被保険者において、申立期間に勤務が確認でき住所が判明した元従業員に照会し回答の有った13人の陳述から判断すると、同社では、厚生年金保険の手続を同社N本社で一括して行っていたことがうかがえる上、オンライン記録において、申立人が勤務したとする同社I支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9606

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 8 年 1 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。

A社では、設立時から代表取締役を務め、1か月 50 万円の給与を得ていたのに、私の知らない間に申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に変更されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険被保険者であったことが、年金事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 1 月 30 日）の後の平成 8 年 2 月 5 日付けで、5 年 11 月 1 日から 8 年 1 月 30 日までの 25 か月間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「債務超過が原因で事業を閉鎖したが、申立期間当時、社会保険料の滞納はなかった。また、標準報酬月額の遡及訂正には関与していない。」旨陳述している。

しかし、申立期間当時、A社の経理関係と社会保険関係の事務を担当していた税理士は、「従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失の届出書及び雇用保険の離職票の作成はA社からの委任を受けて行っていたが、厚生年金保

険の適用を廃止する全喪届及び申立人の報酬額を遡及訂正する届出等の事務は担当していない。同社は、債務超過に陥り経営が破綻し事業を廃止した。申立人は、個人資産を売却し、その返済に充てていた。当時の経営状況からみても社会保険料の滞納は有ったものと推測できる。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる約2か月前（平成7年11月12日）に被保険者資格を喪失している複数の従業員は、「会社は業績不振で倒産した。最後の給料は未払のままで受け取っていない。」旨陳述している。

さらに、申立期間に係る平成8年2月5日付けの標準報酬月額の減額処理に関しても、オンライン記録によると、申立人の資格喪失処理も同日付けでなされており、その際に健康保険被保険者証が返納されていること、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険記録の生年月日の訂正処理が確認できることから、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 12 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社の上司の紹介で高校卒業後の昭和 31 年 5 月 1 日に同社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を喪失していることが確認できる元従業員は、「申立人を覚えていない。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人をA社に紹介したとされる上司の資格取得日は昭和 32 年 8 月 1 日、また、申立人が先輩であったとする元同僚二人の資格取得日は同年 9 月 1 日であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る別の元従業員は、「期間は分からないが、A社入社時には試用期間があった。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、昭和 33 年 12 月までA社に勤務し、厚生

年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、A社は昭和33年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、前述の被保険者名簿において、昭和32年6月21日に資格を喪失している元従業員は、「昭和33年中頃まで勤務したが、申立人を覚えていない。」と陳述し、申立人と同日（昭和32年6月1日）に資格を喪失している別の元従業員3人も「申立人を覚えていない。」と陳述しており、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、申立人は、「A社では、退社する昭和33年12月まで社員数は常時50人前後だった。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が資格を喪失する昭和32年6月1日の前日における被保険者数は49人確認できるものの、同年6月1日及び同年6月21日に申立人を含む48人が資格を喪失している上、当該48人の厚生年金保険加入記録を見ると、そのうち31人について、A社の資格喪失日から約2か月後までには他の事業所において資格を取得していることが確認できることから、資格の喪失と同時に退社したものと推認され、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、前述の被保険者名簿において、昭和32年6月21日に資格を喪失している元従業員は、「自分も昭和33年中頃までA社で勤務していた。しかし、資格を喪失した32年6月頃に経営状態が悪くなったことを覚えている。その頃から給料も遅配気味になり、得意先から回収できたお金が給料として皆に分配されるといった状態で従業員も減っていった。また、仕事も有ったり無かったりで、会社も厚生年金保険料が支払えるような経営状態ではなかったはずである。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、これをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 24 日から 39 年 1 月 11 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、A社を退職後、脱退手当金を受ける意志はなく、脱退手当金を受けたことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年3月31日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後12ページ(計93人)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した81人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を除き18人であり、このうち、13人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている。

また、A社における複数の同僚からは、「A社では、脱退手当金の請求について、退職する者に対して説明を行っていたと思う。」旨の陳述が得られたことなどから、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性を否定できない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金を支給し



たことを示す「脱」の表示が記録されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 30 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていることが判明した。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日は、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 41 年 6 月 8 日に訂正されていることが確認でき、申立人の脱退手当金が同年 6 月 17 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて申立人の生年月日が訂正された可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 54 年 8 月まで

私は、前職を昭和 52 年 10 月に退職し、すぐに実兄が経営する A 社に同年 11 月から 54 年 8 月まで勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において申立人の実兄が経営する A 社で勤務していたと申し立てているところ、同社元事業主の妻（申立人の義姉）の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記元事業主の妻は、「A 社における社会保険事務は事業主及び給与計算事務を任せていた同社の役員が行っていた。」と陳述しているところ、A 社の元事業主は既に死亡している上、当該役員も所在が不明であるほか、賃金台帳等の資料は保存されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、A 社は昭和 53 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、同日以降の期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間に当たる。

さらに、上記元事業主の妻からは、「A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった経緯等は不明であるが、元事業主自身が適用事業所ではなくなることに伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した以降の期間について、義弟である申立人の給与から厚生年金保険料を引き続き控除することはなかったはずである。」旨の陳述が得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9611 (事案 5550 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月頃から同年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

A社での面接時に事業主及びB職長に厚生年金保険に加入できることを確認の上、入社を決めており、また、B職免許証も提出するので、当時の状況等を再調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間当時にA社に勤務していたことが推認されるものの、同社の事業主及び複数の同僚から、「A社では、入社後一定期間は見習期間として厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」旨の陳述があり、このほか申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

今回、申立人は、「当時、B職免許を既に取得しており、見習には当たらない上、A社の事業主及びB職長に厚生年金保険に加入できることを確認して、入社を決めたことを記憶している。」として再申立てを行っているが、申立期間当時の事業主及びB職長を含めた複数の同僚に対して改めて事情照会したところ、いずれも前回と同様に、「A社では、新規採用者について、入社後、一定の見習期間を設けていた。この取扱いは、既にB職免許を取得していた者及びB職の経験がある者でも同じであった。」旨回答しており、申立人が申立

期間に厚生年金保険料を控除されていたことについて新たな事情等を確認することはできなかった。

また、上記とは別の複数の同僚に事情照会を行ったものの、申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述を得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

私が勤務していたA社における標準報酬月額の記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されていることが分かった。申立期間の一部の給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、同社で支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 16 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 6 月、同年 8 月から 17 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 4 月までの期間については、申立人提出のA社における給与支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は 20 万円又は 26 万円となる一方、当該給与支払明細書において源泉控除されている保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出される健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料の合計額にほぼ等しくなることから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

なお、A社は、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除方式であると回答しており、翌月控除方式の場合は、退職月の給与から退職月とその前月の2か月

分の保険料が控除されるべきところ、上記給与支払明細書を見ると、退職月に当たる平成18年4月の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年1月から15年12月までの期間、16年4月、同年7月及び17年10月については、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額等は不明。」と回答しているほか、申立人も当該期間の給与支払明細書等を所持していないため、当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。ただし、16年4月、同年7月及び17年10月については、給与支払明細書のある前後の期間と勤務形態等に変化はなく、給与支給額にも変動はなかったとみられることから判断すると、給与支払明細書のある前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと考えられる。

一方、A社に係る被保険者記録から複数の同僚を抽出調査したところ、回答の得られた同僚は、「A社では給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出ていると聞いた。」旨を陳述しているほか、同社の当時の社会保険事務担当者からは、「当社では、実際の給与支給額よりも低い額を報酬月額として届け出ており、厚生年金保険料は届け出た報酬月額に基づいた額しか控除していない。」旨の陳述が得られた。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡等は確認できないほか、複数の同僚の標準報酬月額を調査したものの、申立人の申立期間における標準報酬月額が他の同僚に比べて特に低額となっている等の事情も見当たらなかった。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 11 年 6 月 26 日まで

私が勤務していたA社における標準報酬月額の記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、同社で支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の平成 8 年 8 月から 11 年 6 月までの期間に係る申立人名義の預金口座の通帳において、A社からの給与振込額は、22 万 4,248 円から 46 万 1,735 円までであることが確認できる上、雇用保険受給資格者証による離職時賃金日額から算出される直前 6 か月間の平均賃金月額は約 34 万円となり、これらはいずれも社会保険事務所に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額を上回っている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額等は不明。」と回答しているほか、申立人も申立期間当時の給与支払明細書等を所持していないため、申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、申立期間の一部において、A社に勤務していた者が提出した給与支払明細書(平成16年1月から18年4月まで)を見ると、給与支給額に見合う保険料は控除されておらず、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことが確認できる。

また、A社に係る被保険者記録から複数の同僚を抽出調査したところ、回答の得られた同僚は、「A社では給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出ていると聞いた。」旨を陳述しているほか、同社の当時の社会保険事務担当者からは、「当社では、実際の給与支給額よりも低い額を報酬月額として届け出ており、厚生年金保険料は届け出た報酬月額に基づいた額しか控除していない。」旨の陳述も得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡等は確認できないほか、複数の同僚の標準報酬月額を調査したものの、申立人の申立期間における標準報酬月額が他の同僚に比べて特に低額となっている等の事情も見当たらなかった。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年5月19日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、昭和49年10月1日から準社員として勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な陳述内容から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時から、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、A社で勤務し始めた申立期間当時は、準社員又はパートであったとしているところ、B社の事務担当者は、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、パート等は加入させていなかった。」旨陳述している上、申立人は、パート勤務の期間中に入社手続を行って正社員になり、同時に健康保険被保険者証を受け取ったと陳述している。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致する昭和50年5月19日から51年10月30日までの期間であることが確認できるところ、同社の元従業員6人について、雇用保険及び厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、いずれの者も、両保険の資格取得日は一致している。

さらに、上記の事務担当者は、「厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から27年8月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間当時、毎日一緒に通勤し同じ仕事をしていた同僚には加入記録が有るのに、私の記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当社C支店は現存しておらず、申立期間当時の資料も保管していない。また、当時の事情について分かる者もない。」としており、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同じ仕事をしていた同僚には被保険者記録が有るのに自分には無いと申し立てているが、申立人より先にA社で勤務し始め、申立人に同社への入社を勧めたとする別の同僚(申立人と同職種)及び複数の元従業員が申立期間当時の経理担当者であったとする者は、同社において厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

さらに、A社の複数の元従業員が、申立期間当時の従業員数について、50人から100人までであったとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は43人から45人までであることが確認できる。

加えて、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、本人及び元同僚の陳述から入社時期が推認できる8人は、入社後6か月から1年7か月後に被保

険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの1人は、入社後6か月間の試用期間が有ったとしている。

これらのことから、A社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、また、必ずしも全ての従業員を加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9616 (事案 6050 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 23 日から 10 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、私が、申立期間のうち平成 6 年 4 月まではA社の国内の事業所で、同年 5 月以降は海外の事業所で勤務したのは間違いない。また、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった頃に保険料を滞納していたと記憶しているので、事業は継続しているにもかかわらず、滞納保険料を減らすために厚生年金保険から脱退するとの届出を行った結果、社会保険事務所において当該脱退処理が遑って行われたのではないかと思う。この点を確認の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できるものの、i) 申立期間のうち、平成 5 年 4 月 23 日から 6 年 9 月 1 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 同社の従業員であった事業主の子は、「事業主から、海外勤務者は厚生年金保険に加入させない旨の説明を受け、海外勤務中に給与から保険料が控除されることは無かったはずである。」と陳述しているところ、申立人と同様に海外で勤務していたとする元同僚も、海外での勤務期間は厚生年金保険の加入記録が無いこと、iii) 申立人は 5 年 8 月 25 日から現在まで継続して国民健康保険に加入していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る保険料控除を示す関連資料等はないとしながらも、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理が、保険料の滞納に関連する事業主の不適切な届出に基づき、社会保険事務所において遡って行われたのではないかと主張している。

しかし、管轄年金事務所においては、平成5年4月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったA社に関する滞納処分票及びその他の関係書類は保管されておらず、同社が申立期間当時に保険料を滞納していたことを確認できない。

また、オンライン記録において、A社が適用事業所ではなくなった日は平成5年4月23日、その処理日は同年4月26日であり、申立人の健康保険被保険者証も同日に回収されていることが確認できることから、同社が適用事業所ではなくなる処理が遡って行われたとの申立人の主張とは符合しない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から28年4月1日まで

私は、昭和25年頃から29年11月末まで、A社に勤務していた。

在籍期間を通じ、B業務に従事しており、途中で業務内容及び勤務時間等が変更になったこともないのに、厚生年金保険の加入記録が一部抜けていることに納得できない。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚等の陳述から、申立期間当時、同社で継続して勤務していたとされる同僚3人についても、申立人と同様に被保険者資格を喪失していることが確認できる。このほか、申立期間当時に入社したとされる4人については、入社日から1年以上経過後に被保険者資格を取得していることが確認でき、これら7人はいずれも申立人と同様に同社外で勤務していたとみられることから、申立期間当時、同社は、職種によっては従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。なお、上記の申立期間当時に入社したとされる4人のうち、昭和28年4月1日から29年12月1日までの期間において同社で被保険者資格を有する同僚は、「私は、昭和26年頃から29年11月末まで勤務したが、その間、ずっと申立人と一緒にC業務を行っていた。」と陳述している。

また、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主及び人事担当者も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状



況について確認することができず、上記被保険者名簿から申立期間及びその前後の期間に被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況についての陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 6 日から 40 年 7 月 18 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 6 日から 40 年 7 月 18 日まで A 社に勤務した後、41 年 3 月から 2 か月程度、B 社に勤務した。その後、42 年 12 月に結婚し、夫が 43 年 5 月に開業した店で C 業務などを担当していた。

社会保険庁（当時）の記録では、A 社で勤務した期間については、同社を辞めてから 3 年も経過した昭和 43 年 7 月に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は妊娠中で仕事も忙しく、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同裁定請求書は昭和 43 年 6 月 8 日に D 社会保険事務所（当時）で受け付けられ、申立人の脱退手当金は、同年 7 月 23 日に支給決定されていることが確認できる上、支給額に計算上の誤りは無い。

また、上記裁定請求書に記載された住所は、申立人の当時の住所地であることが戸籍謄本の附票から確認できるなど、その記載内容に疑義は認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から30年1月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和23年に入社し、平成14年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、申立期間当時の被保険者期間に最短で19か月、最長で39か月の空白期間が生じている者が、申立人以外に4人認められるものの、これら4人のうち所在が判明した者はいないことから、当時の事情を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある同僚に事情照会したところ、複数の同僚から「被保険者期間に空白期間が生じている申立人を含むこれら同僚は、いずれも途中で一旦退職し復職した等の記憶もなく、継続して勤務していたはずである。しかし、保険料が引かれると給料が少なくなるので、厚生年金保険に加入しないことを希望する者もいたように思う。」旨の回答があった。

さらに、申立人が同職種の同僚であったとして名前を挙げた者は、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い上、申立人及び前述の同僚が記憶していた複数の同僚についても同社での被保険者記録は無い。

これらのことから、当時、A社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に

加入させてはいなかったことがうかがえる。

加えて、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 29 日から 44 年 11 月 19 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 43 年 11 月 29 日から 44 年 11 月 19 日の期間の加入記録が無いとの回答を得た。当該期間のうち、43 年 11 月 21 日から 44 年 1 月 20 日までの期間は、昼間はB社で、夜間はA社で、掛け持ち勤務をしており、同年 1 月 21 日以降は同社のみ勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 51 年 9 月 25 日に既に適用事業所ではなくなっており、事業主は当時の記憶がないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた者は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、自身と同職種であったか否かは記憶になく、また、申立人の勤務期間、掛け持ち勤務の有無及び保険料控除については分からない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に記録の有る同僚 18 人を抽出し、所在の判明した 4 人に照会し、経理人事担当者を含む 2 人から回答を得たところ、2 人共に申立人のことを記憶していたものの、申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る記憶までではないとの回答を得た。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 43 年 11 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、申立人の欄には、44 年 2 月 10 日付けで健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記録

が確認できるほか、同名簿に不自然な点もうかがえない。

なお、申立人が掛け持ちで勤務していたとするB社からは、申立期間に関する回答は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、平成元年 10 月から 2 年 6 月までの標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっている旨の回答があった。  
A社においては、入社時から給料は残業代を含めて 20 万円程度あり、給与額が下がった記憶もないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 4 月にA社に入社以降、会社を欠勤したことはなく、給与支給月額が下がったこともないので、申立期間に係る標準報酬月額について納得がいかないと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳及び給与支給額等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について確認することができないが、社会保険事務所で決定された標準報酬月額に基づく保険料しか給与から控除しておらず、A社からの納入告知額のとおり納付していたはずである。」旨回答している。

また、B社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者記録が有る複数の同僚に事情照会したものの、当時の給与明細書を保存している者はいない上、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る具体的な陳述が得られなかったことから検証することができず、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除について確認することができなかった。

さらに、上記オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 43 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 39 年 5 月から 43 年 1 月まで、住み込みでB業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承するC社の事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、上記の事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時、死亡した私の父がA社を経営しており、当時の状況を知る母は、『当社は厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、保険料も控除していない。』と言っている。」と陳述している。

さらに、上記の事業主の陳述から、申立期間当時にA社で勤務していたことが確認できる元従業員は、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるところ、同人は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料控除も無かった。」と陳述している。

加えて、申立人が名字のみを記憶している上司及び同僚は、いずれも所在不明であるため、これらの者から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から 59 年 2 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、48 万円の給与を支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、標準報酬月額が申立人と同様の時期に申立人と同額の15万円に引き下げられている元従業員15人のうち、所在が判明し聴取することができた8人中4人が自身の給与額を記憶しており、いずれも、申立期間当時、15万円よりも高い給与を支給されていた旨陳述していることから、当時、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い給与を支給されていたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和59年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役の一人は、「申立期間当時の資料は無い。当時、自身は経理事務の詳細については把握していなかったので、保険料控除の状況は不明である。」と陳述しているほか、申立人が自身の上司であったとするもう一人の元代表取締役は、所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている元従業員に照会しても、申立期間当時の保険料控除額を記憶している者はおらず、元従業員からも、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人及び上記の元代表取締役の一人は、申立期間当時、申立人は、経理及び社会保険事務の担当部長であり、申立人が社会保険事務所（当時）に

提出する届出書に会社代表印を押していた旨陳述しているところ、申立人は、「申立期間当時、私が事務責任者として、自身を含む多数の従業員の標準報酬月の引き下げに関与した。しかし、これは、当時、A社が保険料を滞納していたため、社会保険事務所の強引な指導により、従業員の標準報酬月額を引き下げざるを得なかったものである。」と陳述している。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人及び上記の標準報酬月額が引き下げられている元従業員16人（申立人を含む）のうち、12人（申立人を含む）については、標準報酬月額に係る記録が遡及して訂正された事跡は無い。

なお、標準報酬月額が引き下げられている当該元従業員16人（申立人を含む）のうち、4人については、上記の被保険者名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出が行われた昭和59年4月4日に、58年3月1日に遡って標準報酬月額が15万円に減額処理されていることが確認できるところ、申立人は、「当該減額処理は、私が社会保険事務所の強い指導を受け、やむを得ず一人で届出を行ったものであるが、このような遡及訂正を行ったのは、1回のみである。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（48万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 26 日から 40 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 35 年 2 月から 44 年 11 月までB職として勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、昭和 35 年及び 41 年にA社に入社したとする同僚二人の陳述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、平成 9 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の妻及び弟は、「元事業主は既に死亡している。申立期間当時の資料は残っていないが、当事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給料から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」と陳述している。

さらに、前述の同僚の一人も、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、従業員からの要望によるものであり、適用事業所となる前は、保険料控除は無かった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、昭和 42 年 8 月まで A 社に勤務したとする同僚の陳述から、申立人が同年 8 月までは同社で勤務していたことが推認できるものの、申立人が記憶する同僚二人は、同社において被保険者としての記録は無いほか、元事業主の弟及び前述の同僚一人は、いずれも、「申立人が、いつ退職したかは覚えておらず、申立人が申立期間も A 社で勤務していたかは分からない。」と陳述しているため、これらの者から、申立人が同年 9 月以降も同社で勤務していたことを確認できない。

また、申立期間に A 社で被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた 7 人（前述の同僚二人を除く）は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているほか、このうち昭和 43 年 8 月に資格を取得している 1 人は、「申立人は、A 社で勤務していなかった。」と陳述しているため、元従業員からも、申立人が 42 年 9 月以降も同社で勤務していたことを確認できない。

さらに、申立人は、「A 社を退職したとき、従業員数は 10 人未満であった。」と陳述しているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる昭和 44 年 11 月 20 日時点の被保険者数は 24 人であり、申立人の陳述内容と符合しない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、A 社は、申立期間内の昭和 44 年 4 月 1 日に C 厚生年金基金に加入しているが、同基金は、「申立人の加入記録は無い。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 44 年 4 月から同年 10 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間にA社において被保険者記録が有る元社員は一人のみであり、同人に照会を行ったものの、回答が得られなかったため、元社員からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9659 (事案 3666 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 10 日から 30 年 12 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けたものの、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、事業主による代理請求の可能性が高い等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

しかし、A社B工場では昭和 30 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、31 年 1 月 9 日に脱退手当金が支給決定されたことになっているが、こんなに早く脱退手当金の処理がなされるとは考えにくい。

また、脱退手当金は事業主が代理請求した可能性が高いと判断されているが、誰がいつどのような手続を行ったのかが示されていない。

さらに、私の妹も同じA社B工場に勤務し、脱退手当金受給済みとされていたが、後に厚生年金保険被保険者記録が回復されている。妹の記録が回復できて、私の記録が回復できないというのは納得できない。

脱退手当金の請求手続はしておらず受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高い、ii) 脱退手当金が支給決定されたのは、通算年金制度創設前である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社B工場で厚生年金保険被保険者資格を喪失した 19 日後に脱退手当金が支給決定されたことになっているが、こんなに早く処理がで

きるとは考えにくい旨申し立てているが、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人とほぼ同時期に資格を喪失し、6か月以内に脱退手当金を受給した32人のうち、17人が資格喪失日から19日以内に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、脱退手当金は事業主が代理請求した可能性が高いと判断されているが、誰がいつどのような手続を行ったのかが示されていないと申し立てているが、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有り、連絡先の判明した元従業員は、「脱退手当金については会社から説明が有り、会社が手続をした。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「妹もA社B工場に勤務し、脱退手当金受給済みとされていたが、後に厚生年金保険被保険者記録が回復されている。妹の記録が回復できて、私の記録が回復できないというのは納得できない。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の妹は、当初、A社B工場（被保険者期間は、昭和28年4月1日から32年1月21日まで）及び同工場の次に勤務した事業所（被保険者期間は、昭和32年2月1日から37年2月11日まで）に係る加入期間が、昭和38年3月29日付けで脱退手当金支給済みとされていた。しかし、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和36年法律第182号）附則第9条第2項第2号によると、施行日前から引き続き第2種被保険者であり（施行日である昭和36年11月1日より前に当該被保険者の資格を取得し、以後、当該被保険者である期間が1日の空白もなく引き続いていることを要する。）、同日から起算して5年以内に被保険者資格を喪失した者には従前の例により脱退手当金を支給する旨規定されているところ、申立人の妹の脱退手当金支給済みとされていた2つの被保険者記録を見ると、施行日前に資格を取得しているものの、2つの被保険者記録の間には11日間の空白が有ることから、当該規定には該当せず、したがって、当該脱退手当金の支給決定は法律上の根拠を欠く重大かつ明白な欠陥のある当然無効の行政処分であるから、例えそれに基づく支給がされていたとしても、当該行政処分の欠陥が治癒されるに由ないものである。このため、申立人の妹の厚生年金保険加入記録は、社会保険事務所により職権で訂正されたものであり、申立人の妹と申立人とは事情が異なるのが相当である。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9660 (事案 1973 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 62 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社でB業務従事者として勤務した加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時は、小さい子供が二人もいたので社会保険に加入していないことは考えられないことから、記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同僚の陳述等により在職は推測できるものの、申立期間のうち雇用保険求職者給付の受給期間は厚生年金保険加入期間とは認められないとされ、その他の期間についても厚生年金保険料の控除がうかがえない等として記録の訂正は認められなかった。

前回の決定後、申立期間当時、C健康保険組合から「本人が一年間一度も医者にかかることなく健康であったことのお礼」として贈与された商品を今でも持っていることや、「商品券」等の賞品システムがあったことを思い出した。このことは、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた事実を示す新たな事情であるので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚等の陳述から判断して勤務は推測できるものの、i) 雇用保険の記録から、申立人は前勤務先を退職後、1か月の給付制限を経て申立期間中に90日分の求職者給付を受給したことが確認でき、当該期間については、厚生年金保険加入期間とは認められない、ii) 申立人と同時期入社で、同職種(B業務従事者)、フルタイム勤務の同僚は、「手取額が多い方が良いので、会社に申し出て社会保険に加入しなかった。」と陳述しており、A社では、フルタイム勤務であっても、本人の申出により社会保



険の適用を受けさせない取扱いがなされていたことがうかがえる、iii) 申立人が申立期間当時、子供が通院していたと陳述している小児科病院では、「当時のカルテは保存期間を経過したため破棄した。」と陳述しているため、申立期間に係る申立人の健康保険被保険者証の種別の確認までには至らなかった等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間当時、C健康保険組合から「本人が一年間一度も医者にかかることなく健康であったことのお礼」として贈与された商品を今でも持っていることや、「商品券」等の賞品システムがあったことを思い出したとしている。

しかし、A社が当該健康保険組合に編入したのは平成10年5月1日であり、申立期間当時は組合管掌の健康保険ではないことから、申立人の陳述と符合しない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から11年10月9日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社の派遣社員として、B社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社保管の人事記録から、申立人が、申立期間のうち、平成9年1月16日から11年10月9日まで同社の派遣社員として勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人の被保険者区分は高年齢短時間労働被保険者であることから、週労働時間が20時間以上30時間未満の勤務であったと考えられるところ、A社保管の人事記録を見ると、派遣先であるB社における申立人の労働条件は、週3日の1日7時間40分勤務、又は週5日の1日4時間勤務と記録されている。

また、当該人事記録によると、申立人の厚生年金保険料は対象外と記録されている上、A社の担当者は、「申立人からは保険料を控除していない。また、高年齢短時間労働被保険者からは、一切、厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、C市の記録により、申立人が申立期間を含む平成6年12月から21年10月まで同市で国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間のうち、平成8年8月から9年1月16日までの期間については、雇用保険の記録における申立人の資格取得日とA社保管の人事記録における入社日が同日（平成9年1月16日）であり、同社は申立人の入社日以前の記録は無いとしている上、派遣先であるB社の事業主に照会するも回答を

得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 48 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、「B店」が開業した日にアルバイトとして入社し、昭和 47 年 3 月に正社員となり、その時から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の労働者名簿から、申立人が、申立期間以前の昭和 46 年 12 月 1 日から申立期間中の 47 年 8 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる上、雇用保険の記録によると、同社における申立人の離職日は同年 8 月 31 日であり、同名簿の記録と符合する。

しかし、A社の元取締役で事業主の弟は、「当社では入社約 3 か月後に雇用形態に関係なく、従業員の希望を聞いてから社会保険の加入手続をしていたはずである。」と陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 3 人も、「A社で勤務していた従業員全員が社会保険に加入しているわけではなかった。」と陳述している。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している者は、前述の被保険者名簿にその氏名が見当たらない。

さらに、前述の元取締役で事業主の弟は、「当社の厚生年金保険被保険者資格取得届と資格喪失届は申立期間以前から全て保管しているが、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は確認できない。」としている。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生

年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、オンライン記録において申立期間に被保険者記録の有る9人に照会し4人から回答を得たが、申立人を覚えている者はなく、申立人の当該期間における保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月頃から23年3月頃まで  
② 昭和35年のうち3か月から6か月ぐらいの期間  
③ 昭和36年11月頃から37年2月10日まで  
④ 昭和40年8月頃から同年10月頃まで  
⑤ 昭和52年12月1日から53年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社でB業務従事者として勤務していた。申立期間②はC社でD業務従事者として勤務していた。申立期間③はE社で、申立期間④はF社（現在は、G社）で、H業務従事者として勤務していた。申立期間⑤はI社でJ業務従事者として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という）において、申立人が記憶する同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できること、及び申立人が陳述する同社の所在地と勤務内容が元従業員の陳述と符合することから判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和24年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、昭和21年8月20日に資格を取得している元従業員は、「昭和21年4月にA社に入社したが、当時、数か月間の試用期間があったように思う。」と陳述していることから、A社では、申立期間当

時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、C社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、オンライン記録において、「C社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

一方、申立人は、「C社は、K市にあった従業員10名ぐらいの会社であり、そこでD業務に従事していた。」と陳述しているところ、オンライン記録において、申立期間当時、同所にL社が確認できる。

しかし、L社に係る被保険者名簿において加入記録（被保険者期間は、昭和33年2月15日から35年5月6日まで）が有る元従業員は、「申立人のことは知らない。L社は10名ぐらいの会社で、D業務従事者は一人のみだった。私が入社した時には既に申立人とは違う一人のD業務従事者が勤務しており、退職時にもまだ勤務していた。」旨陳述しており、同被保険者名簿において当該D業務従事者の加入記録（被保険者期間は、昭和30年8月8日から36年2月26日まで）が確認できるところ、当該D業務従事者は既に死亡しているため、D業務従事者の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、L社は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③については、申立人は、昭和36年11月頃からE社でH業務従事者として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は37年2月10日からしかないと申し立てている。

しかし、E社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、E社に係る被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し10人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、当該回答の有った元従業員のうち3人は、「E社には入社後、数か月間の試用期間があった。」と陳述しているところ、これらの者のE社における被保険者資格の取得日は、各人が記憶する入社日の約1か月から5か月後であることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間④については、申立人は、F社で約2か月間H業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社に係る被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し回答の有った9人は申立人を覚えておらず、また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、G社は、「当社では、現在、短期間で辞める者が多いため、数か月間の試用期間を設けているが、申立期間当時も同様に試用期間があったものと思われる。」としているところ、前述の回答の有った元従業員9人のうち2人は、「F社には、入社後数か月間の試用期間があった。」と陳述していることから、F社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間⑤については、申立人は、I社でJ業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、I社は、昭和63年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、M社N支店は、「I社については、申立期間当時の資料が保存されていない。」としているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「I社では、J業務従事者として勤務していた。」と陳述しているが、O企業年金基金は、「陳述からすると、申立人は、臨時職員等の身分であったと想定される。申立期間当時、臨時職員等は、P共済組合の組合員となることができなかった。」としている。

さらに、I社に係る被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社において、昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 6 月 30 日までB業務従事者として勤務した。しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 58 年 6 月 30 日付けで退職したので、資格喪失日は同年 7 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、A社が保管する申立人の人事記録を見ると、昭和 58 年 4 月 1 日の勤務記録事項欄に、「任期は 1 日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和 58 年 6 月 29 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」と記載されているほか、同年 6 月 30 日の欄には、「昭和 58 年 6 月 29 日限り退職した。」と記録されており、申立人の退職日は厚生年金保険被保険者記録(昭和 58 年 6 月 30 日に資格を喪失)と一致する。

また、A社の現在の人事担当者は、「申立期間当時、申立人はB業務従事者であり、B業務従事者が退職する場合は、原則として月末の前日を退職日とする取扱いであったので、退職月の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月から 55 年 8 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から同年 9 月 21 日まで  
③ 昭和 57 年 11 月 29 日から 63 年 10 月まで  
④ 平成元年 2 月から 14 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間①についてはA社で、申立期間②及び③についてはB社で、申立期間④についてはC社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、申立人が、A社の社長、専務及び同僚として記憶している者は、いずれも連絡先が不明であり同社は昭和 59 年に解散していることが商業登記の記録で確認できるところ、同記録で把握できる役員も連絡先が不明のため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②については、昭和 57 年 4 月からB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、同年 7 月 29 日から同年 9 月 21 日までの期間について、同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は昭和61年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の関係書類は保存していないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は不明である。」としている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録を有する元従業員に対して照会を行ったところ、回答の有った二人は、同社では3か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと陳述しているところ、このうち一人の記憶している入社日は、同人の被保険者資格の取得日の3か月前であることが確認できることから、同社では必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、申立期間のうち、昭和57年4月から同年7月29日までの期間については、申立人の雇用保険の記録は確認できず、また、申立人が同僚とする者は、「申立人は私より何日か後に入社してきた。」と陳述しているところ、同人の雇用保険の資格取得日は同年7月21日であることから、同人の雇用保険の資格取得日と符合し、申立人の当該期間における勤務はうかがえない。

申立期間③については、申立人は、昭和63年10月までB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社の元事業主は、「当社は、昭和61年4月\*日に破産しており、以後は存続していない。」と陳述しており、商業登記の記録でも当該事実が確認できるほか、同社は、破産宣告日の翌日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、申立人が同僚とする者は、「申立人と同時期にB社を退職して、一緒にE業務に従事した。」と陳述しているところ、同人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和57年11月21日、申立人の資格喪失日は同年11月29日であり、同人の陳述と符合する上、申立人も同様の陳述をしていることから、申立人が申立期間にB社で勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人及び当該同僚の上記厚生年金保険の資格喪失日は両人の雇用保険の記録と符合している。

申立期間④については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、平成3年10月1日から10年6月18日までであることから、申立期間のうち、元年2月から3年10月1日までの期間及び10年6月18日から14年2月までの期間は、同社は適用事業所ではない。

また、C社は、「申立人に対しては、平成3年又は4年頃に一度仕事を発注したことがあるが、申立人は当社に在籍していなかった。」としているところ、商業登記の記録を見ると、申立人は、申立期間中の平成7年3月9日から、D社（平成7年3月\*日に設立、21年6月\*日に解散）の代表取締役になって

いることが確認できる。

さらに、複数の元従業員からも、申立人がC社に在籍していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 20 日から 34 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 31 年 11 月 20 日に、同郷の者と共に同社に正社員として就職したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記の記録によると、A社は平成 19 年に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間当時から同社で勤務していた同社解散時の事業主は、「申立人のことは覚えているが、当時の関連資料も残っていないため詳しいことは分からない。」と陳述しており、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間又はその直後に被保険者記録が有る元従業員の中には、自身が記憶する入社時期の約 8 か月から 2 年 3 か月後に厚生年金保険に加入している者がいることが確認できる上、申立人と同郷で同日に入社し、同じ業務に従事したとする者も、申立人と同日（申立人が入社したとする日の約 2 年 6 か月後）に資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の元従業員はいずれも、厚生年金保険の未加入期間に事業主

により給与から保険料を控除されていたかどうかまでは覚えていないとしている。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は、申立人のA社におけるオンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 2 日から同年 7 月 21 日まで

私は、昭和 56 年 2 月 2 日から同年 7 月 20 日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

A社が、私の給与から厚生年金保険料を控除していたことを証明する源泉徴収票があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人は、申立期間当時、当社のパート従業員であったため、健康保険組合及び雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。そのため、社会保険事務所にも申立人の厚生年金保険の資格取得届は提出しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、申立人提出のA社に係る昭和 56 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額について、同源泉徴収票に記載された給与支払金額及びB健康保険組合提出の被保険者資格得喪届から確認できる申立人の標準報酬月額（9万 8,000 円）等を基に、当委員会が試算したところ、当該社会保険料の金額から健康保険料額及び雇用保険料額を差し引いた金額は、同標準報酬月額に相当する 1 か月分の厚生年金保険料額に満たないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 12 月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社が経営するB店に勤務していた期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社が経営するB店に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするB店は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いことから、運営会社であったとされるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間より 12 年余りも前の 24 年 2 月 1 日に既に適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の事業主は所在不明であり、同社を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況等について確認することができない。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 2 日から 35 年 8 月 25 日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される昭和 36 年 10 月 3 日の直前の同年 8 月 25 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「36. 8. 25 回答済」の表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立人は、同社在籍中の昭和 34 年 4 月 \* 日に婚姻しているが、上記被保険者名簿の申立人の氏名は、脱退手当金が支給決定される直前の 36 年 9 月 9 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年4月30日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間においてB社にC職として勤務し、当時は体調不良ということもあって健康保険被保険者証も所持していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が陳述しているB社の敷地内における工場等の配置状況は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚が作成した同社の建物配置図とおおむね一致している上、申立人が申立期間の後に勤務したとするA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる者は、「申立人がB社に勤務していたことを聞いたことがある。」旨陳述していることから、在籍時期及び期間は特定できないものの、申立人は、同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和40年8月27日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立人は、B社の同僚の氏名を記憶していない上、同社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、申立人は、B社での健康保険被保険者証を所持していたと申し立てているが、同社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の

整理番号に欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 3 日から 48 年 2 月 21 日まで

私は、給料が良いと友人から紹介されたA社に昭和 42 年 4 月から 48 年 2 月まで勤務し、B業務に従事した。

年金事務所の記録では、A社における私の標準報酬月額が実際の手取額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が提出した昭和 45 年 9 月及び同年 10 月に係る給与明細書から、当該期間の給与支給額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した上記の昭和 45 年 9 月及び同年 10 月に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社の申立期間当時の事業主、その妻及び経理担当者となる同僚は、いずれも既に死亡しており、現在の事業主は、「申立期間当時の資料等は残存せず、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額等は不明

である。」旨回答している上、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月及び同年10月を除く期間の給与明細書等を所持していないため、当該申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の見直し及び遡及減額処理などの不自然な処理が行われた形跡は認められない上、申立人を同社に紹介したとされる同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できるほか、申立人の申立期間における標準報酬月額が他の同僚の標準報酬月額と比較して特に低額となっている等の事情も見当たらない。

加えて、A社は、昭和44年4月1日設立のC厚生年金基金に同日加入しており、申立期間のうち、同基金加入日以降の申立人の加入員異動記録における標準報酬月額は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 12 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、A社の船員として、昭和 43 年 8 月から 47 年 8 月まで、同社所有の B 船に乗り、C 国を拠点として D 業務に従事したが、年金事務所に同社での船員保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。納得できないので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の一人が、「昭和 43 年 8 月から 46 年 1 月頃まで、申立人と一緒に B 船に乗った。」と陳述していることから、申立人が申立期間に A 社所有の B 船に乗っていたことが推定できる。

しかし、船員保険被保険者原票によると、上記同僚及び申立人が B 船の船長であったと記憶する者の二人についても、申立人の申立期間とおおむね同じ時期に被保険者記録が欠落していることが確認できる上、当該同僚は、「何らかの事情があったと思うが、その事情及び保険料控除の状況については、覚えていない。」と陳述し、B 船の船長であったとされる者は、所在が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主は、「当時のことは覚えておらず、関連資料も保管していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9673 (事案 5747 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月8日から29年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間における保険料控除の状況を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用してC市にあったD病院に通院しており、また、申立期間後にE社に採用された際、過去のF業務歴を提出したことを思い出したので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の陳述から、時期は特定できないが、申立人が申立期間内にA社B支店で勤務していたことが推認できるものの、複数の元従業員が、同社に入社したとする時期の約6か月から4年3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるため、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間に健康保険被保険者証を使用してD病院に通院しており、また、申立期間後にE社に採用された際、過去のF業務歴を提出したことを思い出した。」と陳述しており、再度、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかし、J保健所及びG医師会に照会しても、申立期間当時、D病院が存在したことを確認できないほか、J保健所による情報提供(インターネット情報)から、申立人が通院したとする医療機関はH病院であった可能性があるが、同病院の事業を継承するI社に照会したところ、「過去にH病院があったと聞いているが、当社は、平成16年に経営主体が変わっており、同病院については何も分からない。」との回答があったため、申立人が申立期間当時に使用した健康保険被保険者証の種別を確認できない。

また、E社は、「現在は、職員を採用する際に過去のF業務歴を提出させておらず、申立期間当時にF業務歴を提出させていたか否かについては不明である。」と陳述しているため、同局から、申立人のF業務歴を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 2 日から同年 12 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 3 年 11 月 2 日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の源泉徴収票により、申立人が平成 3 年 11 月 2 日からA社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳を見ると、申立人が資格を喪失した平成 4 年 6 月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当時、同社では、保険料は当月控除であったと考えられるところ、3 年 11 月分の給与明細書及び賃金台帳における厚生年金保険料の控除欄は空欄となっている。

また、A社提出の申立人に係る労働者名簿及び従業者名簿を見ると、雇入年月日及び「従業者となった年月日」は、いずれもオンライン記録上の資格取得日と同日の平成 3 年 12 月 2 日と記載されているところ、同社は、「申立期間当時の担当者が退職しているため詳細は不明であるが、上記の資料から判断すると、申立期間当時、1 か月間の試用期間を経てから厚生年金保険に加入させていたと考えられる。」と陳述している。

さらに、A社提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日は、平成 3 年 12 月 2 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、A社が加入するB厚生年金基金提出の申立人に係る厚生年金基金加

入員台帳を見ると、申立人の資格取得日は、平成3年12月2日と記載されており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、平成3年12月2日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。